明石市工事成績評定要領

（趣旨）

第１条　この要領は、明石市工事検査規程（平成５年訓令第９号。以下「規程」という。）第１０条の規定に基づく工事成績の評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（評定対象の工事）

第２条　評定は、規程第１０条第２項に規定する工事以外の工事について行うものとする。

（評定者）

第３条　工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、明石市契約規則（平成５年規則第１０号）第３８条に規定する検査員及び同規則第３４条に規定する監督職員とする。

２　監督職員は、工事成績の評定結果について工事主管課長の承認を受けるものとする。

（評定の方法）

第４条　評定は、工事ごとに独立して行うものとする。ただし、施工時期、場所及び工事主管課が同一である工事その他の関連性の高い工事が２以上あるときは、当該工事のうち主たる工事について一括評定を行うことができる。

２　評定は、監督又は検査において確認した事項に基づき、評定者ごとに的確かつ公正に行うものする。この場合において、評定者となる監督員又は検査員が複数いるときは、それらの者が協議の上行うものとする。

３　評定者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める基準に基づき、当該各号に定める工事成績表により評定を行うものとする。

（１）土木工事　評定運用基準表（土木）（別表第１）　工事成績表（土木）（様式第１号）

（２）建築工事　評定運用基準表（建築）（別表第２）　工事成績表（建築）（様式第２号）

（３）設備工事　評定運用基準表（設備）（別表第３）　工事成績表（設備）（様式第３号）

（評定の区分）

第５条　評定の区分は、次に掲げるとおりとする。

ランク	A （特に優れている）	B （優れている）	C （普通である）	D （やや劣る）	E （ 劣 る ）
評定点	100～85	84～75	74～65	64～55	54～

（評定点の通知）

第６条　総務部工事検査課長（以下「工事検査課長」という。）は、評定を行った工事の請負業者に対し、前条の規定による評定点を書面（工事成績評定表）により通知するとともに、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（評定点の修正）

第７条　工事検査課長は、第６条の通知を行った後、瑕疵が判明した場合等で修正すべきと認める場合は、当該評定点を修正することができる。

２　前条の規定は、前項の修正が完了したときの通知及び公表について準用する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成１６年７月１日から施行する。

（明石市工事成績評定要領等の廃止）

２　次に掲げる要領は、廃止する。

（１）　明石市工事成績評定要領（平成５年１０月１日制定）

（２）　工事成績評定点通知実施要領（平成１０年４月１日制定）

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第４条第１項及び第３項並びに第７条の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

（施行期日）

１　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第４条第３項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前

に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

（施行期日）

１　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第４条第３項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

様式第１号（第４条関係）　　平成24年4月改訂版V1

工　事　成　績　表　（　土　木　）　㊙

施工年度	平成　　年度	課長	係長	係
工事主管課				

工事名	工事	契約番号

請負者	ランク

請負金額		成績評定日 平成　年　月　日	③ 評定点
契約工期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日		
完成日	平成　年　月　日	完成検査日	平成　年　月　日

評価項目	評価区分 A 85以上	B ～75	C ～65	D ～55	E 55未満	配分率	評点
Ⅰ 施工体制						×0.10	
Ⅱ 施工状況						×0.25	
Ⅲ 安全管理						×0.10	
Ⅳ 出来形及び出来ばえ						×0.40	
Ⅴ 書類及び写真の整備状況						×0.15	

③ 評定点　＝　① 評点　＋　② 加減点	② 加減点	① 評点計

監督員所見	検査員所見

所属	工事主管課長 氏名		
	主任監督員 職･氏名		
	監督員 職･氏名		

所属	検査員氏名		

（備考）㊟　評点は小数点第３位を、又、評定点は小数点第１位を四捨五入して記入する。

Ⅰ 施 工 体 制

（土 木）

区分	番号	細目	※	評定者	評価				
施工体制一般	1	施工体制台帳及び施工体系図が整備されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	2	施工体系図が現場と一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	3	有資格者の作業分担と責任の範囲が明記され、現場と一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	4	法定掲示物等の標識が設置されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			1	検		+1	0	−1	
	5	工事実績データ登録は監督員の確認を受けたうえで行なわれていたか。	1	監		+1	0	−1	
				検					
配置技術者等	6	工事規模、内容に応じた人員、機械配置がなされ施工していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	7	現場代理人として、工事全体を把握し、良好な施工に努めたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	8	現場代理人として、監督員との連絡調整並びに工事に対する積極性、協調性はどうであったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	9	主任技術者又は監理技術者は、技術的判断に優れ良好な施工に努めたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	10	工事に必要な作業主任者及び有資格者を選任し、配置していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
その他	11	契約書、設計図書（仕様書・図面等）をよく理解した上、現場に反映して工事を行ったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	12	検査において立会人の態度、対応（技術力を含む）、積極性はどうであったか。		監					
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
	13	検査に係る人員配置及び検査器具の整備はどうであったか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	14	受注者としての、工事に取り組む姿勢と熱意はどうであったか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
			小 計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点 ＝ [①] × { 35 / (35 − [②]) }

＝ [③]

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

Ⅱ 施 工 状 況

（土 木）

区分	番号	細目	※	評定者	評価				
施工管理	1	施工計画書の内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	2	施工計画書に作業分担と責任が明記され、現場と一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	3	施工計画書の提出時期が適切であったか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	4	施工計画書の記載事項が分かりやすく、正しく記載されていたか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	5	施工計画書等と現場施工方法が一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	6	品質管理及び出来形管理が適時、的確に行われていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	7	現場事前調査（測量等）を行ったか。	1	監		+1	0	−1	
				検					
	8	現場内での整理整頓及び施工区域周辺の清掃等が日常的になされていたか。	1	監		+1	0	−1	
				検					
	9	工事用の機械、車両等は低騒音、排出ガス対策等の機械を使用していたか。	1	監		+1	0	−1	
				検					
	10	建設廃棄物及びリサイクル（再資源化等）への取り組みが適切に行われていたか。	1	監		+1	0	−1	
				検					
	11	監督員に段階確認してもらう立会依頼が、適切な時期に行われていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	12	工事に対する苦情はなかったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	13	監督員等に指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、監督員等に是正報告を行ったか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
工程管理	14	工程計画の内容が検討され、充実していたか。	2	主監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	15	適切な作業時間、休日を確保していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	16	計画工程表が分かりやすく記載され、変更が生じた場合、その見直しを行い提出されていたか。	2	主監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	17	資機材等は計画どおり停滞なく搬入していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	18	対外関係及び関連工事との調整を積極的に行い、工事全体の円滑な進捗に努めたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
				小 計					
				計	①				

換算計算は以下の通り

換算点 ＝ [①] × { 35 / (35 − [②]) }

＝ [③]

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

Ⅲ 安 全 管 理

（土 木）

区分	番号	細目	※	評定者	評価				
安全管理	1	保安施設は工事全般にわたり、保安施設配置計画と一致していたか。	4	監	+4	+2	0	−2	−4
				検					
	2	保安施設は現場の進捗状況に合わせて的確であったか。また、管理されていたか。	4	監	+4	+2	0	−2	−4
				検					
	3	事業者として、工事安全や労働災害防止に関する会議等を概ね月１回以上開催し、記録していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			1	検		+1	0	−1	
	4	安全管理活動（危険予知等）を実施し、記録が整備されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	5	現場として、安全教育・訓練等を半日／月以上実施し、記録等が整備され、主管課にその都度報告をしていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			1	検		+1	0	−1	
	6	現場内関係者及び現場周辺の歩行者、一般車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切に行われていたか。	4	監	+4	+2	0	−2	−4
				検					
	7	運搬作業において、各交通関係法令（道路法、道路交通法、車両制限令、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法、ダンプ規制法、貨物自動車運送事業法等）を遵守し、適合した車両を使用し、また過積載等の違法はなかったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	8	安全管理上の保護具の着用等、現場従事者各自の安全に取り組む姿勢は積極的であったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	9	工事に関係する排水処理対策（仮排水・路面排水等）は十分行っていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	10	仮設構造物（足場・支保工等）の設置後や使用中の点検管理ができているか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
			小 計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点 ＝ [①] × { 35 / (35 − [②]) }

＝ [③]

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

Ⅳ 出来形及び出来ばえ

（土 木）

区分	番号	細目	※	評定者	評価				
出来形	1	出来形管理資料が整備され、現地の計測と一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	2	出来形の形状寸法が規格値を満足していたか。また、測定項目等のバラツキはどうであったか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	3	設計図書で要求するものが正しく出来ていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
	4	完成後、明視できない箇所（杭・矢板・鉄筋・基礎・路盤等）の出来形はどうであったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
品質	5	使用材料等の品質（品質証明書・試験成績書等）が確認できる資料が提出されていたか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	6	設計図書等に定められた品質が正しく管理され、施工されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	7	施工条件の変動による適正な処置がとられていたか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	8	自主管理検査（試験等）が行われ、記録されていたか。		監					
			1	検		+1	0	−1	
出来ばえ	9	継手箇所、打設継目、既設構造物等との取り合いの施工状況はどうか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	10	構造物の通り、平坦性はどうか。（As舗装では縦横断等）		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	11	全般的な外観・出来ばえはどうか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
			小 計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点 ＝ [①] × { 35 / (35 − [②]) }

＝ [③]

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

Ⅴ　書類及び写真整備状況

（土　木）

区分	番号	細目	※	評定者	評価				
関係書類	1	契約書及び仕様書に基づき、当該工事に必要とされる書類が提出されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	2	各種承諾願・協議書等が書面により行われ、整備されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	3	各提出書類に指摘事項はなかったか。		監					
			1	検		+1	0	−1	
	4	関係諸官庁等への届出がなされ、書類が整備されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	5	建設廃棄物の処理に関する書類の整備、建設廃棄物の処理（マニフェストの提出）はどうか。		監					
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
	6	資機材等の性能、形状が確認できる証明書等の提出はどうか。		監					
			1	検		+1	0	−1	
	7	建設残土等（有価物等含む）の処理に関する書類の整備状況はどうか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	8	検査前に関係書類を整備し、チェックしていたか。また、書類作成中に監督員から訂正指示を受けた事項について、速やかに是正を行なったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
写真	9	写真撮影は計画書のとおりであったか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	10	出来形測定箇所の段階的なものが、写真で的確に判断できるか。（明確度等）		監					
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
	11	図面挿入等の工夫及び写真全般の整理はどうであったか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	12	明視できない部分が写真で的確に判断できるか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	13	黒板記載事項。（分かりやすい・普通・分かりにくい）		監					
			1	検		+1	0	−1	
	14	写真管理基準の管理項目を満足しているか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	15	安全管理の写真撮影が行なわれていたか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
			小　計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点　＝［　①　］　×　｛ 35 ／（ 35 ー［　②　］）｝

＝［　③　］

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

加算点（土　木）

項　　目	加算点	ポイント　計Ⓔ
加算点	0	←加算点なし
・極めて難易度が高い工事	（＋５）	←Ⓔが１０点以上の場合
・難易度が高く、特別の考慮が必要な工事	（＋４）	←Ⓔが　８点以上の場合
・難易度が高い工事	（＋３）	←Ⓔが　６点以上の場合
・難易度が中程度の工事	（＋２）	←Ⓔが　４点以上の場合
・難易度が認められる工事	（＋１）	←Ⓔが　２点以上の場合

チェックポイント	ポイント
□　災害復旧などで極めて短期間の工期が求められる工事	4
□　工事現場が危険な状況下にあるような工事	2
□　工事現場において複雑な制約条件の存在がある工事（民家･商店が密集するなどの地元条件等）	2
□　夜間工事を条件とする工事	1
□　休日工事を条件とする工事	1
□　年末年始などの特殊な時期に行われる工事	1
□　交通量が非常に多い場所で、常に交通整理が必要な工事（国道･県道･交差点など）	2
□　鉄道営業線に近接する工事	2
□　施工実績、施工例が極めて少ない特殊な工事	5
□　施工実績、施工例が少ない工事	3

ポイント 計Ⓔ

減　点（設　備）

［記入方法］　該当する項目の□を■にする。８．についてはα及びβの値も記入すること。　　（主　任　監　督　員）

措　置　内　容		点　数	□　項目該当なし
□	１．指名停止３ヶ月以上	－２０点	
□	２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点	
□	３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点	
□	４．文書注意２回以上実施	－１１点	
□	５．文書注意	－８点	
□	６．口頭注意	－５点	
□	７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－３点	
□	８．総合評価落札方式において、落札者の責により履行義務事項の不履行が認められる場合	－　点	α： β：

注）　４．～８．の減点を行う場合は、その事実関係が確認できる文書及び経過書等を必ず添付すること。

① 本評価で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上記の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために従事するものに限定する。

④ 総合評価落札方式において、落札者の責により履行義務事項の不履行が認められる場合は、その履行状況に応じ上表８により工事成績評定点を減点する。減点数は別紙計算式により、算出する。

【上記で評価する場合の応答事例】

- 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 承諾なしに権利義務者等第三者譲渡又は継承を行った。
- 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取等に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 建設業法に違反する事実が判明した。（一括下請け、技術者の専任違反等）
- 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 監督または検査の実施にあたり、職務執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 下請代金遅滞防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある
- 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等に物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- その他　［理由：　　］

②加減点	加算点　＋　減点　＝	

【別紙】 履行義務事項不履行時における措置に関する基準

○ 工事成績評定点の減点（簡易型及び標準型）

当該工事の竣工後に、当該工事の履行義務事項の不履行の状況に応じ、
下記の計算式により計算した値に応じて、最大8点を減じる。

α：	点	（当初の施工計画及び技術提案の評価項目での評価点）
β：	点	（履行した施工計画及び技術提案の評価項目での評価点）
計算値：	点	
減点値：	点	

減点値＝８×（α －β ）／α

なお、減点値は計算値の小数点以下第1位を四捨五入とする。

別表第1(第4条関係)　　評定運用基準表

Ⅰ施工体制について

［土　木］

評　定　細　目(監督員用)	評　価　の　考　え　方
Ⅰ　施工体制一般 **1 施工体制台帳及び施工体系図が整備されていたか。** 施工体制台帳及び施工体系図の記載内容と整備状況、備え置かれ状況について確認する。 (公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第13条及び、建設業法第24条の7第1項を適用されない工事については、施工体制台帳、施工体系図を下請け通知書と読み替える。)	監検 +3　確認時には、施工体制台帳(下請通知書)、施工体系図及び下請負契約書等必要とされる書類が適切に整備されているとともに、現場に常時備え置かれており、また、変更時の対応(下請負業者の追加、削除、工期、金額、技術者等の内容変更)も適切に行われており、さらにまとめ方においても創意工夫がされ、第三者が見ても分かりやすくまとめていた。また、台帳等と現場が一致している事が確認できた。 +1　確認時には、施工体制台帳(下請通知書)、施工体系図及び下請負契約書等必要とされる書類が些細なミスはあったが、整備されているとともに、現場に備え置かれており、あるいは変更時の対応も行われていた。また、台帳等と現場一致している事が確認できた。 0　確認時には、施工体制台帳(下請通知書)、施工体系図及び下請契約書等が整備され、現場に備え置かれていたが必要とされる書類の一部に不備(再下請負通知書、下請負契約約款、有資格者の資格証の写し等)が見られたが、点検時の現場体制は問題なかった。 −1　確認時には、施工体制台帳(下請通知書)、施工体系図の内容の全般について、現場に備え置かれていたが必要とされる書類の不備、内容の記入もれ・訂正等が多く全般的に整理が不十分であった。また、台帳等と現場が一致していなかった。 −3　確認時には、施工体制台帳 (下請通知書)、施工体系図及び下請契約書等が現場に備え置かれておらず、現場との整合の確認ができなかった。 ☆チェックポイント☆ ★必要とされる書類 □施工体系図　□施工体制台帳(元請が作成) □建設業許可証の写し　□監理技術者講習修了証の写し □主任(監理)技術者の資格を証明する書類の写し □主任(監理)技術者の実務経験の証明書(10年以上の実務経験等の場合、元請及び下請を問わず) □当該工事に従事する作業員の名簿(健康診断、有資格、新規入場日等の日付けの記入) □下請負契約書、基本契約書、基本契約約款(必ず金額入りで一次以降も必要) □再下請負通知書(一次下請業者から必要)　□当該工事に必要な有資格者の資格証の写し □監理技術者等の恒常的な雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等) □警備業法に基づく交通誘導員の警備員名簿及び教育状況記録 ★創意工夫 □一覧表添付 □インデックスの添付 □取りまとめ整理の工夫(業者毎に整理等)
Ⅰ　施工体制一般 **2 施工体系図が現場と一致していたか。** 現場に備え置かれている「施工体系図」と実際の現場における施工体系とは一致していたか。	監 +2　施工体系図に記載された内容と現場における施工体系が、全て一致していた。 +1　施工体系図に記載されていないが、事前に再下請負通知等の書類の提出による監督員の承諾を得ていた。 0　施工体系図に記載されていないが、事前に口頭による報告があった。 −1　施工体系図に記載されていない、下請け業者の施工が見られた。 −2　施工体系図と大半が一致していなかった。

監督員

Ⅰ　施工体制一般

3 有資格者の作業分担と責任の範囲が明記され、現場と一致していたか。

施工計画書等に記載されている作業主任者等当該工事に必要な有資格者の作業分担と責任範囲が明記されたものが、現場と一致していたか。

監

+2		施工計画書に明記されており、記載通り現場と一致し、実行されていた。
+1		施工計画書に明記されており、内容に一部変更等の訂正があったが、現場と一致し、実行されていた。
0		施工計画書に明記されていたが、一部実行が確認できないものがあった。
−1		施工計画書での明記が不十分であり、または、実行が確認できないものが多かった。
−2		施工計画書に明記されていなかった。あるいは、現場も一致していなかった。

Ⅰ　施工体制一般

4 法定掲示物等の標識が設置されていたか。

◇ 法定掲示物
建設業許可票(元請及び下請)、労災保険関係成立票、施工体系図、作業主任者一覧表
◇法定外掲示物
建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識、道路占用工事許可標示、工事看板、有資格者一覧表、緊急時連絡表等
◇その他
安全スローガン、無災害記録表、作業予定表(お知らせ)、KY活動記録ボード

『監督員』設置状況を現場において確認する。

監検

+2		法定・法定外掲示物及びその他の標識が一般公衆、工事関係者の非常に見やすい場所に設置され、また、標識の種類も多種で充実しており、掲示方法も創意工夫されていた事が現場で確認できた。また、標識が現場内に数箇所設置されている場合があった。
+1		法定・法定外掲示物の標識が一般公衆、工事関係者の見やすい場所に設置されており、掲示方法も創意工夫されていた事が現場で確認できた。
0		法定・法定外掲示物の標識が設置されており、概ね一般公衆、工事関係者の見やすいところであるのが、現場で確認できた。
−1		法定掲示物の標識は設置されていたが、一般公衆、工事関係者の見にくい場所であり、または、法定掲示物の標識が一部揃っていなかった。
−2		法定掲示物の標識が現場にほとんど設置されていなかった事が確認できた。

Ⅰ　施工体制一般

5 工事実績データ登録は監督員の確認を受けたうえで行なわれていたか。

工事実績データ登録が受注、変更、完成訂正時に監督員の確認を受けたうえで契約後(変更があった日、工事完成後、訂正時は適宜)土日、祝日等を 除き、10日以内に行われていたか。

監

+1		工事実績データ登録が、受注時、変更時、完成時、訂正時に監督員の確認を受けたうえで、すべて契約後、変更後、完成後、10日以内に行われていた。
0		工事実績データ登録を、受注時、変更時、完成時、訂正時に監督員の確認を受けていたが、契約後、変更後、完成後10日以内ではなかった。また、変更登録については、変更の都度、登録が行なわれていないケースがあった。
−1		工事実績データ登録をすべての段階において行っていなかった。

☆チェックポイント(平成21年9月1日以降)
□請負金額が500万円以上⇒コリンズに基づき、受注時、変更時(工期変更または技術者の変更時のみ)、完成時、訂正時において、工事実績情報として、工事実績データを作成し、登録しているか

Ⅰ　配置技術者等 **6 工事規模、内容に応じた人員、機械配置がなされ施工していたか。**	監		
	+2		施工中の作業量に合った適切な人員、機械配置がなされ、工期の短縮に努める姿勢と熱意が感じられた。
	+1		施工中の作業量に合った適切な人員、機械配置がなされ、計画工程に基づく施工を行っていた。
	0		施工中の作業量に合った人員、機械配置がされていたが、全体的に工程が少々遅れ気味であった。
	−1		施工中の作業量に合った人員や機械配置が不備なため、全体的に工程が遅れ気味であった。
	−2		施工中の作業量に合っていない人員、機械配置であったため、工程計画をその都度何度も見直す必要があった。
	コメント		
Ⅰ　配置技術者等 **7 現場代理人として、工事全体を把握し、良好な施工に努めたか。** 現場代理人として、工事全体の把握を含め、下請け業者の調整等良好な施工に努めたか。	監		
	+2		現場に常駐しており、工事全体をよく把握し、下請け業者との調整等も積極的に行い、お互いの意思の疎通を常に図りながら、良好な施工に努めていた。
	+1		現場に常駐しており、工事全体の把握、下請け業者との調整等も、良好であった。
	0		現場に常駐しており、工事全体の把握、下請け業者との調整等も、普通程度である。
	−1		現場に常駐していたが、工事全体の把握が悪く、下請け業者との調整等も消極的であり、お互いの意思の疎通に欠けていた。
	−2		現場での常駐がほとんど認められなかった。
Ⅰ　配置技術者等 **8 現場代理人として、監督員との連絡調整並びに工事に対する積極性、協調性はどうであったか。**	監		
	+3		監督員との連絡及び協調性に優れ、監督員の指示に対しては常に誠実であり、現場における態度も良好で、工事に対する誠意が常に感じられた。
	+1		監督員との連絡及び協調性が良く、監督員の指示に対しても誠実に対応していた。
	0		監督員との連絡及び協調性、監督員の指示についての履行は普通であった。
	−1		監督員との連絡調整は普通であったが、協調性にやや欠け、監督員の指示についても一部不誠実な部分があった。
	−3		監督員の指示に従わず、連絡及び協調性に欠け、仕事に対しても不誠実であった。
Ⅰ　配置技術者等 **9 主任技術者又は監理技術者は、技術的判断に優れ良好な施工に努めたか。** 主任技術者または、監理技術者は工事を適正に施工する観点から、工程管理や品質管理を行ない、また、工事施工に伴う安全管理を行うと共に、当該工事の従事者に技術上の指導監督を行い良好な施工に努めたか評価する。	監検		
	+3		工程管理、出来形管理、品質管理及び安全管理を適切に行うと共に、技術的判断に大変優れ、施工方法の提案を行う等工事に積極的に取組んでいた事が、協議書類・日常管理書類等で判断できた。
	+1		工程管理、出来形管理、品質管理及び安全管理を協力業者担当者と協力し行うと共に、工事に対する技術上の指導監督を自身で実施し、工事を完成させた事が、協議書類、日常管理書類、質疑応答等で判断できた。
	0		工程管理、出来形管理、品質管理及び安全管理は協力業者担当者と協力し行なっていたが、協力業者に頼る事が多く、自身の工事に対する技術上の指導監督は不足気味であった事が、協議書、現場等での質疑応答等で判断できた。
	−1		日々の工程管理も悪く、仕事に対する誠実さに欠け、工事に対する技術上の指導監督も協力業者担当者が主に行っていたことが協議書類、現場等での質疑応答等で判断できた。
	−3		日々の工程管理が行なえておらず、仕事に対して不誠実で技術上の指導監督を行わず、まさに下請業者まかせであった事が協議書類、現場等での質疑応答等で判断できた。

Ⅰ　配置技術者等 **10 工事に必要な作業主任者及び有資格者を選任し、配置していたか。** 施工計画書に記載されている組織表等から作業主任者（有資格者含む）の選任が確認でき配置が正し いかを評価する。	監		
	+2		施工計画書並びに、施工現場内に作業主任者（有資格者）の一覧表があり、正しい配置が適切に行われているとともに、日々のKY日報等の安全関係書類及び写真で有資格者の確認ができた。
	+1		施工計画書並びに、施工現場内に作業主任者（有資格者）の一覧表があり、正しい配置が適切に行われていることが確認できた。
	0		施工計画書並びに、施工現場内に作業主任者（有資格者）の一覧表はあったが、現場における配置が確認しづらい。
	−1		施工計画書並びに、施工現場内に作業主任者（有資格者）の一覧表はあったが、必要とする作業において、名前の記載漏れがあり、不備な状態であった。
	−2		施工計画書並びに、施工現場内に作業主任者の一覧表がない。あるいは、選任及び配置が行われていなかった。
Ⅰ　その他 **11 契約書、設計図書（仕様書・図面等）をよく理解した上、現場に反映して工事を行ったか。** 現場の施工条件、環境などを考慮し、契約書、設計図書を理解し、現場に反映し工事を行ったか。 「設計図書」とは、仕様書・図面・現場説明書及び質問回答書をいう。 「仕様書」とは、契約数量表、数量計算書、各工事に共通 する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。	監		
	+3		契約書、設計図書をよく理解し、また創意工夫を図り、適切に現場に反映した工事であった。また、業者からの積極的な技術的提案があった。
	+1		契約書、設計図書を理解し、現場に反映した工事であった。
	0		十分に反映されていたとは言えないが、契約書、設計図書を理解し、通常通りの工事であった。
	−1		現場反映には十分ではないが、助言があれば理解し工事が行なえた。
	−3		契約書、設計図書を理解されず、現場に反映されないまま、工事が行われた。
Ⅰ　その他 **14 受注者としての、工事に取り組む姿勢と熱意はどうであったか。** 受注者としての、工事に取組む姿勢や努力の度合い、熱意に対して評価する。	監		
	+2		受注者として、施工管理（工程管理、出来形管理、品質管理、写真管理、安全管理等）に万全の注意を払い、組織としての応援体制が確立されており、工事に取組む姿勢・熱意が十分感じとれた。
	+1		受注者として、組織的にも工事に取組む姿勢・熱意が感じとれた。
	0		受注者として、工事に取り組む姿勢・熱意は普通であり、無難に工事を行っていた。
	−1		受注者として、工事に取り組む姿勢・熱意があまり感じられず、組織としての応援体制も不足していた。
	−2		受注者として、工事に取り組む姿勢・熱意が感じられず、組織としての応援体制も見られず、工事は下請任せであった。

Ⅱ　施工状況について

［土　木］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅱ　施工管理 **1 施工計画書の内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映していたか。** 施工計画書の内容が現場条件を考慮し、また、設計図書の内容を満足させるものとなっているかを評価する。 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書 をいう。 「仕様書」とは、契約数量表、数量計算書、各工事に共通 する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。	監 +2　当初(変更)施工計画書の記載内容が、当該工事の設計図書の内容及び当該現場の条件を十分に反映したものとなっており、また施工計画のポイントをしっかりと把握するとともに、記載内容が充実し、創意工夫、技術的な提案が随所に見られた。 +1　当初(変更)施工計画書の記載内容が、当該工事の設計図書の内容及び当該現場の条件を適切に反映したものとなっていた。 0　当初(変更)施工計画書の記載内容が、当該工事の設計図書の内容及び当該現場の条件を概ね反映したものとなっていたが、取りまとめとしては、全般的に標準的であり創意工夫に乏しい。 −1　当初(変更)施工計画書の記載内容に不備が多く、設計図書の内容及び現場条件が反映されていない事項が随所にあった。 −2　当初（変更）施工計画書の記載内容に不備が大変多く、設計図書の内容及び現場条件を反映させていなかった。あるいは、施工計画書の提出がなかった。

☆チェックポイント

□提出日が記載されているか　　□指示書に伴う追加工事及び重要な変更が生じた場合、事前にその都度、変更施工計画書が提出されているか
□工事概要に位置図、平面図、標準横断図等、第三者に工事の内容が理解できる図面が添付されているか
□工事概要の数量においては、一式表示ではなく、内容の数量を記載しているか
□計画工程表に数量と工程管理曲線(バナナ曲線)が記載されているか　□計画工程表はネットワーク方式等で記載され、工程管理がしやすい工程表となっているか
□変更施工計画書の工程表においては、提出日までは実績で記載されているか
□現場組織において、下請負業者がすべて記載され、また工事内容についても記載されているか
□現場組織において、元請業者の行なう工事内容(例：施工管理のみ、材料を支給、一部○○工事等)が記載されているか
□現場組織において、当該工事に必要な有資格者等（例：作業主任者）の一覧表が記載されているか
□安全管理において、安全管理組織、第三者に対する安全対策、安全に関する教育訓練、安全衛生協議会、KY活動、安全パトロール等の安全管理活動、機械類の点検等の文言が記載され、その内容が具体的であるか
□指定機械の摘要欄に低騒音、低振動、排ガス対策等が記載され、また低騒音、低振動、排ガス対策形仕様であることが証明できる資料(機械のｶﾀﾛｸﾞ等)が添付されているか
□主要材料で特に変更による追加材料については、当該材料を使用するまでに提出されているか
□施工方法において、事前調査を必ず行い、契約条件及び現場の諸条件を十分に理解した上で、施工計画書に反映していたか
□当該工事に関係する各種関係機関(官公庁等)への届出の必要な項目を記載しているか
□施工方法において、工事全体の施工フロー及び各種工種の施工フローが記載されているか
□施工方法において、各種工種で図面(平面、構造図等)が添付されているか。また、記載は内訳書の順番ではなく、施工フロー図の順番に記載されているか
□各種工種の施工方法について、記載内容は正しく、かつ第三者に対してわかりやすく記載されていたか
□立会い確認(段階確認、材料、品質管理、出来形等)の項目を記載し、予定一覧表が添付されているか
□舗装修繕、電線共同溝工、下水道工事において、一日当りの施工方法が記載されているか
□仮設(締切、土留め等)方法、及び仮設道路について記載されていたか
□コンクリート構造物において、コンクリート打設計画図、打ち継ぎ処理計画及び施工目地の設置箇所、ならびに型枠の脱型の時期が記載されていたか
□積ブロック工においては、ブロックの段数を確認し、調整コンクリートの位置及び裏込砕石の図面(寸法)が添付されていたか
□アスファルト舗装工において、施工目地の位置、すりつけ方法、各層のずれ、舗設計画、交通開放時の温度等が記載されていたか
□工程計画などに基づいて、労務、機械、資材などの使用計画及び搬入計画が正しく記載されていたか
□品質管理は、「品質管理基準及び規格値」をもとに試験項目(項目、方法、実施時期、実施個所、実施頻度)を決めて記載されていたか
□出来形管理は、「出来形管理基準及び規格値」をもとに測定方法(項目、個所、時期)を決め、記載されていたか
□自社で定めた「管理基準」が記載されていたか　　□出来形成果表の見本が添付されていたか　　□事務所の夜間の連絡先が記載されているか

監督員

☆チェックポイント
□写真管理は、「写真管理基準」をもとに撮影方法(工種、撮影項目、撮影頻度、提出頻度等)を決め、記載されていたか　□現場代理人等の携帯電話の番号が記載されているか
□過積載防止に対する具体的な対応、対策方法が記載されているか　　□工事看板等の設置位置及び交通誘導員の配置計画図が添付されているか
□生コン、砕石等の骨材、As合材、産業廃棄物(Asガラ、Conガラ、汚泥、木クズ等)、残土の運搬経路図が添付されているか
□現場事務所の位置及び資材置場の位置及びトイレを記載し、設置箇所の図面が添付されているか
□建設廃棄物(産業廃棄物)処理計画書が添付されているか。また種類、数量、工期、処分先、収集運搬等に変更が生じた場合は、建設廃棄物変更処理計画書が添付されているか
□産業廃棄物については、収集運搬業者、処分場が記載され、契約書、許可証が添付されているか
□再生資源利用(促進)計画書が添付されており、記載内容に不備がないか　□特殊な工種に対する、構造計算、安定計算書が添付されているか
□第三者が読んでも理解できる文面構成、INDEX、図面、挿し絵等の添付等、計画書全般にわたって創意工夫が図られているか

Ⅱ　施工管理 **2 施工計画書に作業分担と責任が明記され、現場と一致していたか。** 施工計画書に記載されている現場組織と現場が一致しているか確認し評価する。	監		
	+2		計画書に現場組織の編成及び命令系統、業務分担が適切に記載され、各人の職責と権限の内容が明らかにされていた。現場においても各人の職務が実施されている事が確認できた。
	+1		計画書に現場組織の編成及び命令系統、業務分担に些細な記入漏れがあったが記載され、各人の職責と権限内容が明らかにされており、現場においても職務が実施されている事が、日常管理記録及び質疑応答により確認できた。また、一部不備はあったが有資格者一覧表等が掲示されており、確認時においては現場と一致していた。
	0		計画書に現場組織の編成及び命令系統、業務分担が記載されていたが、現場と一致しない部分があり代行者を選任し現場運営を行っていた。また、有資格者一覧表の掲示に一部不備があったが、資格が必要な作業は有資格者が行なっている事を資格証明等により確認できた。
	−1		計画書に現場組織の編成及び命令系統が記載されていたが、業務分担の記載がなく、各人の職責と権限の内容が不明瞭であるか、または、現場と一致していなかった部分が多かった。また、有資格者一覧表等が掲示されておらず現場作業の職務分担が不明瞭であった。
	−2		計画書に現場組織の編成及び命令系統・業務分担の記載がなく、また有資格者一覧表等の掲示もないため、現場において現場組織の確認ができなかった。
Ⅱ　施工管理 **3 施工計画書の提出時期が適切であったか。**	監		
	+2		計画書の提出時期は工事の施工前、または、計画変更（変更協議、変更指示、施工承諾）後の早い時期に余裕を持って提出されており、監督員が記載内容のチェック及び検討を行う時間、また、工事主管課と受注者の双方が内容について協議する時間が十分にあった。
	+1		計画書の提出時期は工事施工前、または、計画変更の施工前に提出されていた。
	0		計画書の提出時期は、工事着工時期や計画変更後の間際に提出されていた。
	−1		計画書の提出時期が工事施工開始後であった。
	−2		計画書の提出時期が工事施工後半、または、施工後に提出されたため、十分な工事管理ができなかった。
Ⅱ　施工管理 **5 施工計画書等と現場施工方法が一致していたか。** 施工計画書に記載されている施工方法どおりに行われていたかを確認し、評価する。 （施工方法については、共通仕様書等を参考）	監検		
	+2		計画書等に施工方法が現場条件を十分考慮して、正しく、分かりやすく、創意工夫をされて記載されており、現場の施工方法も施工計画書記載どおりの施工方法で施工が行なわれていた。
	+1		計画書等の施工方法に些細な記入漏れ等があったが、概ね正しく記載されており、現場においても適切な施工方法で施工されていた。
	0		計画書等の施工方法の記載内容に一部不十分な箇所が見受けられたが、現場の施工方法に問題はなかった。
	−1		計画書等の施工方法の記載内容全般について不備が多く、現場の施工も一部の工種で違う施工方法で施工されていた。
	−2		計画書等に施工方法が記載されておらず、あるいは、施工計画書と違う施工方法で工事が施工されていた。

Ⅱ　施工管理 **6 品質管理及び出来形管理が適時、的確に行われていたか。** 現場における資機材の保管状況、各試験等の品質管理、及び出来形管理が施工計画書どおりに履行されていたかを評価する。 （管理を必要としない工種は除く）	監	
	+2	土木施工管理基準に基づく品質管理項目及び出来形管理項目並びに管理方法が、正しく施工計画書に記載され、かつ現場においても施工計画書の記載通り、記載されたすべての工種について管理が適切に履行されていることが確認できた。
	+1	品質管理項目及び出来形管理項目並びに管理方法が、施工計画書に記載され、かつ現場においても施工計画書に記載された工種について、管理が履行されている状況が見受けられた。
	0	一部の工種において、施工計画書の記載通りに管理が履行されていないものがあった。
	−1	施工計画書記載通りに管理が履行されていない工種があり、信頼性に欠ける施工であった。
	−2	品質管理及び出来形管理の大半が、現場において履行されていなかった。
Ⅱ　施工管理 **7 現場事前調査（測量等）を行ったか。** 施工前に受注者自らが現場踏査し、設計内容を確認していたか。 （書類・図面等でその成果が出ているか確認する）	監	
	+1	施工前に現場を受注者自ら現場踏査・測量等を十分に行い、現場状況を適切に把握すると共に、図書の照査、現場条件にあった施工方法等についての十分な検討が行なわれた。及び、内容を整理した事前調査の結果報告書の提出があった。
	0	施工前に現場を受注者自ら、工事施工にあたっての必要範囲内の現場踏査・測量等が行われていた(標準的な事前調査)。なお、事前調査の結果報告書の提出があった。
	−1	事前調査の種類、内容に不備が多く、工事の施工全体に影響を及ぼした。あるいは、調査が未実施であった。
Ⅱ　施工管理 **8 現場内での整理整頓及び施工区域周辺の清掃等が日常的になされていたか。**	監	
	+1	日常的に現場内及び周辺の整理整頓・清掃等の環境対策が積極的に取組まれ、工事現場周辺住民等に対する配慮が十分になされていた。
	0	日常的に現場内及び周辺の整理整頓・清掃等の環境対策が必要最小限行われていた。
	−1	現場内及び周辺の整理整頓・清掃等を怠り、苦情の連絡が絶えなかった。
Ⅱ　施工管理 **9 工事用の機械、車両等は低騒音、排出ガス対策等の機械を使用していたか。**	監	
	+1	施工計画書に具体的に使用する機械・車両等が記載され、また、低騒音、低振動、排ガス対策仕様であることを証明するカタログ、資料等が添付されており、実際工事現場でも当該機械、車両が使用されていた。また、低騒音・排出ガス対策仕様のシールが写真撮影されており、現場においても確認することができた。
	0	施工計画書に使用する機械・車両等が標準的な文言で記載されていて、低騒音、低振動、排ガス対策仕様であることを証明するカタログ、資料等が添付されていなかったが、施工現場で使用されていることが確認できた。
	−1	施工計画書に使用する機械・車両等の記載もれが多く、施工現場でも対策車両等の使用が確認できなかった。

監督員

Ⅱ　施工管理 **10 建設廃棄物及びリサイクル（再資源化等）への取り組みが適切に行われていたか。** リサイクルに関する事項で積極的な提案などを行い、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが、適切に行われていたかを評価する。 ・再生資源利用計画書（実施書） ・再生資源利用促進計画書(実施書)等の整備	監		
			施工計画書に建設廃棄物全般の処理及びリサイクルに取組む方針についての記載があり、また現場における取り組む姿勢も全般的に積極的であり、手続き、処理状況も適切で問題は無かった。
		0	現場における取組む姿勢は全般的に普通であったが、手続き、処理状況において、一部難があった。
		−1	現場における取組む姿勢が全般的に欠如していた。手続き、処理状況においても不備が多かった。
Ⅱ　施工管理 **11 監督員に段階確認してもらう立会依頼が、適切な時期に行われていたか。** 各工種の段階確認（仮設完了時、矢板・杭打込時、鉄筋組立て完了時等）の依頼が適切な時期に行われていたか。	監		
		+2	立会依頼時期に十分余裕があり、現場の体制も整い、必要とする段階確認をすべて適切に行うことができた。
		+1	立会依頼時期に余裕があり、現場の体制も整い、段階確認が適切に行うことができた。
		0	立会依頼時期に余裕がなく、現場の立会体制も不十分であったが、概ね段階確認を行うことができた。
		−1	立会依頼時期が遅れることが度々あり、現場の体制も不備が多く、段階確認に支障が生じることがあった。
		−2	立会依頼なしで、無断施工してしまったことがある。あるいは、段階確認が行われなかった。
Ⅱ　施工管理 **12 工事に対する苦情はなかったか。** 当該工事により周辺住民や通行者、また、施設管理者等からの苦情がなかったかを評価する。	監		
		+3	地元等との連絡調整が事前に行なわれ、また工事期間中に随時行われており、苦情はなかった。
		+1	地元等との連絡調整が行われていたが、些細な苦情があった。
		0	苦情があったが、現場としては対応していた。
		−1	苦情が多く、対応も適切さに欠けていた。
		−3	地元等との連絡調整が行われておらず苦情が大変多く、苦情に対する対応も不適切だった。
Ⅱ　施工管理 **13 監督員等に指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、監督員等に是正報告を行ったか。**	監		
		+2	速やかに改善を図り、書面、写真等により、指摘を受けた事項に対する是正が早期に適切に行なわれ、報告も早期であった。
		+1	速やかに改善を図り、書面、写真等により、指摘を受けた事項に対する是正が行われ、報告も行われていた。
		0	指摘を受けた事項の改善は図られたが、是正報告が遅れた。
		−1	指摘を受けた事項の改善の履行が遅く、是正内容についても不備があった。
		−2	指摘を受けた事項について、改善を行わなかった。

Ⅱ　工程管理

14 工程計画の内容が検討され、充実していたか。

工事の着手に先立ち、関連工事、施設管理者との調整・協議等を考慮し、工程表に反映させていたか。

主監

+2		工程計画が関連工事等を十分に考慮した上で、内容について協議、検討され充実しており突発的な事態にも柔軟に対応し、全般的に計画どおりに工事が完成し適切な工程管理が行なわれていた。
+1		工程計画が関連工事等を考慮し、内容について協議、検討されており、計画どおりの工事が完成し良好な工程管理が行なわれていた。
0		工程計画が関連工事等を考慮し、内容が検討され計画（変更）工期どおり工事は完成したが、現場における日々の工程管理状況に若干問題があった。（履行報告書等の提出の遅れ等）
−1		工程計画が関連工事等を考慮し、内容は検討されていたが、計画どおりに現場を進めていなかった。また、計画（変更）工期どおり工事は完成したが、現場における工程管理に不備が多く課への報告も滞る事が多かった。
−2		工程管理が関連工事等を考慮しておらず、内容も不備が多く工期も遅れ気味で、工程管理が出来ておらず履行報告書等の提出もなかった。

Ⅱ　工程管理

15 適切な作業時間、休日を確保していたか。

監

+2		元請業者が下請業者の協力のもと、休日を確保した工程を実現させる事ができ、休日出勤、日々の時間外労働をなくするとともに、週休２日制の確立に努めていた。
+1		定められた作業時間で時間外労働もなく工事を施工し、休日の確保をしていた。
0		休日を確保していたが、一時期作業を時間外に行っていた。
−1		一時期、作業を時間外に、あるいは休日に行っていた。
−2		工事全体を通じて休日の確保もなく、また、時間外労働が日々常であった。

Ⅱ　工程管理

16 計画工程表が分かりやすく記載され、変更が生じた場合、その見直しを行い提出されていたか。

計画工程表が設計内訳書の各工種別に分かりやすく記載され、変更が生じた場合、その見直しを行っていたかを評価する。

主監

+2		設計書の各工種について、第三者が見ても大変分かりやすく記入され、実施と計画との間でずれが生じた場合や、工事内容の変更（指示を含む）現場条件等の変更が生じた場合は、事前にその都度見直しを行っていた。
+1		設計書の各工種について発注者側から見て分かりやすく記入され、実施と計画との間でずれが生じた場合や工事内容の変更（指示含む）、現場条件等の変更が生じた場合は、事前にその都度見直し修正を行っていた。
0		設計書の各工種別について、記入されていたが、見直しの必要が生じた時点で見直しておらず、修正が遅れた工程表であった。
−1		工程表が全般的に分かりにくく、仕事の流れが把握しにくかった。あるいは、変更が生じた時点でその見直しを行っていたが、分かりにくい工程表であった。
−2		工程表自体の作成が遅く、不備が多く全体の仕事の流れが分からない、あるいは、変更が生じた場合その見直しを行っていなかった。また、工程表等が提出されていない。

Ⅱ　工程管理 **17 資機材等は計画どおり停滞なく搬入していたか。**	監		
	+2		資機材の搬入が常に先を見据えた計画により、停滞することはまったくなく、余裕をもって適切な時期に搬入されていた。
	+1		資機材の搬入が計画のもとに、停滞することはなく、搬入されていた。
	0		一部の資機材について、計画より若干搬入が遅れたが、工事施工上問題がなかった。
	−1		資機材の搬入に不備があって停滞し、一部の工種において工事施工に支障をきたした。
	−2		資機材の搬入が停滞することが常であり、工事の進捗に影響があった。
Ⅱ　工程管理 **18 対外関係及び関連工事との調整を積極的に行い、工事全体の円滑な進捗に努めたか。** 関係官庁及び地元等との調整を密に行い、円滑に工事を進捗させたかを評価する。	監		
	+2		受注者が積極的に対応及び調整を行い、終始円滑な工事の進捗が適切に図られた。
	+1		調整が図られ、円滑に工事が進められた。
	0		調整不足が一部で見受けられたが、工事の進捗には問題なかった。
	−1		調整不足が多々あり、工事の進捗に支障を生じた。
	−2		全般的に調整が不十分であり、工事の進捗に多大な影響があった。

Ⅲ　安全管理について

［土　木］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅲ　安全管理 **1 保安施設は工事全般にわたり、保安施設配置計画と一致していたか。** 施工計画書の「交通管理計画」、及び土木請負工事必携記載の「土木工事現場における標示板設置基準」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」、「道路工事保安施設設置基準（案）」に基づいた保安施設配置計画であるかを確認し評価する。	監		
	+4		全般的に計画と一致しており、さらに現場の状況を踏まえて、標示施設、保安施設を増やす等、安全に関する意識が非常に強く、安全対策の徹底が図られていた。
	+2		全般的に計画と一致しており、安全対策の徹底が図られていた。
	0		全般的に計画とほぼ一致しており、安全対策上特に問題はなかった。
	−2		全般的に計画と一致していない部分が多く、指示、指導を行うことが度々あった。
	−4		全般的に計画と一致しておらず、安全施設の大半がなかった。また、安全に対する意識が欠けていた。あるいは、保安施設設置計画がなかった。
Ⅲ　安全管理 **2 保安施設は現場の進捗状況に合わせて的確であったか。また、管理されていたか。**	監		
	+4		工事の進捗状況に合わせて、常に的確に安全を配慮し、施設の配置・管理状況も大変良かった。
	+2		工事の進捗状況に合わせた配置がなされ、施設の管理状況も良かった。
	0		工事の進捗状況に合わせて、保安施設が設置されていた。
	−2		工事の進捗状況に合わせていたが、保安施設に一部不備があり、施設の管理も不十分であった。
	−4		工事の進捗状況に対して配置が不適切で、不備が多かった。また、施設の管理もされていなかった。
Ⅲ　安全管理 **3 事業者として、工事安全や労働災害防止に関する会議等を概ね月１回以上開催し、記録していたか。** 提出書類等により確認し評価する。 （労働安全衛生規則） 第2章　安全衛生管理体制、 第7節　安全委員会、衛生委員会参照 事業者は委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。	監検		
	+2		毎月１回以上必ず開催し、実施したものが確認できる写真、議事録等が整備、保存されており会議を実施している事が、現場巡視時やその都度の報告書等の提出で確認できた。
	+1		毎月１回以上開催し、実施したものが確認できる写真、議事録が整備、保存されている事が現場巡視時、実施報告書等の提出で確認できた。
	0		毎月１回以上開催し、実施したものが確認できる写真、議事録等が概ね整備されているが、議事の内容に乏しい会議であった事が現場巡視時、実施報告書等の提出で確認できた。
	−1		毎月開催していない。あるいは、実施したものが確認できる写真、議事録等に不備が多かった。
	−2		事業者として、工事の安全や労働災害に対する認識が乏しく、あるいは、会議を開催していない。
	☆チェックポイント □会議の議事録の添付 □会議で使用した資料の添付≪来月分の工程表（予定）、安全衛生資料等≫ □自筆の出席簿の添付 □会議の様子を撮影した写真（毎月の開催状況、人数等）の添付 □開催時都度の工事主管課への報告（上記工事が確認できる書類）		

Ⅲ　安全管理

4 安全管理活動（危険予知等）を実施し、記録が整備されていたか。

提出書類等により確認し評価する。
（朝礼、点検、訓練等）
（内容、日付、出席者名などを確認）

『監督員』現場において実施状況、提出書類等により評価する。

監検		
+3		日々のサイクルの中で第三者にも良く分かる安全衛生管理活動が積極的に実施されており、特に安全活動については、元請、下請を問わず記録が適切に整備されていた。
+1		日々のサイクルの中で安全管理活動が実施され、活動記録が整備されていた。
0		安全衛生管理活動は実施されており、安全活動記録については、些細な記録漏れ等があったが整備されていた。
−1		安全衛生管理活動は実施されていたが、安全活動記録については、記録の整備に不備（実施状況が確認できない等）が多かった。
−3		安全衛生管理活動は実施されていなかった。あるいは、確認できる記録等がなかった。

☆チェックポイント
- □安全活動日誌
- □現場にて活動状況等確認
- □安全活動状況写真（人数等）
- □安全管理活動の記録、写真等（朝礼、体操、新規入場者教育、安全パトロール、各種建設機械・安全施設点検持場の後片付け、終業時の確認等）

Ⅲ　安全管理

5 現場として、安全教育・訓練等を半日／月以上実施し、記録等が整備され、主管課にその都度報告をしていたか。

（内容、日付、出席者名などを確認）
報告書により確認し評価する。
（公共工事の発注における工事安全対策要綱）
※ 建設省技調発第165号(H4.7.1付)

『監督員』月毎の報告書等により確認し評価する。

監検		
+2		半日／月以上実施したものが確認できる写真、記録等が適切に整備されており、創意工夫された内容ある安全教育・訓練等が積極的に行われ、その都度主管課に報告があった。
+1		半日／月以上実施したものが確認できる写真、記録等が整備され、その都度主管課に報告があった。
0		半日／月以上実施したものが確認できる写真、記録等が概ね整備され、報告書として提出があったが、内容に乏しい安全教育・訓練等であり、その都度の報告も遅れ気味であった。
−1		毎月実施していない。あるいは、確認できる写真、記録等の整備に不備（資料の未添付等）が多くあり、その都度の報告もなかった。
−2		安全教育・訓練等を実施していない。あるいは、確認できる写真、記録がなく報告書の提出もなかった。

☆チェックポイント
- □安全教育・訓練実施記録の添付
- □安全教育・訓練実施に使用した資料の添付
- □安全教育・訓練実施内容の状況写真の添付
- □自筆の出席簿の添付
- □上記事項が確認できる工事主管課への実施都度の報告書の提出

Ⅲ　安全管理

6 現場内関係者及び現場周辺の歩行者、一般車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切に行われていたか。

監

+4		現場の様子からして、第三者に対する安全措置に取組む強い姿勢、意識が十分に感じ取られ、また、臨機応変の対応がなされており、過失も発生しなかった。
+2		第三者に対する安全措置の取り組みがなされ、過失も発生しなかった。
0		第三者に対する安全措置の取り組みはされていたが普通であり、また、対応に一部適切さを欠いていた。
−2		安全措置がやや不備であった。あるいは、一般公衆または第三者に対しての軽微な過失が発生したことがあった。
−4		安全措置が不備であった。あるいは、一般公衆、第三者に対しての重大な過失が発生したことがあった。

Ⅲ　安全管理

7 運搬作業において、各交通関係法令（道路法、道路交通法、車両制限令、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法、ダンプ規制法、貨物自動車運送事業法等）を遵守し、適合した車両を使用し、また過積載等の違法はなかったか。

『監督員』工事現場等において運行許可書(写)等の確認及び目視により確認。

◆過積載の定義
過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為を言う。

監検

+3		各交通関係法令を遵守する姿勢が積極的であり、施工計画書に取り組む方針が明確に記載され、関係下請負人等に対する遵守の周知徹底が十分に図られており、各種運行（通行）許可書（写）等の書類が確認でき、写真においても適合した車両の使用が確認できる。また、過積載についてもその対策、確認方法が施工計画書に明記され、写真、計量伝票を確認しても過積載は一台もなく、適切であった。
+1		各交通関係法令を遵守しており、また各種運行（通行）許可書（写）等の書類も確認でき、写真等で適合した車両の使用、過積載なしが確認することができた。
0		各交通関係法令は概ね遵守されていたが、一部軽微な過積載があった。
−1		運行（通行）許可書（写）で一部で確認できず、また過積載が目立ち、現場の管理不足があった。
−3		各交通関係法令を遵守されておらず、また各種運行（通行）許可書（写）等の書類も確認できないものが多く、ほとんどの車両が過積載であった。

☆チェックポイント
- □特殊車両通行許可証
- □該当車両の自動車検査証（車検証）
- □自重計技術基準適合証（大型ダンプカーの使用者には積載重量を自動的に計量する装置、すなわち自重計を取付けることが義務付けられている。）
- □収集運搬許可申請時に書類として添付する「収集運搬器材一覧表、器材の写真」

Ⅲ　安全管理

8 安全管理上の保護具の着用等、現場従事者各自の安全に取り組む姿勢は積極的であったか。

工事期間中に、現場で確認し評価する。

監

+3		安全管理に対する職場全体及び従事者の意識と熱意が非常に高く、取り組む姿勢は積極的で適切であった。
+1		安全管理に対する意識や取り組む姿勢が感じ取れた。
0		安全管理に対する意識や取り組む姿勢は普通であった。
−1		安全管理に対する意識や取り組む姿勢に熱意があまり感じ取れなかった。
−3		安全管理に対する意識や取り組む姿勢が欠落しており、積極性に欠けていた。

Ⅲ　安全管理 **9 工事に関係する排水処理対策（仮排水・路面排水等）は十分行っていたか。**	監		
	+3		工事期間中の排水処理・方法等の対策を十分に検討し、監督員と協議の上で、適切に処理を行い苦情も一切なかった。
	+1		工事期間中の排水処理・方法等の対策を行い、苦情もなかった。
	0		工事期間中の排水処理対策が概ね行われおり、苦情には至らなかった。
	−1		排水処理の対策に一部不備があり、苦情があった。
	−3		排水処理の対策が不十分であり、苦情が多かった。
Ⅲ　安全管理 **10 仮設構造物（足場・支保工等）の設置後や使用中の点検管理ができているか。**	監		
	+3		点検管理が定められた時期・項目共、適切に行われており、記録（チェックリスト、写真等）もあり、異常が認められた時には直ちに補修していた。
	+1		点検管理が定められた時期・項目共、行われていた。
	0		点検管理は行われているが、時期・項目等に一部不備がある。
	−1		点検管理の時期が一定しておらず、記録にも不備が多い。補修を必要とする場合は後手にまわっていた。
	−3		点検管理がまったくされておらず、記録も一切ない。

Ⅳ　出来高及び出来ばえについて

［土　木］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅳ　出来形 **1 出来形管理資料が整備され、現地の計測と一致していたか。** 出来形図とは、設計図面（最終設計変更図面）に記載されている工種の設計数量（下段）に対して、出来上がった数量（出来形数量）を上段に赤書きで記載した図面である。 設計数量との比較のためのフローチャートとしては、 出来形図 →出来形数量計算書の作成 →設計数量と出来形数量との対比表 （出来形数量総括表）の作成	監検 +2　管理資料は必要なものすべてが提出されており、第三者が見ても分かりやすく整備され、現地の計測結果と全て一致していた。 +1　管理資料は整備されており、現地の計測結果も規格値範囲内に納まっていた。 0　管理資料の一部で、整備されていないものがあった。 −1　管理資料の整備不備が多々あり、計測結果の多くが規格値範囲内で一致していなかった。 −2　管理資料が整備されていなかった。あるいは、現地の計測結果が一致していなかった。 コメント ☆チェックポイント □出来形図（平面図、縦断図、横断図、構造図、舗装等各種展開図）の添付 □出来形数量計算書の添付（変更数量計算書ではなく、出来形数量の根拠となる計算書） □出来形成果表≪「出来形管理基準」に定める規格値と（設計値－出来形値）との比較表≫の添付 □設計数量と出来形数量との対比表（出来形数量総括表）の添付 □出来形図、出来形成果表、出来形展開図に現場代理人及び作成者の押印 □設計値が必ず記載されているか □出来形管理資料は、現地の測定値や工事写真の黒板・目盛りの数値と符合しているか
Ⅳ　出来形 **3 設計図書で要求するものが正しく出来ていたか。** 設計数量との比較のためのフローチャートとしては、 出来形図 →出来形数量計算書の作成 →設計数量と出来形数量との対比表 （出来形数量総括表）の作成	監検 +3　設計図書に記載された内容が照査され、内容や形状が正しく適切に出来ており、供用に際しより良く対応できるよう創意工夫の姿勢が見られた。 +1　設計図書で要求する内容や形状が出来ていた。 0　設計図書で要求する内容や形状が一部で出来ていなかったが、施工管理基準を満足していた。 −1　設計図書で要求する内容や形状が正しく出来ていないものが一部あり、出来形に影響したが、工事全体の中で処理できる範囲であった。 −3　設計図書で要求するものの中で、正しく出来ていないものが多く、設計の要求を満足しなかった。
Ⅳ　出来形 **4 完成後、明視できない箇所（杭・矢板・鉄筋・基礎・路盤等）の出来形はどうであったか。** 『監督員』現場において施工位置、状況（方法）及び各構造物の出来形の確認。 □	監検 +3　施工位置、施工方法等が設計図書通りに適切に行われ、また、各構造物が規格値を十分満足して、出来形が大変良好であり、明視できない全ての箇所の出来形写真、出来形成果表があり、十分確認することができた。 +1　施工位置、施工方法等が設計図書通りに行われ、また、各構造物が規格値を満足しており、出来形が良好であった。明視できない箇所の出来形写真、出来形成果表は必要最小限の工事目的物について揃っており、確認する事ができた。 0　施工位置、施工方法等が設計図書通りに概ね行われ、各構造物が規格値を満足しており、出来形は規格値内であった。明視できない箇所の出来形写真、出来形成果表は概ね揃っていた。 −1　施工位置、施工方法等において、一部不適切なものがあり、規格値を満足していないものがあった。 −3　施工位置、施工方法等が正しくないものがあり、規格値を満足していないものが大変多かった。明視できない箇所の出来形写真、出来形成果表がなく、確認する事ができなかった。

監督員

Ⅳ　品質

6 設計図書等に定められた品質が正しく管理され、施工されていたか。

コンクリート養生・使用材料の保管・各種現場における試験等、正しい施工方法であったか確認する。

「設計図書等」とは仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書。その他学会等の示方書の類。

『監督員』施工状況、立会い、試験報告書、写真等で確認する。

監検		
+2		施工計画書等の中で品質を確保するための管理方法が設計図書等に基づき正しく記載され施工されており、また、品質管理基準等に定められた品質管理の各種試験がもれなく実行されており、写真等でその確認をすべてすることができ、報告書も問題は一切なく、説明図表を挿入する等の工夫がなされ、第三者が見ても分かりやすく整理されていた。
+1		施工計画書等の中で、品質を確保するための管理方法が設計図書等に基づき正しく記載され施工されており、また、品質管理基準に定められた品質管理の各種試験を適切に実行しており、写真等でその確認をすることができた。
0		品質管理及び施工が行われていたが、一部の工種において成績表・写真等に指摘事項があった。
−1		品質管理は行われていたが、試験結果に不備があり、資料整理も不十分であった。
−2		品質管理及び施工の大半が正しく実施されていなかった。

Ⅳ　出来ばえ

11 全般的な外観・出来ばえはどうか。

監検		
+2		・課内確認時に現場を確認し、下記の☆チェックポイントを参考に監督員が評価する。 （チェックポイントは項目Ⅳ－9～12共通）
+1		
0		
−1		
−2		

☆チェックポイント

1．切土工事
- □規定された勾配が確保されている（出来形横断面図及び出来形成果表にて勾配が確認できる）
- □法面の浮石除去等、表面が適切に施工されている（法面の浮石を除去し、法面が平滑である）
- □法勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている（設計横断面どおりに施工されている）
- □施工面の木根等が確実に施工されている（法面には木根等がないこと）
- □施工面に滞水防止等の処理が適切に行われている（雨水等が溜まらないように施工されている）
- □関係構造物との取り合いが適切に行われている（段差がなく、なめらかにすりついている）

2．盛土工事
- □仕上げが良い（法面及び法肩の仕上げが、なめらかに仕上げられている）
- □通りがよい（直線部はがたつきがなく、曲線部はなめらかな曲線をえがいている）
- □端部処理がよい（法肩において、崩壊等がないこと）
- □構造物へのすりつけ等がよい（段差がなく、なめらかにすりついている）
- □全体的な美観がよい（工事全体の印象がよく、色合い等もよく、美しく感じられる）

3. コンクリート構造物工事
□コンクリート構造物の肌がよい（気泡等がほとんど無く、表面がきれいに仕上がっている）
□コンクリート構造物の通りがよい（直線は出入りが無く、曲線は滑らかで凹凸がない）
□天端仕上げ、端部仕上げ等がよい（角は面取りが丁寧に施工されており、面は平滑に、目地もすっきりと仕上がっている）
□クラック等がない（重要な場所に目でわかるクラックがない<0.2mm以下>）
□漏水がない（構造物の目地部分の止水板が正確に施工され、またセパ跡処理部も丁寧に施工され、当該部分からの漏水がない）
□全体的な美観がよい（構造物全体の印象が良く、色合い、艶等も良く、美しく感じられる）
4. 護岸・根固・水制工事
□通りがよい（直線部はがたつきがなく、曲線部はなめらかな曲線をえがいている）
□材料のかみ合わせがよい、またクラックがない（合端に隙間がなく、はらみ出しも認められない）
□天端仕上げ、端部仕上げ等がよい（角は面取りが丁寧に施工されており、面は平滑に、目地もすっきりと仕上がっている）
□既設構造物とのすりつけ等がよい（段差がなく、なめらかにすりついている）
5. 舗装工事
□舗装の平坦性が良い（3mプロフィルメータ<σ>2.4mm以下または直読式（足付き）<σ>1.75mm以下を満足し、目でも良さが確認できる）
□構造物の通りが良い（直線は出入りがなく、曲線は滑らかで凹凸がない）　□端部処理がよい（瀝青系材料で処理が行なわれている）
□構造物へのすりつけ等が良い（段差がなくスムーズにすりついている）　□雨水処理が良い（縦横断勾配が適切に施工されており、水溜りも認められない）
□全体的な美観がよい（構造物全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる）
6. 防護柵（網）設置工事
□通りがよい　□端部処理がよい
□部材表面に傷、錆がない　□支柱、パネル部のグラツキ、ボルトナットのゆるみがない
□既設構造物とのすりつけが良い　□きめ細かな施工がされている
□全体的な美観が良い
7. 標識設置工事
□配置位置に配慮がある　□標識の向き、角度、支柱の通りがよい
□部材表面に傷、錆がない　□既設構造物とのすりつけが良い
□きめ細かな施工がされている　□全体的な美観が良い
8. 区画線設置工事
□塗装の塗布が均一である　□視認性が良い
□接着状態が良い　□施工前の清掃が入念に実施されている
□全体的な美観が良い
9. 鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準じる）
□表面に補修個所がない　□部材表面に傷、錆がない
□溶接に均一性がある　□塗装に均一性がある
□全体的な美観がよい

10. コンクリート橋工事（PC及びRCを対象）

□コンクリート構造物の肌が良い　□コンクリート構造物の通りが良い
□天端仕上げ、端部仕上げ等が良い　□支沓部の仕上げが良い
□クラックがない　□漏水がない
□全体的な美観がよい

11. 植栽工事

□樹木の活着状況が良い　□支柱の取り付けがきめ細かく施工がされている
□支柱の取り付けが堅固である　□植栽等の全体的な美観が良い

12. 下水道工事（管渠工）

□切土、埋戻、盛土の仕上り状況がよい。また沈下等がない　□インバートの仕上りがよい
□管口の処理が良い　□管渠の通りが良い
□人孔の継目部の処理がよい　□管渠に漏水がない
□舗装の平坦性が良く、水溜り等が生じていない　□舗装の構造物へのすりつけ等が良い
□管渠、人孔等の清掃が行き届いている　□排水施設の蓋のがたつきがなく、受枠にゴミが溜まっていない
□全体的な美観が良い

13. 下水道工事（処理場躯体工）

□切土、埋戻、盛土の仕上り状況がよい。また、沈下等が無い　□基礎工について施工管理記録等から不可視部分の出来栄えの良さがうかがえる
□コンクリート構造物の肌がよい　□コンクリート構造物の通りがよい
□天端仕上げ、端部仕上げ等が良い　□スラブ上に水溜りが生じない配慮がある
□クラックがない　□漏水がない
□防食塗装の端部、突起部等の処置が良い　□足掛け金物等が等間隔、水平、所定の埋込長で施工されている
□開口部の蓋の開閉作業がスムーズに行なえる　□角落としがスムーズに設置、撤去できる
□フェンスのがたつきが無く、通りがよい　□全体的な美観がよい

14. 建築工事（簡易なもの）

□建築物の通り、形状が良い　□仕上りの均一性、平坦性が良い
□機能面での配慮が適切である　□防水の納まりが良好である
□建具の取付け、作動が良い　□関連工事との取り合いが良い
□全体的な美観が良い

15. 電気設備工事

□構造物等にきめ細やかな施工がなされている　□公共性としての安全、環境、維持管理への配慮がよい
□構造物とのすりつけが良い　□製作上の補修痕跡がない
□全体的な取扱いがしやすい

16. 道路改良工事

□構造物の通りが良い　□舗装の平坦性が良い
□天端仕上げ、端部仕上げ、端部処理、構造物へのすりつけ等が良い　□クラックがない
□雨水処理が良い　□全体的な美観が良い

17. 河川改修工事

□通りが良い　□材料のかみ合わせが良い、またはクラックがない

□既設構造物へのすりつけ等が良い　□全体的な美観が良い

18. 電線共同溝工事

□構造物の通りが良い　□天端仕上げ、端部仕上げ、端部処理、構造物へのすりつけ等が良い

□舗装の平坦性が良く、水溜り等が生じていない　□舗装の構造物へのすりつけ等が良い

□雨水処理が良い　□全体的な美観が良い

19. 公園工事

□構造物の通りが良い　□樹木の活着状況が良い

□支柱の取り付けがきめ細かく施工され、堅固である　□天端仕上げ、端部仕上げ、端部処理、構造物へのすりつけ等が良い

□舗装の平坦性が良い　□全体的な美観が良い

20. 上水道工事

□弁栓室等は適正に設定されており、内外の美観が良い　□資料から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる

□管のとおり及び付属品等の設置状況が良い　□竣工図が正確に作成され、見やすく誤差がなく、現地に適合している

□舗装復旧等が現地状況を十分把握して施工されており、既設部分との取り合いが良い

□全体的な美観が良い

Ⅴ　書類及び写真整備状況

［土　木］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅴ　関係書類 **1 契約書及び仕様書に基づき、当該工事に必要とされる書類が提出されていたか。** 配置技術者届等、契約書及び設計図書に基づき、当該工事に必要な書類が正しく適切な時期に提出されていたかを評価する。	監		
	+3		当該工事に必要とされる書類が、すべて正しく適切な時期に提出され、内容も大変良く整理されていた。
	+1		当該工事に必要とされる書類が、提出され内容も良く整理されていた。
	0		概ね適切な時期に提出されていたが、一部内容に不足があった。
	−1		提出期限を多少過ぎてから提出される書類が多く、内容も不備なものがあった。
	−3		提出期限を無視して提出される書類がほとんどを占め、内容も不備ななものが多かった。
Ⅴ　関係書類 **2 各種承諾願・協議書等が書面により行われ、整備されていたか。** 当該工事を十分に把握し、変更が生じる毎にその内容を適確にとらえ、書面等で表したものが整備されていたかを評価する。	監検		
	+2		承諾、協議のポイントがしっかりと文言、図面、写真、資料等で適切に説明されており、変更が生じる毎に事前に必ず提出されていた。
	+1		承諾、協議のポイントが文言、図面、写真等で説明されており、変更が生じる毎に事前に、もしくは直前に提出されていた。
	0		承諾、協議の内容に一部把握しづらいものがあった。あるいは、一部提出が遅れたものがあった。
	−1		承諾、協議のポイントを的確に捉えておらず、内容が把握できないものがほとんどであった。事後に提出されたものが多い。
	−2		承諾願い、協議書等の大半が整備されていなかった。
Ⅴ　関係書類 **4 関係諸官庁等への届出がなされ、書類が整備されていたか。** 当該工事に必要な関係諸官庁への届出が適切な時期に行なわれ、書類が整備されていたか。 （市条例・警察・消防・労基・環境・海保等） ・該当しない工事は除く	監		
	+2		届出は全てが事前の適切な時期に提出され、一覧表・インデックス・提出理由等が整備されており、第三者が見ても分かりやすく整備されていた。
	+1		届出は事前に提出され、整理されていた。
	0		届出はされていたが、一部の届出で整備されていないものがあった。
	−1		届出がされていないものがあった。あるいは、一部の届出で遅れがあった。
	−2		届出が大半されていなかった。

☆チェックポイント

□道路使用許可証　　□道路占用許可証　　□道路工事届出書

□特定建設作業実施届出書（特に、届出日要注意！、実施日を含めないで中一週間あけること）　□工事の内容による加古川労働基準監督署への届出

□加古川労働基準監督署への届出（□適用事業報告　□特定元方事業者の事業開始報告　□時間外労働・休日労働に関する協定届）

□反復運搬届出（「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」第44条及び「同施行規則」第17条）

Ⅴ　関係書類 **7 建設残土等（有価物等含む）の処理に関する書類の整備状況はどうか。** 発生物：残土、金属類、指定発生品等 ・処理委託契約書の写し ・金属くず商許可証の写し（公安委員会） ・廃棄物再生事業登録証の写し（県知事） ・運搬経路図の添付 ・積荷状況、運搬状況（追跡）、処分地での処分状況等の写真 ・車検証の写し ・計量伝票	監		
	+2		関係書類は、適切に提出され第三者が見ても分かりやすく整理されていた。
	+1		関係書類は、提出されていたが一部些細な記載もれがあった。
	0		関係書類は、提出されていたが一部内容に不備があった。
	−1		関係書類は、提出されていたが不備が多かった。
	−2		関係書類は、ほとんど未提出であった。
Ⅴ　関係書類 **8 検査前に関係書類を整備し、チェックしていたか。また、書類作成中に監督員から訂正指示を受けた事項について、速やかに是正を行なったか。**	監		
	+3		受注者として事前に十分なチェックを行っており、訂正指示事項もまったくなかった。
	+1		受注者として事前にチェックを行っており、不備な事項の訂正指示についても速やかに訂正された。
	0		受注者として事前にチェックを行っていたが一部不備があり、訂正指示事項の是正に少し時間がかかった。
	−1		受注者として事前にチェックを行っていたが不備があり、訂正指示事項の是正が間に合わなかった。
	−3		受注者として事前にチェックを行っておらず、訂正指示事項の是正が間に合わなかった。
Ⅴ　写真 **9 写真撮影は計画書のとおりであったか。** ・施工計画書及び写真で確認し評価する	監		
	+2		施工計画書に記載された写真撮影管理計画表に基づいて、撮影項目の漏れもなく、計画表以上に現場状況に合わせ撮影が行われ、分かりやすく整理されていた。
	+1		施工計画書に記載された写真撮影管理計画表に基づいて、撮影が行われ整理されていた。
	0		施工計画書に記載された写真撮影管理計画表に基づいての撮影が、一部の項目でもれていた。
	−1		施工計画書に記載された写真撮影管理計画表に基づいての撮影が、全般的に不十分であった。
	−2		施工計画書に写真撮影管理計画表がなく、大半が撮影されていなかった。
Ⅴ　写真 **12 明視できない部分が写真で的確に判断できるか。** 〔例〕 ・基礎の出来形（厚み等）、鉄筋かぶり及び配筋、溶接部分、構造物の変化点、その他補修箇所等	監検		
	+2		写真の撮影の仕方、方法が大変よく、確認を要する個所が全て的確に判断でき、分かりやすいよう整理されていた。
	+1		写真の撮影の仕方、方法がよく、確認を要する個所がほぼ適切に判断でき、分かりやすいよう整理されていた。
	0		写真に一部不備があったが、判断できない部分はなかった。
	−1		写真の撮影の仕方、方法で不備があり、一部分判断しにくいものがあった。
	−2		写真がほとんどの工種で整備されていないため、判断することができなかった。

別表第1（第4条関係）　　評定運用基準表

Ⅰ施工体制について

［土　木］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅰ　施工体制一般 **1 施工体制台帳及び施工体系図が整備されていたか。** 施工体制台帳及び施工体系図の記載内容と整備状況、備え置かれ状況について確認する。 （公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第13条及び、建設業法第24条の7第1項を適用されない工事については、施工体制台帳、施工体系図を下請け通知書と読み替 える。）	監検 +1　施工体制台帳として必要とされる書類の整備状況も良好で、書類の不備や記載内容の訂正等がほとんどなかった。 0　施工体制台帳として必要とされる書類の整備状況は普通程度、書類の不備や記載内容の訂正等が多少あった。 −1　施工体制台帳として必要とされる書類の整備状況は不良、書類の不備や記載内容の訂正等、台帳としての体裁を整えていなかった。 ☆チェックポイント☆ ★必要とされる書類 □施工体系図　□施工体制台帳（元請が作成） □建設業許可証の写し　□監理技術者講習修了証の写し □主任（監理）技術者の資格を証明する書類の写し □主任（監理）技術者の実務経験の証明書（10年以上の実務経験等の場合、元請及び下請を問わず） □当該工事に従事する作業員の名簿（健康診断、有資格、新規入場日等の日付けの記入） □下請負契約書、基本契約書、基本契約約款（必ず金額入りで一次以降も必要） □再下請負通知書（一次下請業者から必要）　□当該工事に必要な有資格者の資格証の写し □監理技術者等の恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等） □警備業法に基づく交通誘導員の警備員名簿及び教育状況記録 ★創意工夫 □一覧表添付 □インデックスの添付 □取りまとめ整理の工夫(業者毎に整理等)
Ⅰ　施工体制一般 **4 法定掲示物等の標識が設置されていたか。** ◇ 法定掲示物 建設業許可票（元請及び下請）、労災保険関係成立票、施工体系図、作業主任者一覧表 ◇法定外掲示物 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識、道路占用工事許可標示、工事看板、有資格者一覧表、緊急時連絡表等 ◇その他 安全スローガン、無災害記録表、作業予定表（お知らせ）、KY活動記録ボード 『検査員』写真で確認する。	監検 +1　法定・法定外掲示物の標識が一般公衆や工事関係者の見やすい場所に設置されていることが写真で確認できた。 0　法定・法定外掲示物が一般公衆や工事関係者の見やすい場所に設置されていることを写真で確認することが難しかった。 −1　法定掲示物の標識が一部揃っていなかった。または、写真が無く確認することができなかった。

検査員

Ⅰ　配置技術者等

9 主任技術者又は監理技術者は、技術的判断に優れ良好な施工に努めたか。

主任技術者または、監理技術者は工事を適正に施工する観点から、工程管理や品質管理を行ない、また、工事施工に伴う安全管理を行うと共に、当該工事の従事者に技術上の指導監督を行い良好な施工に努めたか評価する。

監検

+1		工事検査時の質問等に対する受答えや態度から判断して、施工管理全般に優れていると判断される。
0		工事検査時の質問等に対する受答えや態度から判断して、施工管理全般、協力業者に頼ることが多いと判断される。
−1		現場に常駐はしていたが、施工管理全般を協力会社が行なっていた。あるいは、現場に常駐していなかったと判断される。

Ⅰ　その他

12 検査において立会人の態度、対応（技術力を含む）、積極性はどうであったか。

検査において、立会人（現場代理人、主任技術者等）の対応により工事に対する積極性や理解度、技術力を評価する。

検

+3		立会人の態度、対応は適切で、積極性もあり、元請会社の責任のある人が出席する等、会社としての受検対応も万全で、検査対応も元請業者ですべて対応していた。
+1		立会人の態度、対応は適切で、積極性もあり、一部専門知識の必要な項目以外は元請業者が対応していた。
0		立会人の態度、対応は普通であったが、一部の専門的工事については、下請業者が対応していた。
−1		立会人の態度、対応については、質問に詰まる場面が多く、消極的であり、下請業者が対応することが多かった。
−3		会社としての受検対応、立会人の態度や対応は悪く、消極的であり、大半を下請業者が対応していた。

Ⅰ　その他

13 検査に係る人員配置及び検査器具の整備はどうであったか。

円滑な検査の執行に必要な人員配置及び、検査器具の整備、事前の清掃等がされていたかどうかを評価する。

検

+2		受検にあたっての人員配置及び検査器具の整備、事前の清掃が万全であり、検査員の現場での質問に対しても、元請業者が正確な回答を即座に答え、非常に円滑な検査の執行が行えた。
+1		受検にあたっての人員配置及び検査器具の整備、事前の清掃が良好であり、検査員の現場での質問に対しても、正確な回答がなされ、支障なく検査の執行が行えた。
0		受検にあたっての人員配置及び検査器具の準備、事前の清掃が一部で悪く、あるいは、検査員の現場での質問に対しても、回答に時間がかかったが、支障なく検査の執行が行えた。
−1		受検にあたっての人員配置及び検査器具の準備、事前の清掃の不足があり、あるいは、検査員の現場での質問に対しても、回答に時間がかかっており、検査の執行に支障となった。
−2		受検にあたっての人員配置及び検査器具の準備、事前の清掃をしておらず、あるいは、検査員の現場での質問に対しても、回答ができず、検査の執行に重大なさまたげとなった。

Ⅱ　施工状況について

［土　木］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅱ　施工管理 **4 施工計画書の記載事項が分かりやすく、正しく記載されていたか。** 監督員のⅡ－1．の施工計画書記載の内容の☆チェックポイントを参照のうえ分かりやすく、正しく記載されていたか。	検		
	+2		記載内容は大変分かりやすく文言の正確さに加え、創意工夫や計画のポイントを適確に押さえ、適切に正しく記載されていた。
	+1		記載内容に些細なミスはあったが、分かりやすく、正しく記載されていた。
	0		記載内容は分かりにくい部分があったが、概ね正しく記載されていた。
	−1		記載内容に一部不備があり、文言の分かりにくいもの、正しく記載されていないものが一部あった。
	−2		記載内容に全般的に不備が多く、文言も分かりにくく、正しく記載されていなかった。
Ⅱ　施工管理 **5 施工計画書等と現場施工方法が一致していたか。** 施工計画書に記載されている施工方法どおりに行われていたかを確認し、評価する。 （施工方法については、共通仕様書等を参考）	監検		
	+2		計画書等に施工方法が現場条件を十分考慮して、正しく、分かりやすく、創意工夫をされて記載されており、現場の施工方法も施工計画書記載どおりの施工方法で施工が行なわれていた。
	+1		計画書等の施工方法に些細な記入漏れ等があったが、概ね正しく記載されており、現場においても適切な施工方法で施工されていた。
	0		計画書等の施工方法の記載内容に一部不十分な箇所が見受けられたが、現場の施工方法に問題はなかった。
	−1		計画書等の施工方法の記載内容全般について不備が多く、現場の施工も一部の工種で違う施工方法で施工されていた。
	−2		計画書等に施工方法が記載されておらず、あるいは、施工計画書と違う施工方法で工事が施工されていた。

Ⅲ 安全管理について

［土 木］

評 定 細 目(検査員用)	評 価 の 考 え 方
Ⅲ 安全管理 **3 事業者として、工事安全や労働災害防止に関する会議等を概ね月１回以上開催し、記録していたか。** 提出書類により確認し評価する。 (労働安全衛生規則) 第2章 安全衛生管理体制 第7節 安全委員会、衛生委員会参照 事業者は委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。	監検 +1 工事期間中、毎月会議が開催されていることが確認でき、また、議事録等の書類や写真も提出されていた。 0 工事期間中、毎月会議は開催されていたが、議事録等の書類や写真に不備があった。 −1 工事期間中、会議が開催されていることが確認できなかった。あるいは、議事録の記録や写真が提出されていなかった。 ☆チェックポイント □会議の議事録の添付 □会議で使用した資料の添付≪来月分の工程表(予定)、安全衛生資料等≫ □自筆の出席簿の添付 □会議の様子を撮影した写真(毎月の開催状況、人数等)の添付 □開催時都度の工事主管課への報告(上記工事が確認できる書類)
Ⅲ 安全管理 **4 安全管理活動(危険予知等)を実施し、記録が整備されていたか。** 提出書類により確認し評価する。 (朝礼、点検、訓練等) (内容、日付、出席者名簿等を確認) 『検査員』提出書類により確認し評価する。	監検 +1 工事期間中、各種の安全管理活動が日常的に、定期的に実施されている事が確認でき、また、記録としての書類や写真が提出されていた。 0 工事期間中、各種の安全活動は行われていたが、活動記録や写真に不備があった。 −1 工事期間中、各種の安全管理活動が実施されている事が確認できなかった。あるいは、記録としての書類や写真が提出されていなかった。 ☆チェックポイント □安全活動日誌 □安全活動状況写真(人数等) □安全管理活動の記録、写真等(朝礼、体操、新規入場者教育、安全パトロール、各種建設機械・安全施設点検持場の後片付け、終業時の確認等)

Ⅲ　安全管理

5 現場として、安全教育・訓練等を半日／月以上実施し、記録等が整備され、主管課にその都度報告をしていたか。

（内容、日付、出席者名などを確認）
提出書類により確認し評価する。
（公共工事の発注における工事安全対策要綱）
※ 建設省技調発第165号(H4.7.1付)

『検査員』提出書類により確認し評価する。

監検

+1	工事期間中、毎月定期的に安全教育・訓練等を実施している事が確認でき、また、議事録等の書類や写真も提出されていた。
0	工事期間中、安全教育・訓練等は開催されていたが、記録の書類や写真に不備があった。
−1	工事期間中、安全教育・訓練等が開催されている事が確認できなかった。あるいは、議事録等の記録や写真が提出されていなかった。

☆チェックポイント
□安全教育・訓練実施記録の添付
□安全教育・訓練実施に使用した資料の添付
□安全教育・訓練実施内容の状況写真の添付　　□自筆の出席簿の添付
□上記事項が確認できる工事主管課への実施都度の報告書の提出

Ⅲ　安全管理

7 運搬作業において、各交通関係法令（道路法、道路交通法、車両制限令、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法、ダンプ規制法、貨物自動車運送事業法等）を遵守し、適合した車両を使用し、また過積載等の違法はなかったか。

『検査員』運行許可書（写）及び各計量伝票等で確認。

◆過積載の定義
過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為を言う。

監検

+1	各交通関係法令を遵守しており、また各種運行（通行）許可書（写）等の書類も確認でき、写真等で適合した車両の使用、過積載なしが確認することができた。
0	各交通関係法令は概ね遵守されていたが、一部軽微な過積載があった。
−1	運行（通行）許可書（写）の一部が確認できず、また過積載が目立ち、現場の管理不足があった。

☆チェックポイント
□特殊車両通行許可証
□該当車両の自動車検査証（車検証）
□自重計技術基準適合証（大型ダンプカーの使用者には積載重量を自動的に計量する装置、すなわち自重計を取付けることが義務付けられている。）
□収集運搬許可申請時に書類として添付する「収集運搬器材一覧表、器材の写真」

Ⅳ 出来高及び出来ばえについて

［土 木］

評 定 細 目(検査員用)	評 価 の 考 え 方	
Ⅳ 出来形 **1 出来形管理資料が整備され、現地の計測と一致していたか。** 出来形図とは、設計図面(最終設計変更図面)に記載されて いる工種の設計数量(下段)に対して、出来上がった数量(出来形数量)を上段に赤書きで記載した図面である。 設計数量との比較のためのフローチャートとしては、 出来形図 →出来形数量計算書の作成 →設計数量と出来形数量との対比表 (出来形数量総括表)の作成。	監検	
	+2	管理資料は必要なものすべてが提出されており、第三者が見ても分かりやすく整備され、現地の計測結果と全て一致していた。
	+1	管理資料は整備されており、現地の計測結果も規格値範囲内に納まっていた。
	0	管理資料の一部で、整備されていないものがあった。
	−1	管理資料の整備不備が多々あり、計測結果の多くが規格値範囲内で一致していなかった。
	−2	管理資料が整備されていなかった。あるいは、現地の計測結果が一致していなかった。
	☆チェックポイント □出来形図(平面図、縦断図、横断図、構造図、舗装等各種展開図)の添付 □出来形数量計算書の添付(変更数量計算書ではなく、出来形数量の根拠となる計算書) □出来形成果表≪「出来形管理基準」に定める規格値と(設計値－出来形値)との比較表≫の添付 □設計数量と出来形数量との対比表(出来形数量総括表)の添付 □出来形図、出来形成果表、出来形展開図に現場代理人及び作成者の押印 □設計値が必ず記載されているか □出来形管理資料は、現地の測定値や工事写真の黒板・目盛りの数値と符合しているか	
Ⅳ 出来形 **2 出来形の形状寸法が規格値を満足していたか。また、測定項目等のバラツキはどうであったか。** 測定項目等のバラツキとは、土工事における幅・深さ、法面工事の勾配、各構造物の高さ・厚み等施工精度についていうものである。 管理図の有無。	検	
	+2	各測定項目について、規格値を満足しており、測定項目等のバラツキもなく適切であった。
	+1	各測定項目について、規格値を満足しており、測定項目等のバラツキも少なかった(30%未満)。
	0	各測定項目について、規格値を満足しているが、一部で測定項目等のバラツキがあった(30%以上～50%未満)。
	−1	各測定項目について、規格値を満足していないものが一部あった。あるいは、測定項目等のバラツキが多くの工種でみられた(50%以上)。
	−2	各測定項目について、全般的に規格値を満足していない。あるいは、測定項目等のバラツキが大変多かった。
Ⅳ 出来形 **3 設計図書で要求するものが正しく出来ていたか。** 設計数量との比較のためのフローチャートとしては、 出来形図 →出来形数量計算書の作成 →設計数量と出来形数量との対比表 (出来形数量総括表)の作成。	監検	
	+3	設計図書に記載された内容が照査され、内容や形状が正しく適切に出来ており、供用に際しより良く対応できるよう創意工夫の姿勢が見られた。
	+1	設計図書で要求する内容や形状が出来ていた。
	0	設計図書で要求する内容や形状が一部で出来ていなかったが、施工管理基準を満足していた。
	−1	設計図書で要求する内容や形状が正しく出来ていないものが一部あり、出来形に影響したが、工事全体の中で処理できる範囲であった。
	−3	設計図書で要求するものの中で、正しく出来ていないものが多く、設計の要求を満足しなかった。

Ⅳ 出来形

4 完成後、明視できない箇所（杭・矢板・鉄筋・基礎・路盤等）の出来形はどうであったか。

『検査員』出来形管理資料及び写真等で確認する。

監検		
+3		各構造物が規格値を十分満足して、出来形が大変良好であり、明視できない全ての個所の出来形写真、出来形成果表があり、十分確認することができた。
+1		各構造物が規格値を満足しており、出来形が良好であった。明視できない全ての個所の出来形写真、出来形成果表は概ね工事目的物について揃っており、確認することができた。
0		各構造物が規格値を満足しており、出来形が規格値内であった。明視できない個所の出来形写真、出来形成果表は必要最低限揃っていた。
−1		明視できない個所の出来形写真、出来形成果表は数が極端に少なく確認を十分にする事ができなかった。
−3		明視できない個所の出来形写真、出来形成果表は数がなく、確認する事ができなかった。

Ⅳ 品質

5 使用材料等の品質（品質証明書・試験成績書等）が確認できる資料が提出されていたか。

・使用材料承諾願との整合および日付等の確認
・試験成績書に試験所等の品質証明書（印）及び証明者名の確認
・提出先の宛名の確認
・主要材料納入時の確認写真添付状況

検		
+2		当該現場に使用した材料の品質等を証明する資料がすべての材料について提出され、証明等の内容についても間違いなく、適切な資料であった。
+1		当該現場に使用した材料の品質等を証明する資料が提出され、証明等の内容についても間違いはなかった。
0		当該現場に使用した材料の品質等を証明する資料の一部に不備があり、証明等の内容について、一部確認できないものがあった。
−1		当該現場に使用した材料の品質等を証明する資料について不備が多く、証明等の内容についても確認できないものが多かった。
−2		資料が提出されていないものがほとんどであり、証明等の内容についても確認できなかった。

Ⅳ 品質

6 設計図書等に定められた品質が正しく管理され、施工されていたか。

コンクリート養生・使用材料の保管・各種現場における試験等、正しい施工方法であったか確認する。

「設計図書等」とは仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書。その他学会等の示方書の類。

『検査員』試験報告書、写真等で確認する。

監検		
+2		施工計画書等の中で品質を確保するための管理方法が設計図書等に基づき正しく記載され施工されており、また、品質管理基準等に定められた品質管理の各種試験がもれなく実行されており、写真等でその確認をすべてすることができ、報告書も問題は一切なく、説明図表を挿入する等の工夫がなされ、第三者が見ても分かりやすく整理されていた。
+1		施工計画書等の中で、品質を確保するための管理方法が設計図書等に基づき正しく記載され施工されており、また、品質管理基準に定められた品質管理の各種試験を適切に実行しており、写真等でその確認をすることができた。
0		品質管理及び施工が行われていたが、一部の工種において成績表・写真等に指摘事項があった。
−1		品質管理は行われていたが、試験結果に不備があり、資料整理も不十分であった。
−2		品質管理及び施工の大半が正しく実施されていなかった。

Ⅳ 品質

7 施工条件の変動による適正な処置がとられていたか。

施工方法や土質の変化等、各条件変更に伴い適切に処置がとられ施工されたか確認する。

検		
+2		条件変更について、事前に受注者と監督員との間で綿密に協議が行われ、協議（承諾）記録等も適切に整備され、変更施工計画書の提出等、適正な処理の後、工事が施工されていた。
+1		条件変更について、事前若しくは直前に受注者と監督員との間で協議が行われ、協議（承諾）記録等も整備され、工事が施工されていた。
0		条件変更について、事前若しくは直前に受注者と監督員との間で協議が行われていたが、協議（承諾）記録等の整備で内容に不足、漏れ等があったが、問題なく工事は施工された。
−1		条件変更について、受注者と監督員との間での協議が不足していた。あるいは、協議（承諾）記録等の整備に不備があり、施工が先行して行われた。
−2		条件変更について受注者と監督員との間で協議がなされず、適正な処置を取らないまま工事が施工された。

Ⅳ　品質 **8 自主管理検査（試験等）が行われ、記録されていたか。** 自主管理とは 1.土木工事施工管理基準に定めているもの以外の施工管理や土木工事共通仕仕様書に定めているもの以外の段階確認等 2.社内検査の実施 3.施工検討会の開催	検	
	+1	受注者として、工事目的物の品質のさらなる向上及び出来形の確保のため、品質管理面や出来形管理面で、必須項目以上の試験や十分な現場確認を行い、その結果を記録として工事主管課に報告すると共に、検査受験前に全ての自主管理が完了していた。
	0	工事の段階的な検査（試験等）が行なわれ、記録（写真含む）も些細なミスがあったが、整備されていた。
	−1	自主管理のほとんどが、実施されていなかった。
Ⅳ　出来ばえ **9 継手箇所、打設継目、既設構造物等との取り合いの施工状況はどうか。**	検	
	+2 +1 0 −1 −2	・検査時に現場を確認し、下記の☆チェックポイントを参考に検査員が評価する。 （チェックポイントは項目Ⅳ－9～12共通）
Ⅳ　出来ばえ **10 構造物の通り、平坦性はどうか。（As舗装では縦横断等）**	検	
	+2 +1 0 −1 −2	・検査時に現場を確認し、下記の☆チェックポイントを参考に検査員が評価する。 （チェックポイントは項目Ⅳ－9～12共通）
Ⅳ　出来ばえ **11 全般的な外観・出来ばえはどうか。**	監検	
	+2 +1 0 −1 −2	・検査時に現場を確認し、下記の☆チェックポイントを参考に検査員が評価する。 （チェックポイントは項目Ⅳ－9～12共通）

☆チェックポイント
1．切土工事
□規定された勾配が確保されている（出来形横断面図及び出来形成果表にて勾配が確認できる）
□法面の浮石除去等、表面が適切に施工されている（法面の浮石を除去し、法面が平滑である）
□法勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている（設計横断面どおりに施工されている）
□施工面の木根等が確実に施工されている（法面には木根等がないこと）
□施工面に滞水防止等の処理が適切に行われている（雨水等が溜まらないように施工されている）
□関係構造物との取り合いが適切に行われている（段差がなく、なめらかにすりついている）

検査員

2. 盛土工事
□仕上げが良い(法面及び法肩の仕上げが、なめらかに仕上げられている)　□通りがよい(直線部はがたつきがなく、曲線部はなめらかな曲線をえがいている)
□端部処理がよい(法肩において、崩壊等がないこと)　□構造物へのすりつけ等がよい(段差がなく、なめらかにすりついている)
□全体的な美観がよい(工事全体の印象がよく、色合い等もよく、美しく感じられる)
3. コンクリート構造物工事
□コンクリート構造物の肌がよい(気泡等がほとんど無く、表面がきれいに仕上がっている)
□コンクリート構造物の通りがよい(直線は出入りが無く、曲線は滑らかで凹凸がない)
□天端仕上げ、端部仕上げ等がよい(角は面取りが丁寧に施工されており、面は平滑に、目地もすっきりと仕上がっている)
□クラック等がない(重要な場所に目でわかるクラックがない<0.2mm以下>)
□漏水がない(構造物の目地部分の止水板が正確に施工され、またセパ跡処理部も丁寧に施工され、当該部分からの漏水がない)
□全体的な美観がよい(構造物全体の印象が良く、色合い、艶等も良く、美しく感じられる)
4. 護岸・根固・水制工事
□通りがよい(直線部はがたつきがなく、曲線部はなめらかな曲線をえがいている)
□材料のかみ合わせがよい、またクラックがない(合端に隙間がなく、はらみ出しも認められない)
□天端仕上げ、端部仕上げ等がよい(角は面取りが丁寧に施工されており、面は平滑に、目地もすっきりと仕上がっている)
□既設構造物とのすりつけ等がよい(段差がなく、なめらかにすりついている)
5. 舗装工事
□舗装の平坦性が良い(3mプロフィルメータ<σ>2.4mm以下または直読式(足付き)<σ>1.75mm以下を満足し、目でも良さが確認できる)
□構造物の通りが良い(直線は出入りがなく、曲線は滑らかで凹凸がない)　□端部処理がよい(瀝青系材料で処理が行なわれている)
□構造物へのすりつけ等が良い(段差がなくスムーズにすりついている)　□雨水処理が良い(縦横断勾配が適切に施工されており、水溜りも認められない)
□全体的な美観がよい(構造物全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる)
6. 防護柵(網)設置工事
□通りがよい　□端部処理がよい
□部材表面に傷、錆がない　□支柱、パネル部のグラツキ、ボルトナットのゆるみがない
□既設構造物とのすりつけが良い　□きめ細かな施工がされている
□全体的な美観が良い
7. 標識設置工事
□配置位置に配慮がある　□標識の向き、角度、支柱の通りがよい
□部材表面に傷、錆がない　□既設構造物とのすりつけが良い
□きめ細かな施工がされている　□全体的な美観が良い
8. 区画線設置工事
□塗装の塗布が均一である　□視認性が良い
□接着状態が良い　□施工前の清掃が入念に実施されている
□全体的な美観が良い
9. 鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準じる)
□表面に補修個所がない　□部材表面に傷、錆がない
□溶接に均一性がある　□塗装に均一性がある
□全体的な美観がよい
10. コンクリート橋工事(PC及びRCを対象)
□コンクリート構造物の肌が良い　□コンクリート構造物の通りが良い
□天端仕上げ、端部仕上げ等が良い　□支沓部の仕上げが良い
□クラックがない　□漏水がない
□全体的な美観がよい
11. 植栽工事
□樹木の活着状況が良い　□支柱の取り付けがきめ細かく施工がされている
□支柱の取り付けが堅固である　□植栽等の全体的な美観が良い

検査員

12. 下水道工事(管渠工)

□切土、埋戻、盛土の仕上り状況がよい。また沈下等がない　□インバートの仕上りがよい
□管口の処理が良い　□管渠の通りが良い
□人孔の継目部の処理がよい　□管渠に漏水がない
□舗装の平坦性が良く、水溜り等が生じていない　□舗装の構造物へのすりつけ等が良い
□管渠、人孔等の清掃が行き届いている　□排水施設の蓋のがたつきがなく、受枠にゴミが溜まっていない
□全体的な美観が良い

13. 下水道工事(処理場躯体工)

□切土、埋戻、盛土の仕上り状況がよい。また、沈下等が無い　□基礎工について施工管理記録等から不可視部分の出来栄えの良さがうかがえる
□コンクリート構造物の肌がよい　□コンクリート構造物の通りがよい
□天端仕上げ、端部仕上げ等が良い　□スラブ上に水溜りが生じない配慮がある
□クラックがない　□漏水がない
□防食塗装の端部、突起部等の処置が良い　□足掛け金物等が等間隔、水平、所定の埋込長で施工されている
□開口部の蓋の開閉作業がスムーズに行なえる　□角落としがスムーズに設置、撤去できる
□フェンスのがたつきが無く、通りがよい　□全体的な美観がよい

14. 建築工事(簡易なもの)

□建築物の通り、形状が良い　□仕上りの均一性、平坦性が良い
□機能面での配慮が適切である　□防水の納まりが良好である
□建具の取付け、作動が良い　□関連工事との取り合いが良い
□全体的な美観が良い

15. 電気設備工事

□構造物等にきめ細やかな施工がなされている　□公共性としての安全、環境、維持管理への配慮がよい
□構造物とのすりつけが良い　□製作上の補修痕跡がない
□全体的な取扱いがしやすい

16. 道路改良工事

□構造物の通りが良い　□舗装の平坦性が良い
□天端仕上げ、端部仕上げ、端部処理、構造物へのすりつけ等が良い　□クラックがない
□雨水処理が良い　□全体的な美観が良い

17. 河川改修工事

□通りが良い　□材料のかみ合わせが良い、またはクラックがない
□既設構造物へのすりつけ等が良い　□全体的な美観が良い

18. 電線共同溝工事

□構造物の通りが良い　□天端仕上げ、端部仕上げ、端部処理、構造物へのすりつけ等が良い
□舗装の平坦性が良く、水溜り等が生じていない　□舗装の構造物へのすりつけ等が良い
□雨水処理が良い　□全体的な美観が良い

19. 公園工事

□構造物の通りが良い　□樹木の活着状況が良い
□支柱の取り付けがきめ細かく施工され、堅固である　□天端仕上げ、端部仕上げ、端部処理、構造物へのすりつけ等が良い
□舗装の平坦性が良い　□全体的な美観が良い

20. 上水道工事

□弁栓室等は適正に設定されており、内外の美観が良い　□資料から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる
□管のとおり及び付属品等の設置状況が良い　□竣工図が正確に作成され、見やすく誤差がなく、現地に適合している
□舗装復旧等が現地状況を十分把握して施工されており、既設部分との取り合いが良い
□全体的な美観が良い

検査員

Ⅴ　書類及び写真整備状況

［土　木］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅴ　関係書類 **2 各種承諾願・協議書等が書面により行われ、整備されていたか。** 当該工事を十分に把握し、変更が生じる毎にその内容を適確にとらえ、書面等で表したものが整備されていたかを評価する。	監検 +2　承諾、協議のポイントがしっかりと文言、図面、写真、資料等で適切に説明されており、変更が生じる毎に事前に必ず提出されていた。 +1　承諾、協議のポイントが文言、図面、写真等で説明されており、変更が生じる毎に事前に、もしくは直前に提出されていた。 0　承諾、協議の内容に一部把握しづらいものがあった。あるいは、一部提出が遅れたものがあった。 −1　承諾、協議のポイントを的確に捉えておらず、内容が把握できないものがほとんどであった。事後に提出されたものが多い。 −2　承諾願い、協議書等の大半が整備されていなかった。
Ⅴ　関係書類 **3 各提出書類に指摘事項はなかったか。** ・検査時において	検 +1　指摘事項は、ほとんどなかった。 0　軽微な指摘事項があった。 −1　指摘事項が大変多かった。
Ⅴ　関係書類 **5 建設廃棄物の処理に関する書類の整備、建設廃棄物の処理（マニフェストの提出）はどうか。** 産業廃棄物が正しく処理（委託契約書類含）されているか確認する。 ・マニフェストの整理確認 ・運搬状況写真等確認 ・建設廃棄物処理計画書及び変更処理計画書ならびに処理完了報告書 ・処理委託契約書(収集運搬・処分・変更契約書等) ・収集運搬、処分地等の各許可証（写し） ・運搬経路図の添付 ・積荷状況、運搬状況（追跡）、処分地での処分状況等の写真 ・計量伝票	検 +3　建設廃棄物の処理に関する各種書類・許可書・契約書・写真等が全て適切に整備され、第三者が確認しても、分かりやすく整理されていると共に、廃棄物の処理がマニフェストの記載内容からして、正しく適正に運搬・処分されている事が確認できた。 +1　建設廃棄物の処理に関する各種書類・許可証・契約書・写真等が整備されていると共に、廃棄物の処理がマニフェストの記載内容からして、正しく運搬・処分されている事が確認できた。 0　建設廃棄物の処理に関する各種書類・許可証・契約書・写真等の一部で不備があり、整理状況も普通。廃棄物の処理については、マニフェストの記載内容で一部未記入や枚数の不足等あり、さらに、一部の廃棄物で正しく運搬・処分されている事が確認できなかった。 −1　建設廃棄物の処理に関する各種書類・許可証・契約書・写真等で不備が多く、整理状態も分かりにくい。廃棄物の処理については、マニフェストの記載内容で未記入事項や枚数の不足が多々あり、さらに、一部の廃棄物で正しく運搬・処分されていなかった。 −3　建設廃棄物の処理に関する各種書類・許可証・契約書・写真等及び、マニフェストの提出がなかった。あるいは、廃棄物が正しく運搬・処分されていなかった。 ☆チェックポイント □産業廃棄物管理票交付状況総括表が添付されているか（土木請負工事必携参照） □産業廃棄物管理票（マニフェスト原本）の添付⇒完成検査時、工事検査課へは原本を必ず提示のこと □自社収集運搬の場合⇒A、B1、B2、C2、D、E票の6枚が添付されているか マニフェストの記載内容、日付、サイン等が正しいか □委託収集運搬の場合⇒A、B2、D、E票の4枚が添付されているか マニフェストの記載内容、日付、サイン等が正しいか □二次マニフェストが発生する場合（中間処理場→最終処分場）、一次マニフェストのE票の日付は正しいか □収集運搬契約書、処分契約書の内容とマニフェストの内容が一致しているか □法律で禁止されている「再委託」は行われていないか。また、再委託をしている場合は、収集運搬会社からの「建設廃棄物処理再委託承諾願」及び排出事業者の「再委託承諾書」が添付されているか □車両番号を含めて産業廃棄物の積載状況写真、運搬状況(追跡)写真、処分先で処分状況、看板写真があるか □車検証の写しが添付されているか

検査員

Ⅴ　関係書類 **6 資機材等の性能、形状が確認できる証明書等の提出はどうか。** 主要仮設材（鋼矢板、アルミ矢板・腹起し、H鋼、水圧切梁覆工板等）、測量器具、試験機械等 不備とは ・試験成績書に試験所等の品質証明書（印）及び証明者名がないもの ・提出先の宛名が記入されていない ・日付がない等	検		
	+1		必要とする資機材の証明書等が提出され、第三者にも分かりやすく整理されていた。
	0		必要とする資機材の証明書等が提出されていたが、一部内容に不備があった。
	−1		必要とする資機材の証明書等の大半が未提出であった。
Ⅴ　写真 **10 出来形測定箇所の段階的なものが、写真で的確に判断できるか。（明確度等）** 各工種の施工段階が写真撮影され、的確に判断できるか確認し評価する。	検		
	+3		出来形の測定を要する工種において、出来形の段階的な写真がすべて適切に揃っており、測定値（実測値）と設計値との比較が写真で的確に、明確に判断することができた。
	+1		出来形の測定を要する工種において、出来形の段階的な写真がピックアップされ揃っており、測定値（実測値）と設計値との比較が写真で判断する事ができた。
	0		写真はあるが、一部の工種において、明確に判断しにくい写真があった。
	−1		写真が全般的に不備であり、明確に判断しにくい写真が多かった。
	−3		出来形の写真が揃っていない。
Ⅴ　写真 **11 図面挿入等の工夫及び写真全般の整理はどうであったか。** 〔チェックリスト〕 ・目次が記載されインデックス等で整理している ・施工順序どおりで分かりやすい ・図面挿入等があり写真に対する説明があった ・タイトル等明確に整理している ・無駄な写真が入っていなかった ・その他	検		
	+2		設計書の内訳書の順番あるいは、施工手順の順番に、見やすく、かつ分かりやすく創意工夫をした整備をしていた。
	+1		分かりやすく整備されていた。
	0		概ね体裁を整えた整備がなされていた。
	−1		全般的に整備状況に不備があり、分かりづらいものであった。
	−2		不備が多く、整備情況が悪く、大変見にくく、理解できない状況であった。

検査員

V　写真 **12 明視できない部分が写真で的確に判断できるか。** 〔例〕 ・基礎の出来形（厚み等）、鉄筋かぶり及び配筋、溶接部分、構造物の変化点、その他補修箇所等	監検	
	+2	写真の撮影の仕方、方法が大変よく、確認を要する個所が全て的確に判断でき、分かりやすいよう整理されていた。
	+1	写真の撮影の仕方、方法がよく、確認を要する個所がほぼ適切に判断でき、分かりやすいよう整理されていた。
	0	写真に一部不備があったが、判断できない部分はなかった。
	−1	写真の撮影の仕方、方法で不備があり、一部分判断しにくいものがあった。
	−2	写真がほとんどの工種で整備されていないため、判断することができなかった。
V　写真 **13 黒板記載事項。（分かりやすい・普通・分かりにくい）** 測点、図、寸法等の記入及び、明確度の確認。	検	
	+1	第三者が明確に分かりやすく、読み取りやすく、判断しやすいように記載されていた。
	0	記載されていたが、設計値の未記入等の一部不備や記載事項で分かりにくい面があった。
	−1	記載はされていたが不備が多く、記載内容が全体的に分かりにくく、判断しにくかった。
V　写真 **14 写真管理基準の管理項目を満足しているか。** ・着手前及び完成写真　・品質管理写真 ・施工状況写真　・出来形管理写真 ・安全管理写真　・災害関係写真 ・材料検査写真 ・その他（公害、環境、補修等）	検	
	+2	提出された写真は、全ての写真管理基準の管理項目を満足し、写真の内容もよく理解でき、撮影方法に創意工夫が見られた。
	+1	提出された写真は、写真管理基準の管理項目を満足し、写真の内容、撮影方法も良好であった。
	0	提出された写真は、整理されているが一部の管理項目の写真がなかった。
	−1	提出された写真は、数項目の管理写真がなく、あるいは、撮影の方法等に問題があり、理解できないものがあった。
	−2	提出された写真は写真管理基準の管理項目を満足しておらず、あるいは、撮影方法および整理も悪く、管理項目が確認できないものがあった。
V　写真 **15 安全管理の写真撮影が行なわれていたか。** 施工計画書の安全管理について、的確に撮影されていたか確認する。	検	
	+2	交通誘導員（保安要員）、保安・防護施設、看板類、教育・訓練等、安全に関する写真が非常に多く分かりやすく撮影され、安全管理の内容が第三者にも十分理解できた。
	+1	交通誘導員（保安要員）、保安・防護施設、看板類、教育・訓練等、安全に関する写真が撮影され、安全管理の内容が理解できた。
	0	概ね、安全管理の内容が確認できた。
	−1	写真の撮影枚数が少なく、安全管理の内容が確認出来ないものがあった。
	−2	安全に関する写真が提出されていなかった。

様式第２号（第４条関係）　　平成24年4月改訂版V1

工　事　成　績　表　（　建　築　）　㊙

施　工　年　度	平成　　年度			
工　事　主　管　課				
工　事　名	工事			契　約　番　号
請　負　者				ラ　ン　ク
請　負　金　額		成　績　評　定　日 平成　年　月　日		③　評定点
契　約　工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日			
完　成　日	平成　年　月　日	完成検査日	平成　年　月　日	

評　価　項　目	評　価　区　分 A 85以上	B ～75	C ～65	D ～55	E 55未満	配分率	評　点
Ⅰ 施　工　体　制						×0.10	
Ⅱ 施　工　状　況						×0.30	
Ⅲ 安　全　管　理						×0.05	
Ⅳ 出来形及び出来ばえ						×0.40	
Ⅴ 書類及び写真の整備状況						×0.15	

③ 評定点　＝　① 評点　＋　② 加減点	② 加減点	① 評点計

監　督　員　所　見	検　査　員　所　見

所属	工事主管課長　氏名		
	主任監督員 職･氏名		
	監　督　員 職･氏名		
所属	検　査　員　氏名		

（備考）㊟　評点は小数点第３位を、又、評定点は小数点第１位を四捨五入して記入する。

Ⅰ 施 工 体 制

（建 築）

区 分	番号	細　　目	※	評定者	評価				
施工体制一般	1	施工体制台帳及び施工体系図が整備されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	2	施工体系図が現場と一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	3	有資格者の作業分担と責任の範囲が明記され、現場と一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	4	建設業許可(建設業許可票、労災成立票)等を示す標識が設置されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	5	工事実績データ登録は監督員の確認を受けたうえで行われていたか。	1	監		+1	0	−1	
				検					
配置技術者等	6	工事規模、内容に応じた人員、機械配置がなされ施工していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	7	現場代理人として、工事全体を把握し、良好な現場運営に努めたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	8	現場代理人として、監督員との連絡調整並びに工事に対する積極性、協調性はどうであったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	9	主任技術者又は監理技術者は、技術的判断に優れ良好な施工に努めたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	10	各作業主任者及び専門技術者を選任し、配置していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
その他	11	契約書、設計図書、仕様書等をよく理解した上、現場に反映して工事を行ったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	12	受検準備は適正であったか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	13	受検態勢は適正であったか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
			小 計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点 ＝ [①] × { 35 / (35 − [②]) }

＝ [③]

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

Ⅱ 施 工 状 況

（建 築）

区分	番号	細目	※	評定者	評価				
施工管理	1	現場及び周辺の事前調査を行ったか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	2	仮設工作物の施工方法、及び設置状況はどうであったか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	3	工事用機械、車両等は低騒音･低振動･排出ガス対策等の機械を使用していたか。	1	監		+1	0	−1	
				検					
	4	施工計画書の記載内容が分かり易く、正しく記載されていたか。また、品質計画が検討されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
	5	施工計画書が工程の進捗に合わせて提出されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	6	施工計画書と施工体制、及び施工方法が一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	7	品質管理が適時、的確に行われていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	8	施工図等は提出されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	9	監督員に段階確認してもらう立会等（申請）が適切な時期に行われたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
工程管理	10	工程表の内容が検討されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	11	適正な施工であったか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	12	実施工程表に変更が生じた場合、その見直しを行っていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	13	施工報告、及び工程に対する工事打合せを関係責任者と適切に行っていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	14	資機材等の使用計画、及び調達計画が十分になされていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	15	対外調整を積極的に行い、円滑な工事進捗に努めたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	16	苦情や要望に対して的確に対応し、円滑に工事が進捗したか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
			小 計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点 ＝ [①] × { 35 / (35 − [②]) }

＝ [③]

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

Ⅲ 安 全 管 理

（建 築）

区 分	番号	細　　目	※	評定者	評価				
安全管理	1	総合仮設計画がたてられていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	2	保安施設は、工事全般にわたり仮設計画に基づき設置されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	3	保安施設は現場の進捗状況や自然災害に備え、その都度、適切に設置対応されていたか。 又、管理されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	4	工事で使用する機械、車両等の点検整備等がなされ、記録されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	5	現場内外での衛生･環境管理が日常的に実施されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	6	公衆災害に対する安全措置を行っていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	7	労働災害に対する安全管理を行っていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	8	災害発生時の対処方法（マニュアル等）が確立されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			1	検		+1	0	−1	
	9	保護具の着用等、現場従事者各自の安全管理に取組む姿勢は積極的であったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	10	安全衛生管理活動を推進していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			1	検		+1	0	−1	
			小　計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点　＝［　①　］　×｛ 35 ／（ 35 － ［　②　］）｝

＝［　③　］

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

Ⅳ 出来形及び出来ばえ

（建　築）

区分	番号	細目	※	評定者	評価				
出来形	1	施工精度はどうか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
品質	2	仕様書に定められた品質（品質証明・試験成績書等の管理、施工チェック）が正しく管理され、施工されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
	3	使用材料等の品質及び形状が設計図書等の規格を満たしていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
出来ばえ	4	全体的な美観はどうか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	5	機能面及び安全面の状態はどうか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	6	きめ細やかな仕上げが施されていたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	7	既設との接続（取合い）の状況はどうか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	8	関連工事との取合いに伴う協力体制はどうか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			1	検		+1	0	−1	
総合	9	設計図で要求するものが正しくできていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
			小　計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点　＝［　①　］　×　｛ 35 ／（ 35 ー［　②　］）｝

＝［　③　］

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

Ⅴ 書類及び写真整備状況

（建　築）

区分	番号	細目	※	評定者	評価				
関係書類	1	契約書、仕様書に基づく提出書類が提出されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	2	関係諸官庁等への届出が適切な時期に行われ、書類が整備されていたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	3	施工計画書及び当該工事の必要管理項目の記載事項を遵守し、書類等が提出されていたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	4	規格証明書、保証書等は提出されていたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	5	工事の記録が提出されていたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	6	施工の記録、工事写真、見本等が提出されていたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	7	建設副産物の処理が正しく処理されていたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
写真	8	工事写真は工種毎に全て揃っていたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	9	工事写真が目的を満たした内容であったか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	10	工事写真の撮影内容が把握できるように撮られていたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	11	工事写真が見易く、分かり易く整理・編集されていたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
他	12	完成図書として整備されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
			小　計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点　＝［　①　］　×　｛ 35 ／（ 35 － ［　②　］）｝

＝［　③　］

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

加算点（建　築）

項　　目	加算点	ポイント　計Ⓔ
加算点	0	←加算点なし
・極めて難易度が高い工事	（＋５）	←Ⓔが１０点以上の場合
・難易度が高く、特別の考慮が必要な工事	（＋４）	←Ⓔが　８点以上の場合
・難易度が高い工事	（＋３）	←Ⓔが　６点以上の場合
・難易度が中程度の工事	（＋２）	←Ⓔが　４点以上の場合
・難易度が認められる工事	（＋１）	←Ⓔが　２点以上の場合

チェックポイント	ポイント
□　災害復旧などで極めて短期間の工期が求められる工事	4
□　工事現場が危険な状況下にあるような工事	2
□　工事現場において複雑な制約条件の存在がある工事（民家･商店が密集するなどの地元条件等）	2
□　夜間工事を条件とする工事	1
□　休日工事を条件とする工事	1
□　年末年始などの特殊な時期に行われる工事	1
□　交通量が非常に多い場所で、常に交通整理が必要な工事（国道･県道･交差点など）	2
□　鉄道営業線に近接する工事	2
□　施工実績、施工例が極めて少ない特殊な工事	5
□　施工実績、施工例が少ない工事	3

ポイント 計Ⓔ

減　点（建　築）

［記入方法］　該当する項目の□を■にする。８．についてはα及びβの値も記入すること。　　（主　任　監　督　員）

措　置　内　容		点　数	□　項目該当なし
□	１．指名停止３ヶ月以上	－２０点	
□	２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点	
□	３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点	
□	４．文書注意２回以上実施	－１１点	
□	５．文書注意	－８点	
□	６．口頭注意	－５点	
□	７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－３点	
□	８．総合評価落札方式において、落札者の責により履行義務事項の不履行が認められる場合	－　点	α： β：

注）　４．～８．の減点を行う場合は、その事実関係が確認できる文書及び経過書等を必ず添付すること。

① 本評価で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上記の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために従事するものに限定する。

④ 総合評価落札方式において、落札者の責により履行義務事項の不履行が認められる場合は、その履行状況に応じ上表８により工事成績評定点を減点する。減点数は別紙計算式により、算出する。

【上記で評価する場合の応答事例】

- 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 承諾なしに権利義務者等第三者譲渡又は継承を行った。
- 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取等に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 建設業法に違反する事実が判明した。（一括下請け、技術者の専任違反等）
- 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 監督または検査の実施にあたり、職務執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 下請代金遅滞防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある
- 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等に物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- その他　［理由：　　］

②加減点	加算点　＋　減点　＝	

【別紙】 履行義務事項不履行時における措置に関する基準

○ 工事成績評定点の減点（簡易型及び標準型）

当該工事の竣工後に、当該工事の履行義務事項の不履行の状況に応じ、
下記の計算式により計算した値に応じて、最大8点を減じる。

α：	点	（当初の施工計画及び技術提案の評価項目での評価点）
β：	点	（履行した施工計画及び技術提案の評価項目での評価点）
計算値：	点	
減点値：	点	

減点値＝８×（α －β ）／α

なお、減点値は計算値の小数点以下第1位を四捨五入とする。

別表第２（第４条関係）　　評定運用基準表

Ⅰ施工体制について

［建　築］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅰ　施工体制一般 **1　施工体制台帳及び施工体系図が整備されていたか。** 施工体制台帳及び施工体系図の記載内容と整備状況について確認する。 「監督員」は“工事現場施工体制等ﾁｪｯｸ様式”により確認 「検査員」は、最終正しく整備されていたか。 ※公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第13条及び、建設業法第24条の7第1項を適用されない工事については、施工体制台帳を下請け通知書と読み替え評価の上限を＋1までとする。	監検		
	+3		台帳は内容を見やすい状態に整備・整合され、変更の都度速やかに追記・修正されていた
	+1		台帳は整備・整合され、変更の都度速やかに追記・修正されていた
	0		台帳、体系図は遅れながらも追記、修正され掲示されていたが一部内容に不備や添付漏れがあった（台帳は整理され体系図も掲示されていたが一部内容に不備や添付漏れがあった）
	−1		台帳、体系図に現場と一致しない箇所があり口頭で指示を行った（台帳に不備、記入漏れがあった）
	−3		口頭指示でも履行できない為、文書で指示を行った（施工体制台帳、施工体系図及び下請契約書等が整理されていない）
Ⅰ　施工体制一般 **2　施工体系図が現場と一致していたか。** 施工体系図と実際の現場における施工体系と一致していたか。	監		
	+2		追加、修正ごとに正しく記入されていた
	+1		追加、修正時に一応記入されていた
	0		少し遅れ修正記入された
	−1		体系図と現場が一致せず口頭で指示を行った
	−2		文書で指示を行った
Ⅰ　施工体制一般 **3　有資格者の作業分担と責任の範囲が明記され、現場と一致していたか。** 施工計画書等に記載されている有資格者(作業主任者等)の必要な工種の作業分担と責任範囲が明記されたものが現場に掲示され、それが現場と一致していたか(元請、下請共)。	監		
	+2		有資格者、作業主任者一覧表を作成し、現場作業者と本人確認し記録もできていた
	+1		有資格者、作業主任者一覧表を作成し、現場作業者と本人確認できていた
	0		有資格者、作業主任者一覧表と現場が一致していた
	−1		有資格者、作業主任者一覧表と現場が一部未確認となっていた
	−2		有資格者、作業主任者一覧表が作成されていなかった
Ⅰ　施工体制一般 **4　建設業許可（建設業許可票、労災成立票）等を示す標識が設置されていたか。** 計画通知票、建設業許可票(元請･下請共)、労災成立票、施工体系図、道路使用、道路占用等 「監督員」は、設置状況を現場において確認。 「検査員」は、写真で確認。	監検		
	+3		建設業、計画通知、労災、建退共、道路使用等の現場表示板は美観を考え設置し、メンテナンスをしていた
	+1		必要な現場表示板は、公衆の良く目に付く場所に整備設置されていた
	0		必要な現場表示板は設置されていた
	−1		工事着工時に設置されず口頭で指示をした（指示の記録を確認した）
	−3		設置されず、文書で指示を行った（文書の指示を確認した）

Ⅰ 施工体制一般

5 工事実績データ登録は監督員の確認を受けたうえで行われていたか。

工事実績情報の登録が受注、変更時に監督員の確認を受けた上で、契約後10日以内に行われていたか。

監

	＼	
+1		確認のうえで契約後（変更契約後）10日以内に登録が行われていた
0		確認のうえで契約後（変更契約後）少し遅れ登録が行われていた
−1		登録を行っていなかった
	＼	

Ⅰ 配置技術者等

6 工事規模、内容に応じた人員、機械配置がなされ施工していたか。

各種工程に即し、作業に応じた技能士、作業員、機械等の配置から判断する。

監

+2		現場内容を十分踏まえた優れた技能士、機械等の配置が適正であった
+1		現場内容に応じた人員、機械配置がなされ、適正であった
0		現場内容に応じた人員、機械配置も適切で大きな問題はなかった
−1		人員、機械配置に一部不適切な部分があった
−2		人員、機械配置が不適切であった

Ⅰ 配置技術者等

7 現場代理人として、工事全体を把握し、良好な現場運営に努めたか。

工事請負約款第10条第2項に基づき、現場代理人は契約を履行する為に“請負者(社長)の代理人”として「工事現場に常駐し、その運営、取締り、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領等」の職務をまっとうしたか。

監

+3		現場運営を完璧に行い、各担当者と連携し現場運営に務めた
+1		現場運営を問題なく行い、運営状況を文書等で記録整理されていた
0		工事全体を把握、現場運営は適切であった
−1		現場運営が一部不適切であった
−3		工事全体の把握が悪く、各問題対応も遅延となり工程に支障をきたしたり、現場に常駐していなかった

Ⅰ 配置技術者等

8 現場代理人として、監督員との連絡調整並びに工事に対する積極性、協調性はどうであったか。

工事請負約款第10条第2項に基づき、現場代理人は契約を履行する為に“請負者(社長)の代理人”としての職務をまっとうする為、「監督員、下請業者、近隣その他関係者」との連絡調整がとられ、工事に対する積極性、協調性及び指導力があったか。

監

+3		事前に監督員と問題解決策を協議しており、問題解決を速やかに行っていた
+1		問題発生時は関係者へ速やかに連絡し、問題解決にあたっていた
0		監督員に常に報告、連絡を行い協議の上、解決できていた
−1		報告、連絡が遅く、内容に不明瞭な点があった
−3		報告、連絡が遅いため、文書で指示した

Ⅰ 配置技術者等

9 主任技術者又は監理技術者は、技術的判断に優れ良好な施工に努めたか。

主任技術者、又は監理技術者は工事の安全、かつ、適正な施工を確保するために工程管理、品質管理、安全管理を行うと共に、当該工事の従事者に技術上の指導監督を行い良好な施工に努めたか否か。

監検

+3		工程、品質、安全等の管理を、現場代理人と連携をとり行い、工事の技術上の管理、指導を積極的に進め技術全般の知識を有し優れていた（技術全般の知識を有し、技術者として優れていた）
+1		工程、品質、安全等の管理を、現場代理人と連携をとり行い、工事の技術上の管理、指導を積極的に進めていた（現場検査での受け答えは現場管理を把握しての回答であった）
0		技術者として、業務を無難に行った。（現場検査での受け答えは、無難な回答であった）
−1		技術者としての認識が薄く、誠実さに欠け責任者としての意識も薄かった（現場検査での受け答えに問題があった）
−3		技術者として認識が無いので指導を行った（現場の技術に関してほとんど理解しておらず、回答も曖昧であった）

Ⅰ　配置技術者等 **10　各作業主任者及び専門技術者を選任し、配置していたか。** 施工計画書等に記載されている組織表から作業主任者の選任が確認でき、配置が正しいか。 ※作業主任者は、労働安全衛生法第14条、労働安全衛生法施行令第6条に定める作業を行う場合に労働災害を防止するための管理を行う者 ※専門技術者は、建設業法第7条、第26条の2に定める工事施工の技術上の管理をつかさどる者	監		
	+2		施工計画書及び現場内に作業主任者等の一覧表があり、配置も良く適切であったことが確認できた
	+1		施工計画書及び現場内に作業主任者等の一覧表があり、配置も確認できた
	0		施工計画書及び現場内に作業主任者等の一覧表はあったが、一部配置を確認出来なかった
	−1		施工計画書に記載されている作業主任者等の一覧表はあったが、配置に相違があった
	−2		作業主任者の配置がされなかったため、文書で指示を行った
Ⅰ　その他 **11　契約書、設計図書、仕様書等をよく理解した上、現場に反映して工事を行ったか。** 建築物の意図、目的、及び設計主旨を汲み取った上で契約書、設計図書、各種関係法令等をよく理解し、現場に反映し工事を行ったか。	監		
	+3		契約関係図書を良く理解し、常に現場に反映されていた
	+1		契約関係図書を良く理解し、現場に反映されていた
	0		契約関係図書を理解し、現場に反映されていた
	−1		契約関係図書を一部理解しておらず、現場に反映されていなかった
	−3		契約関係図書を理解していなかった

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅱ　施工管理 **1　現場及び周辺の事前調査を行ったか。** 施工上、必要不可欠な各関係ポイント、電気、ガス、上下水道、電話、排水等の地上・地下埋設物等の確認を行い、把握しているか。既設設備の養生の有無、程度。	監 +2　現場及び周辺の事前調査を行い設計図書との照合の上、事前に設計又は施工上の問題提起をするなどして効率良く施工が進められた +1　現場及び周辺の事前調査を行い設計図書との照合の上、事前に施工上の問題を把握して施工が進められた 0　現場及び周辺の事前調査を行い設計図書との照合を行っていたが、一部問題が生じた −1　現場及び周辺の事前調査を行い設計図書との照合を行っていたが、問題が生じた −2　現場及び周辺の事前調査を行っていなかった
Ⅱ　施工管理 **2 仮設工作物の施工方法、及び設置状況はどうであったか。** 仮囲い、仮設電気・水道・排水、現場事務所、足場、仮設作業場等について、現場の諸条件を考慮して仮設計画を立て、施工方法が問題なく、施工に支障のない配置、動線が確保されていたか。	監 +2　現場着工から完了まで良く考えた設備計画、運搬計画、安全計画、動線計画を行い、仮設計画が立てられ、各部責任者を配置し災害時の計画も万全であった +1　現場着工から完了まで良く考えた設備計画、運搬計画、安全計画、動線計画を行い、仮設計画が立てられ、各部責任者を配置し問題は発生しなかった 0　仮設計画が立てられ、計画に基づき施工されていた −1　仮設計画が立てられ、計画に基づき施工されていたが、工程に影響する問題が発生した。 −2　仮設計画の提出がないため、文書で指示した
Ⅱ　施工管理 **3　工事用機械、車両等は低騒音・低振動・排出ガス対策等の機械を使用していたか。**	監 +1　施工計画書に使用機械を明示され、現場、仕様書とも一致していた 0　施工計画書に使用機械を明示されており、一部漏れがあったが、現場では仕様書と一致していた −1　現場に仕様書と一致しない基準の機械が入ったため、文書で指示した
Ⅱ　施工管理 **4　施工計画書の記載内容が分かり易く、正しく記載されていたか。また、品質計画が検討されていたか。** 建築工事監理指針の「施工計画書の記載事項」を参考にする。施工計画書が設計図書等の内容及び現場条件を反映し、記載内容が簡潔かつ明瞭に作成されているか。又、品質計画が検討されているか。品質計画では、特に使用材料の種類・数量、施工数量の確認方法等が記載、検討されているか。 必要な工種及び内容・・・監督員と協議の上必要とされた工事	監検 +3　必要な工種の施工計画書が全て提出され、その内容が全工事に反映されていた +1　必要な工種の施工計画書が全て提出され、その内容がほとんどの工事に反映されていた 0　必要な工種の施工計画書が全て提出され、微細な不備があったが、工事に影響しなかった（必要な工種の施工計画書が全て提出され、修正箇所を工事期間中に完了していた） −1　必要な工種の施工計画書が提出されたが、内容を検討していない工事が少しあった（必要な工種の施工計画書が提出されたが、内容を修正していない工事が少しあった） −3　施工計画書は提出されたが、工種に不足があり、内容を検討されず、修正を多く指示した（施工計画書は提出されたが、工種に不足があり、修正を多く残した状態であった）

Ⅱ 施工管理 **5 施工計画書が工程の進捗に合わせて提出されていたか。** 総合施工計画書、及び各工種毎の施工計画書について評価する。 ・施工前に全て提出されていたか。 ・施工までに監督員が十分検討できる提出時期であったか。	監		
	+2		全ての施工計画書は、事前打ち合わせを行い、監督員のチェック時間を考慮した時期に、提出された
	+1		施工計画書は、事前打ち合わせを行い、監督員のチェック時間を考慮した時期に、提出された
	0		工事着工前にほとんどの計画書が、提出された
	−1		少し遅れた工種があったが、ほとんど施工計画書が提出された。施工計画書がまとまっていないものがあった
	−2		施工計画書が遅れ又間違いが見られたため、文書で指示した
Ⅱ 施工管理 **6 施工計画書と施工体制、及び施工方法が一致していたか。** 施工計画書に書かれている内容と実際の施工体制・方法が一致していたか。	監		
	+2		施工計画書の内容変更は事前承諾を受け、全ての工事で計画書と体制、施工が一致していた
	+1		施工計画書の内容変更は事前連絡をし、全ての工事で計画書と体制、施工が一致していた
	0		施工計画書の内容で施工体制に一部変更があったが、施工内容に大きな変更や問題はなかった
	−1		施工計画書の内容で施工体制、施工内容に一部変更があった
	−2		施工計画書の内容に不備が多いため、文書で指示した
Ⅱ 施工管理 **7 品質管理が適時、的確に行われていたか。** 品質管理が施工計画書の品質計画に従って行われ、資料も揃っているか、又、資機材の保管状況が適切であったかについて評価する。	監		
	+2		全ての品質管理が計画書に基づき実行され、確認検査等の状況写真、書類の整理保存がされていた
	+1		全ての品質管理が計画書に基づき実行され、確認検査等の書類も整理され保存されていた
	0		ほとんどの品質管理が計画書により実行され、確認検査等の書類も整理されていた
	−1		部分的な管理確認等の不足があったが、現場の全体品質に問題は無かった
	−2		品質管理の理解に欠けていたため、文書で指示した
Ⅱ 施工管理 **8 施工図等は提出されていたか。** 特記、共通仕様書、監督員との打合せで要求されている施工図が検討されて作成され、かつ、各工種・工程に配慮し遅延なく全て提出されているかについて評価する。施工詳細図の必要性について評価する。	監		
	+2		余裕を持って提出され、監督員と協議し、修正完了確認を受けた施工図が、全ての工事で現場に反映された
	+1		事前に提出され、監督員と協議し、修正完了確認を受けた施工図が、工事に反映された
	0		全ての施工図は、提出されたが、一部修正など細かい部分で問題があった
	−1		ほとんどの施工図は提出されたが、時期、内容に問題があった 提出の遅れ、あるいは内容の不備のものがあり、施工監理に支障があった
	−2		提出時期、内容に問題が多いため、文書で指示した
Ⅱ 施工管理 **9 監督員に段階確認してもらう立会等（申請）が適切な時期に行われたか。** 各工種、工程の段階確認が、遅延なくおこなわれたか。 （縄張り、墨出、地業、埋戻し、型枠建込、配筋、鉄骨建方等）	監		
	+2		計画通りの立会い、確認を行うことができた
	+1		計画通りの立会い、確認を行うことができたが一部変更があった
	0		計画通りの立会い、確認を行うことができたが一部問題があった
	−1		計画通りの立会い、確認を行うことができたが一部できていないものがあった
	−2		計画も無く、立会い確認していないため、文書で指示した

Ⅱ　工程管理

10 工程表の内容が検討されていたか。

工程表に示す主な事項が記載され、考慮すべき事項に基づいて作成され、実行されていたか。
○工程表に示す主な事項
　施工計画書、施工図、製作図の承諾時期。
　設備との取合、各種試験、検査の時期又は期間。
○考慮すべき事項
　・気候　　・関連工事との取合
　・振動の出る作業　・通行に支障をきたす作業

監		
+2		工事全体を把握し、実施可能な工程表で、工程上の各ポイントを押さえた工程表であった
+1		工事全体を把握し、実施可能な工程表であった
0		工事全体を把握した工程表であったが、部分的な修正が生じた
−1		工程表は作成されていたが早期に狂いが生じ、修正も多く生じた
−2		検討が不十分。工程表は作成されたが、現場に適合していないため、文書で指示した

Ⅱ　工程管理

11 適正な施工であったか。

“発注工期の算定が適正であることを前提”として、
・施工計画書に定められた工程及び作業時間で行われ、無理のない施工方法であったか。
・工程に遅れが生じても月間、週間工程表で検討、見直しを行い、早い段階で作業員の増員、施工方法、施工順序等の工夫により遅れを取り戻し、品質に悪影響をおよぼすような事態を回避されていたかについて評価する。
※発注工期の算定に少しでも無理がある場合は適宜考慮する。

監		
+2		全ての工事が、施工計画書どおりの施工が行われ、品質も優れていた
+1		ほとんどの工事が、施工計画書どおりの施工が行われ、品質に問題は無かった
0		少数の工事で無理な施工、期間があったが、軽微な事項で、品質に影響を与える事項でなかった
−1		一部の工事が下請け任せで、元請としての対応に欠けていた
−2		多くの工事が、下請け任せで、工期、施工、品質等に関し元請としての責任を果たしていないため、文書で指示した

Ⅱ　工程管理

12 実施工程表に変更が生じた場合、その見直しを行っていたか。

実施工程と現場が相違した場合、工程を見直し、修正工程表を作成し、監督員の承諾を得たか否かについて評価する。

監		
+2		自ら実施工程の変更について週間、月例毎に確認し、下請け業者等及び監督員と良く協議を行った上、その都度、変更工程表を作成し監督員の承諾を得ていた
+1		下請け業者等と良く協議し、その都度、変更工程表を作成し監督員の承諾を得ていた
0		変更工程表を作成していたが、内容に一部問題があった
−1		変更工程表を作成したが問題があった
−2		工程変更を行っていなかったため、文書で指示した

Ⅱ　工程管理

13 施工報告、及び工程に対する工事打合せを関係責任者と適切に行っていたか。

関係責任者:監督員、施設管理者、自治会、近隣住民等

監		
+2		施工、工程に関する打合せを適切な時期に行い、監督員と確認の上自主的に対応し記録もされていた
+1		施工、工程に関する打合せを適切な時期に行い、監督員と確認の上自主的に対応されていた
0		少し遅れながらも、関係者への打ち合わせ等も実施されていた
−1		関係者への打合せは実施されていたが苦情があった
−2		打合せを行っていないため、苦情もあり文書で指示した

Ⅱ　工程管理 **14　資機材等の使用計画、及び調達計画が十分になされていたか。** 使用する資機材等の搬入、調達計画が立てられ、工事の進捗に影響をおよぼさなかったかについて評価する。	監		
	+2		仮設、重機、材料等、全てにわたり計画、調整されていたため、現場進行の障害になること無く完了できた
	+1		仮設、重機、材料等が計画、調整されていたため現場進行の障害になる事無く完了できた
	0		一部の資材で、場所、時期に問題が発生したが、工程に影響しなかった
	−1		計画は立てられたが、下請けとの調整が不十分で現場で問題が発生した
	−2		下請け任せで、問題が多いため、文書で指示した
Ⅱ　工程管理 **15　対外調整を積極的に行い、円滑な工事進捗に努めたか。** 近隣住民、施設管理者、消防署、警察署、その他諸官庁などの関係者等との協議を密に行い、円滑に工事を進捗させたかを評価する。	監		
	+2		近隣関係者等に対し、施工責任者として積極的に対応、調整を行い、その対応も適切で文書をもって記録し、監督員にも速やかに連絡し円滑な工事が行われた
	+1		近隣関係者等に対し、施工責任者として対応、調整を行い、その対応も適切に文書をもって記録し、監督員にも速やかに連絡し、円滑な工事が行われた
	0		近隣関係者等の対応を行い、小さい問題が発生したが、工程には問題なく完了できた
	−1		近隣関係者等の対応を監督員の指示で行っていたが、対応に一部問題があった
	−2		近隣関係者等の対応に施工責任者としての自覚が無いため、工期等に影響する問題が発生した
Ⅱ　工程管理 **16　苦情や要望に対して的確に対応し、円滑に工事が進捗したか。** 施設管理者(施主)、近隣住民等などからの要望や苦情に対して的確に対応、かつ監督員に速やかに連絡･報告し、工事の進捗に影響を及ぼさなかったかについて評価する。	監		
	+2		全ての苦情等に対し、相手の話を的確に聞き記録し、監督員に直ちに連絡・報告し共に対応にあたった
	+1		全ての苦情等に対し、相手の話を的確に聞き記録し、監督員に連絡・報告し共に対応にあたった
	0		苦情等に対応し大きな問題なく処理でき、監督員にも連絡・報告があった
	−1		苦情等の対応に問題があり、現場だけでは処理できなかったこともあったが、現場への影響は少なかった
	−2		苦情処理に対する認識が甘く、連絡及び対応が遅れ、問題が発生し大きな影響が出た

Ⅲ　安全管理について

［建　築］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅲ　安全管理 **1　総合仮設計画がたてられていたか。** 総合施工計画をもとに、工事主管課と協議の上、総合仮設計画書の作成を行い、工事内容に合った、全体的な進め方や主要工事の施工方法、品質目標、管理目標及び工程・時期にあった、施工・仮設計画を定めているか。特に、総合仮設計画においては作業の安全、能率、第三者災害等が十分検討されているかを評価する。記載内容が簡潔かつ明瞭に作成されているか。	監検		
	+3		総合仮設計画が、監督員に協議承諾を受け、作業の効率や安全等を考え、遵守法律以上の対策を行い、担当責任者を定め工事完了まで問題なく、計画に定める安全目標以上に達成できた
	+1		総合仮設計画が、監督員に協議承諾を受け、作業の効率や安全等を考え、法律に基づき対策を行い、計画に定める安全目標を達成できた
	0		総合仮設計画が、作業の効率や安全等を考え、法律に基づき対策を行い、工事完了まで大きな問題なく完了した
	−1		総合仮設計画は、作成されていたが内容に不備が多かった
	−3		総合仮設計画は作成されていたが、監督員の指示により作成されていた
Ⅲ　安全管理 **2　保安施設は、工事全般にわたり仮設計画に基づき設置されていたか。** 現場の状況に合わせ、仮設計画に従い、安全性に配慮し施工されているかどうかについて評価する。 保安施設：足場・仮囲い・養生シート・安全通路・土留(支保工)・仮設電気・仮設水道・仮設事務所	監		
	+3		仮設計画の考えに基づき施工され、計画以上に対策補強し、保安設備は良く計画されていた
	+1		仮設計画の考えに基づき施工され、問題が無かった
	0		仮設計画の考えに基づき施工され、大きな問題は無かった
	−1		仮設計画の考えに基づき施工されていたが、一部整合せず問題があった
	−3		仮設計画をたてていないため、文書で指示した
Ⅲ　安全管理 **3　保安施設は現場の進捗状況や自然災害に備え、その都度、適切に設置対応されていたか。又、管理されていたか。** 現場の進捗状況や自然災害への対応に合わせて、その都度、保安施設が正しく設置、対応され、管理も行き届いているかどうか。	監		
	+3		保安施設は工事の安全を考え進捗状況等に合わせ補強改善を行い、責任者を置き、点検記録されていた
	+1		保安施設は工事の安全を考え進捗状況等に合わせ、責任者を置き、点検記録されていた
	0		保安施設は正しく設置されており、大きな問題は無かった
	−1		保安施設は設置されたが、一部問題があり、安全に対する配慮も欠けていた
	−3		保安施設の設置が管理されていないため、文書で指示した

Ⅲ 安全管理

4 工事で使用する機械、車両等の点検整備等がなされ、記録されていたか。

現場での使用重機や電動工具等の点検状況、点検記録を評価する。車両系荷役運搬機械、車両系建設機械、ｸﾚｰﾝ等で「労働安全衛生規則」「ｸﾚｰﾝ等安全規則」で定められている“定期自主検査、作業開始前の点検、検査証”がされているか、またその記録があるかについて評価する。
※車両系荷役運搬機械：ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ、貨物自動車等
車両系建設機械　：ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ、ﾊﾟﾜｰｼｮﾍﾞﾙ
ﾎﾟﾝﾌﾟ車等
くい打機、ｱｰｽｵｰｶﾞ
ｸﾚｰﾝ等　：ｸﾚｰﾝ、移動式ｸﾚｰﾝ
建設用ﾘﾌﾄ
ﾃﾞﾘｯｸ、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ

監検

+3		搬入された、全ての重機及び電動工具等が点検整備され、検査証も機械に張られ、点検記録も整備保管されていた（搬入された重機及び電動工具の全ての点検記録が整理保管されていた）
+1		搬入された重機及び電動工具等の点検記録が整理保管されていた
0		搬入された重機が点検整備され、検査証も張られていたが、点検記録に一部不備があった（搬入された全ての重機の点検記録が整理保管されていたが、電動工具等点検記録に一部不備があった）
−1		搬入された重機は点検整備されていたが、点検記録に不備が多かった（搬入された重機の点検記録が保管されていた）
−3		搬入された重機や電動工具等が点検整備されておらず、文書で指示した（監督員から指示を受け、速やかに対応していなかった）

Ⅲ 安全管理

5 現場内外での衛生･環境管理が日常的に実施されていたか。

常に作業場の内外を整理整頓･清掃･後片付けをすることによって作業環境を良くし事故や労働災害の発生を未然に防ぐ努力がされていたか。

監検

+3		工事期間中の月間、週間、日々等の整理清掃計画が立てられ、計画に基づいた実施と、現場内・周辺も美観が保たれ、状態も良かった（工事期間中の月間、週間、日々等の整理清掃計画が立てられ、計画に基づいた実施と、現場内・周辺も美観が保たれていた）
+1		工事期間中の月間、週間、日々等の整理清掃計画が立てられ、計画に基づいた実施と、現場内の状態も良かった（現場検査時はいつも清掃がいきとどき、計画がしっかり立てられていた）
0		工事作業部分は一応清掃が出来ていた。（現場検査時一応清掃が出来ていた）
−1		現場の片付が悪く、時々しか清掃を行っていないので口頭で指示した（現場検査時、現場は乱雑であった）
−3		現場の片付が悪く、ほとんど清掃を行っていないので、文書で指示した（監督員より指示を受け、速やかに対応出来ていない）

Ⅲ 安全管理

6 公衆災害に対する安全措置を行っていたか。

歩行者及び敷地内の既設施設利用者(生徒等) の安全通路が確保されていたか。
既設施設利用者のｴﾘｱと工事ｴﾘｱとが確実に区画にされ安全確保がされていたか。
動線上分離が不可能な場合は、安全監視員の配置等による安全対策が講じられていたか。

※公衆災害：
第三者の生命･身体に関する危害
第三者の財産に関する危害
第三者に関する迷惑

監検

+3		公衆第三者の安全を第一に考え仮設計画し、工事完了までメンテナンスを行い安全が確保されていた
+1		公衆第三者の安全を第一に考え仮設計画し、工事完了まで安全が確保されていた
0		公衆第三者の安全を考慮した仮設計画で大きな問題も無かったが、一部、措置及び使用資材に計画との相違があった
−1		公衆第三者の安全性に少し問題があった為、口頭で指示した（公衆第三者の安全性に少し問題があった）
−3		実施された仮設に第三者災害に対し問題があるため、文書で指示した（監督員より指示を受けたが速やかに対応出来ていなかった）

Ⅲ 安全管理

7 労働災害に対する安全管理を行っていたか。

現場内に危険箇所等を認識させる安全標識が表示され、また、ｸﾚｰﾝ等の機械運転について の合図が統一されていたか。高所作業(脚立使用も含)における墜落･転落、ﾋﾟｯﾄ内作業における酸素欠乏等の危険防止に対する安全管理対策が労働安全衛生法に基づき適切に行われていたか。

監検		
+3		安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応され、作業員への周知や危険箇所表示を明確にし、日々巡回点検にもよく取り組んでいた（安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応され、対応記録等解り易く整理･整備されていた）
+1		安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応され、作業員への周知や危険箇所表示を明確にするなど、よく取り組んでいた （安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応され、対応記録等整備されていた）
0		安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応されており､安全面において大きな問題はなかった （安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応されていた）
−1		安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応されていたが、安全面に問題があり口頭で指示した （安全管理･対策の記録に不備が多かった）
−3		安全管理･対策は関係法令等を無視し対策されていなかったため、文書で指示した （監督員の指示に速やかに対応出来ていなかった）

Ⅲ 安全管理

8 災害発生時の対処方法（マニュアル等）が確立されていたか。

現場内に緊急連絡体制表が掲示され、その対処方法（マニュアル等）も確立されていたか。

監検		
+2		災害発生時の緊急連絡体制、対応マニュアルが文書化され、現場に適応できる内容であった
+1		災害発生時の緊急連絡体制、対応マニュアルが文書化できていた
0		災害発生時の緊急連絡体制表を作成し掲示されていた
−1		災害発生時の緊急連絡体制表を作成し掲示されていたが、内容に一部不備があった
−2		監督員より緊急連絡体制表の作成・掲示を文書で指示を受けていた

Ⅲ 安全管理

9 保護具の着用等、現場従事者各自の安全管理に取組む姿勢は積極的であったか。

保護帽、安全靴、安全帯、ｱｰｸ溶接用手袋･遮光面、防塵ﾒｶﾞﾈ･ﾏｽｸ等を正しく使用し、安全管理に取組む姿勢が積極的であったか。

監		
+3		安全管理に取り組む強い姿勢があり、工事期間中違反者を目にすることが無かった
+1		安全管理に取り組む強い姿勢があり、工事期間中違反者を目にすることが有ったが現場責任者により直ちに是正を行っていた
0		安全管理の意欲は感じられたが、徹底が一部できてなかった
−1		安全管理の意欲が感じられず、徹底も一部できていなかった
−3		安全管理の意欲がないため、文書で指示した

Ⅲ 安全管理

10 安全衛生管理活動を推進していたか。

元請業者の講ずべき措置
① 協議組織の設置、運営
(例)安全衛生協議会、安全衛生大会
(1回/月程度)
② 作業間の連絡、調整
(例)安全朝礼、安全ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ、安全工程打合せ
就業時の確認・報告
③ 作業場所を巡視
(例)作業長・安全当番の巡視
④ 安全又は衛生のための教育に対する指導
及び援助
(例)安全衛生教育(1回半日/月程度)
⑤ 仕事の工程に関する計画、機械・設備等の配置
に関する計画の作成、及び関係請負人への指導
(例)工程表・仮設計画書の作成、使用に関する指導
⑥ 労働災害を防止するための必要な事項
(例)作業開始前点検、定期点検・自主検査
持場後片付け

監検		
+2		元請業者として、工事期間中、月間、週間、日々の活動計画を作成し、工程計画に基づき確実に実施され、その記録も整理保管され、会社としての活動、現場指導もなされていた
+1		元請業者として、工事期間中、月間、週間、日々の活動計画を作成し、工程計画に基づき確実に実施され、その記録も整理保管されていた
0		安全衛生活動（協議会、朝礼、KY、現場点検等）が、実施され記録が整理保存されていた。
−1		安全衛生活動（協議会、朝礼、KY、現場点検等）が、実施されたが、記録に不備があった。
−2		安全衛生活動の実施記録がなかった 、実施していなかった

Ⅳ　出来高及び出来ばえについて

［建　築］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅳ　出来形 **1 施工精度はどうか。** ・設計図書、各品質計画で記載された、仕上り精度。 ・特記されていないものについては、必要に応じ定めた精度における、仕上げ見本の提示によって決定する。 ・仕上り精度の規定のないものについては、視認により十分な正確さであることを確認する。	監検		
	+2		品質計画等に定められた精度を高水準で管理され、記録にも問題がなかった
	+1		品質計画等に定められた精度を管理し、記録にも問題がなかった
	0		品質計画等に定められた精度を管理されていたが、一部記録との整合がとれなかった
	−1		品質計画等に定められた精度を管理されていたが、記録との整合に不備が多かった
	−2		品質計画等に定められた精度を管理されていたか不明で、検査時のチェックでも規格外箇所が多くあった
Ⅳ　品質 **2 仕様書に定められた品質（品質証明・試験成績書等の管理、施工チェック）が正しく管理され、施工されていたか。** Ⅱ－4の施工計画書で検討されている品質計画が実行され、結果も良いものが出来たか。	監検		
	+2		仕様書、特記仕様書、施工計画書に記載された施工方法にて、品質管理が確認され記録が整理保存されていた
	+1		仕様書、特記仕様書、施工計画書に記載された施工方法にて、品質管理が確認され記録が整理保存されていたが、整理方法が悪かった
	0		仕様書、特記仕様書、施工計画書に記載された方法で施工されていたが、一部書類に不備があった
	−1		仕様書、特記仕様書、施工計画書に記載された方法で施工されていたが、書類の不備が多かった
	−2		仕様書、特記仕様書、施工計画書に記載された施工方法と現場施工・書類が合致しなかった
Ⅳ　品質 **3 使用材料等の品質及び形状が設計図書等の規格を満たしていたか。** 使用する材料が、設計図書等に定める品質及び性能を有することの証明となる資料で確認していたか。	監検		
	+2		設計図、特記仕様書、仕様書等に記載の材料について、性能規格証明、材料試験結果報告書、寸法等立会い確認写真等が確認され、その記録が整理保存されている
	+1		設計図、特記仕様書、仕様書等に記載の材料について、性能規格証明、材料試験結果報告書、寸法等立会い確認写真等が確認され、その記録が整理保存されていたが、記録写真に一部不備があった
	0		設計図、特記仕様書、仕様書等に記載の材料について、性能規格証明、材料試験結果報告書、寸法等立会い確認写真等が確認され、その記録が整理保存されていたが、一部不備があった
	−1		設計図、特記仕様書、仕様書等に記載の材料について、性能規格証明、材料試験結果報告書に一部不備があり、寸法等立会い確認写真等にも不備が多かった
	−2		設計図、特記仕様書、仕様書等に記載の材料について、性能規格証明、材料試験結果報告書、寸法等立会い確認写真等に多くの不備があり、確認できる資料も少なかった

Ⅳ 出来ばえ **4 全体的な美観はどうか。** 完成物の全体的な仕上り(バランス、とおり、平滑さ、ムラや割れの有無など)を評価する。	監検 完成検査時に、細かな部分までに充分な配慮がされていた +1 完成検査時に、細かな部分まで水準以上の仕上りであったが、軽微な手直しが一部あった 0 完成検査時に、仕上がりは概ね良かったが、手直しが一部あった −1 完成検査時に、仕上がりが不十分で、手直しが多くあった 完成検査時に、仕上がりが悪く全面的な手直しがあった
Ⅳ 出来ばえ **5 機能面及び安全面の状態はどうか。** 建具の建付けや、各種可動物の作動状態など良好であったかを評価する。 安全機能面への配慮として指つめ防止、転落防止手摺、戸当たり、緩衝材等の設置を評価する。	監検 可動部分の作動確認を行い、検査時においても良好な状態であった +1 可動部分の作動確認をチェックされていたが、一部簡易な調整があった 0 可動部分の作動確認をチェックされていたが簡易な調整があった −1 可動部分の作動確認を一応チェックされていたが簡易な調整が多かった 可動部分の作動確認をチェックされておらず、監督員から改善指示を受けていたが手直しが完了していなかった
Ⅳ 出来ばえ **6 きめ細やかな仕上げが施されていたか。** 各所、細部にいたるまでの仕上げの丁寧さ(工程毎チェック)について評価する。	監検 使用材料の特性を熟知し、工程毎チェックを充分されており、何も問題が無かった +1 一部、工程毎チェックに不足は見られたが、仕上げ状態・美観には問題がなかった 0 一部、工程毎チェックに不足が見られ、仕上げ状態・美観にも軽微な問題があった −1 一部、工程毎チェックに不足が見られ、仕上げ状態・美観にも問題があった 半数以上の工種において工程毎チェックの不足があり、仕上げ状態・美観にも問題が多かった
Ⅳ 出来ばえ **7 既設との接続(取合い)の状況はどうか。** ・接続部の納まり・仕上げ状態 ・舗装の仕上げ状態・勾配 ・排水勾配等	監検 建物接合、外構接合、排水設備等の接合は、既設部分の勾配等をよく検討して改修され、収まりは非常に良好であった +1 建物接合、外構接合、排水設備等の接合は、施設部分の勾配等を考慮して良好であった 0 既設部分を考慮した接合（取合い）で少し納まりに難があったが、使用には問題がなかった −1 既設部分を考慮した接合（取合い）で少し納まりに難があり、一部手直しを指示した 既設部分を考慮しておらず、手直しが多かった

Ⅳ 出来ばえ **8 関連工事との取合いに伴う協力体制はどうか。** 分離発注等による出合い丁場的な、他工事との納まりについて。監督員と元請業者との協議を踏まえた協力体制となっていたか。 関連工事:分離発注等により、同一区域内及び隣接区域において他業者が行う工事	監検		
	+2		関連工事業者相互の打ち合わせを密に行い、工程等への影響も無く予定通りの工事が行うことができ、工事・取り合いも良好に仕上がった
	+1		関連工事業者相互の打ち合わせを行い、予定通りの工事が行うことができ、工事・取り合いも問題なく仕上がった
	0		関連工事業者相互の打ち合わせを行い、工程等への影響は無かったが、工事・取り合いに、一部軽微な問題があった
	−1		関連工事業者相互の打合わせを行い、工程等への影響は無かったが、工事取り合いに、一部問題があった
	−2		関連工事業者相互の調整不足のため、工程等への影響があり、工事取り合いに問題が多かった
Ⅳ 総合 **9 設計図で要求するものが正しくできていたか。** 出来形及び出来ばえを全体的評価する。	監検		
	+3		設計図で要求された事項が、全て許容範囲でありよく管理されていた
	+1		設計図で要求された事項が、全て許容範囲であった
	0		設計図で要求された事項で、軽微な内容で、許容範囲を超えたものがあった
	−1		設計図で要求された事項で、許容範囲を超えたものがあった
	−3		設計図で要求された事項で、許容範囲を超えた重大事項があった

Ⅴ　書類及び写真整備状況

［建　築］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅴ　関係書類 **1 契約書、仕様書に基づく提出書類が提出されていたか。** 着工届、現場代理人・監理(主任)技術者通知書、工程表、請負代金内訳書等	監 +3 □ 要求された書類が、全て期限以内に提出され整理された内容であった +1 □ 要求された書類が、全て期限以内に提出されていた 0 □ 要求された書類が、全て期限内に提出されていたが、その内容に軽微な修正があった −1 □ 要求された書類は、提出されたが期限を過ぎ、修正も多かった −3 □ 要求された書類が提出されていなかった
Ⅴ　関係書類 **2 関係諸官庁等への届出が適切な時期に行われ、書類が整備されていたか。** 市役所、労働基準監督署、警察署、消防署、保健所等への届出が遅れることなく提出されているか。 届出に際しては工事主管課等や関係機関と協議がなされた上、提出されているか。	監検 ▨ 関係機関と事前協議を行った上で、期限内に全て提出し記録の上、整理、保管されていた +1 □ 期限内に全て提出し記録の上、整理保管されていた 0 □ 提出期限を越えた書類や届出されていないものが一部あったが、保存整理はされていた −1 □ 期限を越えた提出書類が多く、保存整理も悪かった 協議がされず届出されているものや、提出期限を越えた書類また届出されていない書類も一部あった ▨ 提出されていない書類があり、また、整理も悪かった
Ⅴ　関係書類 **3 施工計画書及び当該工事の必要管理項目の記載事項を遵守し、書類等が提出されていたか。** 材料搬入報告書、施工管理報告書、材料 試験結果等報告書など仕様書や施工計画書などに基づき確認した事項をまとめた報告書が整理提出されていたか。	監検 ▨ 材料搬入報告書、施工管理報告書、材料試験結果等報告書の内容が、全て正しく提出され、整理保管されていた +1 □ 材料搬入報告書、施工管理報告書、材料試験結果等報告書の内容が、正しく提出され、整理保管されていた 0 □ 全て監督員に提出されていたが、一部期限を過ぎた書類があった −1 □ 全て監督員に提出されていたが、提出期限を大きく過ぎた書類があった ▨ 提出、報告されず、改善指示を受けていた
Ⅴ　関係書類 **4 規格証明書、保証書等は提出されていたか。** 使用する材料が、設計図書に定める品質、及び性能を有することの証明となる資料が提出されているか。 設計図書で要求されている保証書が提出されているか。	監検 ▨ 規格証明書、保証書が、全てよくまとめ整理し提出されていた +1 □ 規格証明書、保証書が、よくまとめ提出されていた 0 □ 提出されていたが、日付等に記載漏れがあった −1 □ 提出されていたが、内容に不備があった ▨ 提出されず、指示を受けていた

Ⅴ 関係書類

5 工事の記録が提出されていたか。

下記の記録が作成整備され、提出されているか。
・監督員の指示した事項、及び、監督員と協議した結果についての記録
・工事の全般的な経過を記載した書類
・工事の施工に際し、試験(任意)を行った場合の記録

監検

	☒	工事の記録を全て作成し、内容確認を受け、良く整理分類され保存されていた
+1		工事の記録を全て作成し、内容確認を受け、保存されていた
0		全て提出されていたが、内容確認を受けていない記録が一部あった
−1		監督員の確認されていない記録があり、文書別の整理が悪かった
	☒	記録を作成していない事項があり、指示を受けた

Ⅴ 関係書類

6 施工の記録、工事写真、見本等が提出されていたか。

下記のいずれかに該当する場合、記録が作成整備され、提出されているか。
・工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日の目視の検査が不可能な場合
・一工程の施工を完了した場合
・監督員の指示を受けた場合
・設計図書に定められた施工の確認を行なった場合

監検

	☒	仕様書、監督員の指示等による必要な工事の図面、写真等記録、性能確認された内容が見やすく整理された状態であった
+1		仕様書、監督員の指示等による必要な工事の、図面、写真等記録、性能確認された状態であった
0		報告書等が全て提出されていたが、一部不備があった
−1		報告書等が全て提出されたが内容に不備が多くあった
	☒	報告書が提出されず、是正指示を受けていた

Ⅴ 関係書類

7 建設副産物の処理が正しく処理されていたか。

「契約書」、「許可証」、「廃棄物管理票(ﾏﾆﾌｪｽﾄ)」等が、正しく処理され整備されているか。
・産業廃棄物処理業、中間処理業、収集運搬業許可証等
・再生資源利用計画書
・廃棄物管理票(ﾏﾆﾌｪｽﾄ)
・建設残土処理状況
・運搬車輌の登録、積載量の管理状況
・運搬状況の記録写真等

監検

	☒	処理計画書から完了報告書まで記載内容に不備なく、法律等の内容を良く理解され、非常に見やすく、解りやすく整理された状態であった
+1		処理計画書から完了報告書まで記載内容に不備なく、整理された状態であった
0		正しく処理された事は確認できたが、記載内容に軽微な不備があった
−1		正しく処理された事は確認できたが、記載内容に不備があった
	☒	廃棄物等の処理に確認出来ない事項があり、また、不適切な処理もあった

Ⅴ 写真

8 工事写真は工種毎に全て揃っていたか。

工種毎「工事経過の記録」の写真の有無について 評価する。
「工事写真の 撮り方」を参考に、“工事経過記録”が的確 におさえられているかについて評価する。

監検

	☒	全ての工種が、写真記録され不要な写真もなく、添え書きされ、非常に見やすい工事写真であった
+1		全ての工種が、写真記録された工事写真であった
0		全ての工種は、揃っていた
−1		一部の工種に不足があった
	☒	複数の工種に写真がなかった

Ⅴ 写真 **9 工事写真が目的を満たした内容であったか。** 「使用材料の確認」「品質管理の確認」等、「工事写真の 撮り方」を参考に、“撮影対象”が的確 におさえられているかについて評価する。	監検	
		全ての写真が、目的別に撮影され、添え書きなしでも理解出来る写真内容であった
	+1	全ての写真が、目的別に撮影されていた
	0	一部の写真で目的が不明瞭な写真があったが、理解できた
	−1	工事写真の不足があった
		写真の撮影目的が不明瞭、記録不足が多かった
Ⅴ 写真 **10 工事写真の撮影内容が把握できるように撮られていたか。** 「施工状況」、「施工記録」が「工事写真の撮り方」を参考に ・立会者、確認者 ・時期、工程、加工の前後等 ・場所、部位等 ・工事種目、分類 ・規格、表示マーク、寸法等 ・施工状況等 これらが的確におさえられているかについて評価する。	監検	
		全ての写真が、撮影のﾎﾟｲﾝﾄを押さえ、内容を良く理解できた
	+1	全ての写真の内容を理解できた
	0	写真のうち一部内容を理解しにくい写真があった
	−1	写真のうち、内容を理解しにくい写真があった
		写真の内容が不明瞭、記録不足が多かった
Ⅴ 写真 **11 工事写真が見易く、分かり易く整理・編集されていたか。** 工事記録写真として、第三者にも内容が容易に把握できるような整理編集が出来ていたかについて評価する。	監検	
		工事記録写真に解説図面、見出し、説明書等を適切に添付し、見る人の事を考えた整理・編集であった
	+1	工事記録写真に解説図面、見出し、説明書等を添付し、整理・編集されていた
	0	見出し、図面等は添付されていたが、全体の編集が少し悪かった
	−1	写真のみで、少し見にくく理解しにくい記録写真であり整理・編集も悪かった
		記録写真の整理・編集をされておらず、監督員の指示を受けていた
Ⅴ 他 **12 完成図書として整備されていたか。** 完成図(設計図、施工図、施工計画書)保全に関する書類(建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主な材料・機器一覧表等)	監	
	+2	提出期限内（契約工期、完成日）に提出され、内容も良く整備されていた
	+1	提出期限内（契約工期、完成日）に提出されていた
	0	提出期限内（契約工期、完成日）に提出されていたが、一部軽微な修正があった
	−1	提出期限（契約工期、完成日）を過ぎて提出され、一部未整備であった
	−2	提出期限（契約工期、完成日）を過ぎて提出され、未整備が多かった

別表第２（第４条関係）　　評定運用基準表

Ⅰ 施工体制について

［建　築］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅰ　施工体制一般 **1　施工体制台帳及び施工体系図が整備されていたか。** 施工体制台帳及び施工体系図の記載内容と整備状況について確認する。 「監督員」は“工事現場施工体制等ﾁｪｯｸ様式”により確認 「検査員」は、最終正しく整備されていたか。 ※公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第13条及び、建設業法第24条の7第1項を適用されない工事については、施工体制台帳を下請け通知書と読み替え評価の上限を＋1までとする。	監検		
		＼	台帳は内容を見やすい状態に整備・整合され、変更の都度速やかに追記・修正されていた
	+1		台帳は整備・整合され、変更の都度速やかに追記・修正されていた
	0		台帳、体系図は遅れながらも追記、修正され掲示されていたが一部内容に不備や添付漏れがあった（台帳は整理され体系図も掲示されていたが一部内容に不備や添付漏れがあった）
	−1		台帳、体系図に現場と一致しない箇所があり口頭で指示を行った（台帳に不備、記入漏れがあった）
		＼	口頭指示でも履行できない為、文書で指示を行った（施工体制台帳、施工体系図及び下請契約書等が整理されていない）
Ⅰ　施工体制一般 **4　建設業許可（建設業許可票、労災成立票）等を示す標識が設置されていたか。** 計画通知票、建設業許可票(元請･下請共)、労災成立票、施工体系図、道路使用、道路占用等 「監督員」は、設置状況を現場において確認。 「検査員」は、写真で確認。	監検		
		＼	建設業、計画通知、労災、建退共、道路使用等の現場表示板は美観を考え設置し、メンテナンスをしていた
	+1		必要な現場表示板は、公衆の良く目に付く場所に整備設置されていた
	0		必要な現場表示板は設置されていた
	−1		工事着工時に設置されず口頭で指示をした（指示の記録を確認した）
		＼	設置されず、文書で指示を行った（文書の指示を確認した）
Ⅰ　配置技術者等 **9　主任技術者又は監理技術者は、技術的判断に優れ良好な施工に努めたか。** 主任技術者、又は監理技術者は工事の安全、かつ、適正な施工を確保するために工程管理、品質管理、安全管理を行うと共に、当該工事の従事者に技術上の指導監督を行い良好な施工に努めたか否か。	監検		
	+2		工程、品質、安全等の管理を、現場代理人と連携をとり行い、工事の技術上の管理、指導を積極的に進め技術全般の知識を有し優れていた（技術全般の知識を有し、技術者として優れていた）
	+1		工程、品質、安全等の管理を、現場代理人と連携をとり行い、工事の技術上の管理、指導を積極的に進めていた（現場検査での受け答えは現場管理を把握しての回答であった）
	0		技術者として、業務を無難に行った。（現場検査での受け答えは、無難な回答であった）
	−1		技術者としての認識が薄く、誠実さに欠け責任者としての意識も薄かった（現場検査での受け答えに問題があった）
	−2		技術者として認識が無いので指導を行った（現場の技術に関してほとんど理解しておらず､回答も曖昧であった）
Ⅰ　その他 **12 受検準備は適正であったか。** 社内検査の基準を監督員に提示し、確認していたか。その検査資料の提出状況について。 検査関係図書の提出内容や提出期限を遵守していたか。	検		
	+2		社内検査及び手直し事項も全て完了し、検査書類等もよく整理され指定日までに提出されていた
	+1		社内検査及び手直し事項も完了し、検査書類等も指定日までに提出されていた
	0		社内検査及び手直し事項も完了し、検査書類等も提出された
	−1		社内検査は，実施されているが手直しが一部完了していない、検査書類内容等も一部に不備があった
	−2		社内検査の実施が不明確、検査書類等も未整備であった

Ⅰ　その他 **13 受検態勢は適正であったか。** 検査の円滑な執行が可能な態勢であったか否かについて。	検		
	+2		技術者（現場代理人）の指示のもと、下請責任者を立会い準備させ、検査道具も万全で、検査記録及び仕上りチェック表等も整理されており、その都度提示することができた
	+1		技術者（現場代理人）の指示のもと、下請責任者を立会い準備させ、検査道具も万全で、問題なく検査を終了できた
	0		元請、下請の人員配置、段取りは、特に問題なく、検査を終了できた
	−1		一応の人員は配置されていたが、役割分担はされておらず、人数が配置されただけで検査に手間取った
	−2		検査を受ければいいだけの考えで、検査を理解できていない

Ⅱ　施工状況について

［建　築］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅱ　施工管理 **4　施工計画書の記載内容が分かり易く、正しく記載されていたか。また、品質計画が検討されていたか。** 建築工事監理指針の「施工計画書の記載事項」を参考にする。施工計画書が設計図書等の内容及び現場条件を反映し、記載内容が簡潔かつ明瞭に作成されているか。又、品質計画が検討されているか。品質計画では、特に使用材料の種類・数量、施工数量の確認方法等が記載、検討されているか。 必要な工種及び内容・・・監督員と協議の上必要とされた工事	監検		
	+3		必要な工種の施工計画書が全て提出され、その内容が全工事に反映されていた
	+1		必要な工種の施工計画書が全て提出され、その内容がほとんどの工事に反映されていた
	0		必要な工種の施工計画書が全て提出され、微細な不備があったが、工事に影響しなかった（必要な工種の施工計画書が全て提出され、修正箇所を工事期間中に完了していた）
	−1		必要な工種の施工計画書が提出されたが、内容を検討していない工事が少しあった（必要な工種の施工計画書が提出されたが、内容を修正していない工事が少しあった）
	−3		施工計画書は提出されたが、工種に不足があり、内容を検討されず、修正を多く指示した（施工計画書は提出されたが、工種に不足があり、修正を多く残した状態であった）

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅲ　安全管理 **1　総合仮設計画がたてられていたか。** 総合施工計画をもとに、工事主管課と協議の上、総合仮設計画書の作成を行い、工事内容に合った、全体的な進め方や主要工事の施工方法、品質目標、管理目標及び工程・時期にあった、施工・仮設計画を定めているか。特に、総合仮設計画においては作業の安全、能率、第三者災害等が十分検討されているかを評価する。記載内容が簡潔かつ明瞭に作成されているか	監検 総合仮設計画が、監督員に協議承諾を受け、作業の効率や安全等を考え、遵守法律以上の対策を行い、担当責任者を定め工事完了まで問題なく、計画に定める安全目標以上に達成できた +1　総合仮設計画が、監督員に協議承諾を受け、作業の効率や安全等を考え、法律に基づき対策を行い、計画に定める安全目標を達成できた 0　総合仮設計画が、作業の効率や安全等を考え、法律に基づき対策を行い、工事完了まで大きな問題なく完了した −1　総合仮設計画は、作成されていたが内容に不備が多かった 総合仮設計画は作成されていたが、監督員の指示により作成されていた
Ⅲ　安全管理 **4　工事で使用する機械、車両等の点検整備等がなされ、記録されていたか。** 現場での使用重機や電動工具等の点検状況、点検記録を評価する。車両系荷役運搬機械、車両系建設機械、ｸﾚｰﾝ等で「労働安全衛生規則」「ｸﾚｰﾝ等安全規則」で定められている“定期自主検査、作業開始前の点検、検査証”がされているか、またその記録があるかについて評価する。 ※車両系荷役運搬機械：ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ、貨物自動車等 車両系建設機械　：ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ、ﾊﾟﾜｰｼｮﾍﾞﾙ ﾎﾟﾝﾌﾟ車等 くい打機、ｱｰｽｵｰｶﾞ クレーン等　：ｸﾚｰﾝ、移動式ｸﾚｰﾝ 建設用ﾘﾌﾄ ﾃﾞﾘｯｸ、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	監検 搬入された、全ての重機及び電動工具等が点検整備され、検査証も機械に張られ、点検記録も整備保管されていた（搬入された重機及び電動工具の全ての点検記録が整理保管されていた） +1　搬入された重機及び電動工具等の点検記録が整理保管されていた 0　搬入された重機が点検整備され、検査証も張られていたが、点検記録に一部不備があった（搬入された全ての重機の点検記録が整理保管されていたが、電動工具等点検記録に一部不備があった） −1　搬入された重機は点検整備されていたが、点検記録に不備が多かった（搬入された重機の点検記録が保管されていた） 搬入された重機や電動工具等が点検整備されておらず、文書で指示した（監督員から指示を受け、速やかに対応していなかった）
Ⅲ　安全管理 **5　現場内外での衛生･環境管理が日常的に実施されていたか。** 常に作業場の内外を整理整頓・清掃・後片付けをすることによって作業環境を良くし事故や労働災害の発生を未然に防ぐ努力がされていたか。	監検 工事期間中の月間、週間、日々等の整理清掃計画が立てられ、計画に基づいた実施と、現場内・周辺も美観が保たれ、状態も良かった（工事期間中の月間、週間、日々等の整理清掃計画が立てられ、計画に基づいた実施と、現場内・周辺も美観が保たれていた） +1　工事期間中の月間、週間、日々等の整理清掃計画が立てられ、計画に基づいた実施と、現場内の状態も良かった（現場検査時はいつも清掃がいきとどき、計画がしっかり立てられていた） 0　工事作業部分は一応清掃が出来ていた。（現場検査時一応清掃が出来ていた） −1　現場の片付が悪く、時々しか清掃を行っていないので口頭で指示した（現場検査時、現場は乱雑であった） 現場の片付が悪く、ほとんど清掃を行っていないので、文書で指示した（監督員より指示を受け、速やかに対応出来ていない）

Ⅲ 安全管理

6 公衆災害に対する安全措置を行っていたか。

歩行者及び敷地内の既設施設利用者(生徒等) の安全通路が確保されていたか。
既設施設利用者のｴﾘｱと工事ｴﾘｱとが確実に区画にされ安全確保がされていたか。
動線上分離が不可能な場合は、安全監視員の配置等による安全対策が講じられていたか。

※公衆災害:
第三者の生命･身体に関する危害
第三者の財産に関する危害
第三者に関する迷惑

監検

	＼	公衆第三者の安全を第一に考え仮設計画し、工事完了までメンテナンスを行い安全が確保されていた
+1		公衆第三者の安全を第一に考え仮設計画し、工事完了まで安全が確保されていた
0		公衆第三者の安全を考慮した仮設計画で大きな問題も無かったが、一部、措置及び使用資材に計画との相違があった
−1		公衆第三者の安全性に少し問題があった為、口頭で指示した（公衆第三者の安全性に少し問題があった）
	＼	実施された仮設に第三者災害に対し問題があるため、文書で指示した （監督員より指示を受けたが速やかに対応出来ていなかった）

Ⅲ 安全管理

7 労働災害に対する安全管理を行っていたか。

現場内に危険箇所等を認識させる安全標識が表示され、また、ｸﾚｰﾝ等の機械運転について の合図が統一されていたか。高所作業(脚立使用も含)における墜落･転落、ﾋﾟｯﾄ内作業における酸素欠乏等の危険防止に対する安全管理対策が労働安全衛生法に基づき適切に行われていたか。

監検

	＼	安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応され、作業員への周知や危険箇所表示を明確にし、日々巡回点検にもよく取り組んでいた（安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応され、対応記録等解り易く整理･整備されていた）
+1		安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応され、作業員への周知や危険箇所表示を明確にするなど、よく取り組んでいた （安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応され、対応記録等整備されていた）
0		安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応されており､安全面において大きな問題はなかった （安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応されていた）
−1		安全管理･対策は関係法令に基づき、危険箇所･作業について対応されていたが、安全面に問題があり口頭で指示した （安全管理･対策の記録に不備が多かった）
	＼	安全管理･対策は関係法令等を無視し対策されていなかったため、文書で指示した （監督員の指示に速やかに対応出来ていなかった）

Ⅲ 安全管理

8 災害発生時の対処方法(マニュアル等)が確立されていたか。

現場内に緊急連絡体制表が掲示され、その対処方法(マニュアル等)も確立されていたか。

監検

	＼	災害発生時の緊急連絡体制、対応マニュアルが文書化され、現場に適応できる内容であった
+1		災害発生時の緊急連絡体制、対応マニュアルが文書化できていた
0		災害発生時の緊急連絡体制表を作成し掲示されていた
−1		災害発生時の緊急連絡体制表を作成し掲示されていたが、内容に一部不備があった
	＼	監督員より緊急連絡体制表の作成・掲示を文書で指示を受けていた

Ⅲ 安全管理

10 安全衛生管理活動を推進していたか。

元請業者の講ずべき措置
① 協議組織の設置、運営
(例)安全衛生協議会、安全衛生大会
(1回/月程度)
② 作業間の連絡、調整
(例)安全朝礼、安全ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ、安全工程打合せ
就業時の確認・報告
③ 作業場所を巡視
(例)作業長・安全当番の巡視
④ 安全又は衛生のための教育に対する指導
及び援助
(例)安全衛生教育(1回半日/月程度)
⑤ 仕事の工程に関する計画、機械・設備等の配置に
関する計画の作成、及び関係請負人への指導
(例)工程表・仮設計画書の作成、使用に関する指導
⑥ 労働災害を防止するための必要な事項
(例)作業開始前点検、定期点検・自主検査
持場後片付け

監検

	＼	元請業者として、工事期間中、月間、週間、日々の活動計画を作成し、工程計画に基づき確実に実施され、その記録も整理保管され、会社としての活動、現場指導もなされていた
+1		元請業者として、工事期間中、月間、週間、日々の活動計画を作成し、工程計画に基づき確実に実施され、その記録も整理保管されていた
0		安全衛生活動（協議会、朝礼、KY、現場点検等）が、実施され記録が整理保存されていた
−1		安全衛生活動（協議会、朝礼、KY、現場点検等）が、実施されたが、記録に不備があった
	＼	安全衛生活動の実施記録がなかった 、実施していなかった

Ⅳ　出来高及び出来ばえについて

［建　築］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅳ　出来形 **1 施工精度はどうか。** ・設計図書、各品質計画で記載された、仕上り精度。 ・特記されていないものについては、必要に応じ定めた精度における、仕上げ見本の提示によって決定する。 ・仕上り精度の規定のないものについては、視認により十分な正確さであることを確認する。	監検		
	+3		品質計画等に定められた精度を高水準で管理され、記録にも問題がなかった
	+1		品質計画等に定められた精度を管理し、記録にも問題がなかった
	0		品質計画等に定められた精度を管理されていたが、一部記録との整合がとれなかった
	−1		品質計画等に定められた精度を管理されていたが、記録との整合に不備が多かった
	−3		品質計画等に定められた精度を管理されていたか不明で、検査時のチェックでも規格外箇所が多くあった
Ⅳ　品質 **2 仕様書に定められた品質（品質証明・試験成績書等の管理、施工チェック）が正しく管理され、施工されていたか。** Ⅱ－4の施工計画書で検討されている品質計画が実行され、結果も良いものが出来たか。	監検		
	+3		仕様書、特記仕様書、施工計画書に記載された施工方法にて、品質管理が確認され記録が整理保存されていた
	+1		仕様書、特記仕様書、施工計画書に記載された施工方法にて、品質管理が確認され記録が整理保存されていたが、整理方法が悪かった
	0		仕様書、特記仕様書、施工計画書に記載された方法で施工されていたが、一部書類に不備があった
	−1		仕様書、特記仕様書、施工計画書に記載された方法で施工されていたが、書類の不備が多かった
	−3		仕様書、特記仕様書、施工計画書に記載された施工方法と現場施工・書類が合致しなかった
Ⅳ　品質 **3 使用材料等の品質及び形状が設計図書等の規格を満たしていたか。** 使用する材料が、設計図書等に定める品質及び性能を有することの証明となる資料で確認していたか。	監検		
	+2		設計図、特記仕様書、仕様書等に記載の材料について、性能規格証明、材料試験結果報告書、寸法等立会い確認写真等が確認され、その記録が整理保存されている
	+1		設計図、特記仕様書、仕様書等に記載の材料について、性能規格証明、材料試験結果報告書、寸法等立会い確認写真等が確認され、その記録が整理保存されていたが、記録写真に一部不備があった
	0		設計図、特記仕様書、仕様書等に記載の材料について、性能規格証明、材料試験結果報告書、寸法等立会い確認写真等が確認され、その記録が整理保存されていたが、一部不備があった
	−1		設計図、特記仕様書、仕様書等に記載の材料について、性能規格証明、材料試験結果報告書に一部不備があり、寸法等立会い確認写真等にも不備が多かった
	−2		設計図、特記仕様書、仕様書等に記載の材料について、性能規格証明、材料試験結果報告書、寸法等立会い確認写真等に多くの不備があり、確認できる資料も少なかった

Ⅳ 出来ばえ **4 全体的な美観はどうか。** 完成物の全体的な仕上り(バランス、とおり、平滑さ、ムラや割れの有無など)を評価する。	監検		
	+2		完成検査時に、細かな部分までに充分な配慮がされていた
	+1		完成検査時に、細かな部分まで水準以上の仕上りであったが、軽微な手直しが一部あった
	0		完成検査時に、仕上がりは概ね良かったが、手直しが一部あった
	−1		完成検査時に、仕上がりが不十分で、手直しが多くあった
	−2		完成検査時に、仕上がりが悪く全面的な手直しがあった
Ⅳ 出来ばえ **5 機能面及び安全面の状態はどうか。** 建具の建付けや、各種可動物の作動状態など良好であったかを評価する。 安全機能面への配慮として指つめ防止、転落防止手摺、戸当たり、緩衝材等の設置を評価する。	監検		
	+2		可動部分の作動確認を行い、検査時においても良好な状態であった
	+1		可動部分の作動確認をチェックされていたが、一部簡易な調整があった
	0		可動部分の作動確認をチェックされていたが簡易な調整があった
	−1		可動部分の作動確認を一応チェックされていたが簡易な調整が多かった
	−2		可動部分の作動確認をチェックされておらず、監督員から改善指示を受けていたが手直しが完了していなかった
Ⅳ 出来ばえ **6 きめ細やかな仕上げが施されていたか。** 各所、細部にいたるまでの仕上げの丁寧さ(工程毎チェック)について評価する。	監検		
	+2		**使用材料の特性を熟知し、工程毎チェックを充分されており、何も問題が無かった**
	+1		一部、工程毎チェックに不足は見られたが、仕上げ状態・美観には問題がなかった
	0		一部、工程毎チェックに不足が見られ、仕上げ状態・美観にも軽微な問題があった
	−1		一部、工程毎チェックに不足が見られ、仕上げ状態・美観にも問題があった
	−2		半数以上の工種において工程毎チェックの不足があり、仕上げ状態・美観にも問題が多かった
Ⅳ 出来ばえ **7 既設との接続(取合い)の状況はどうか。** ・接続部の納まり・仕上げ状態 ・舗装の仕上げ状態・勾配 ・排水勾配等	監検		
	+2		建物接合、外構接合、排水設備等の接合は、既設部分の勾配等をよく検討して改修され、収まりは非常に良好であった
	+1		建物接合、外構接合、排水設備等の接合は、施設部分の勾配等を考慮して良好であった
	0		既設部分を考慮した接合（取合い）で少し納まりに難があったが、使用には問題がなかった
	−1		既設部分を考慮した接合（取合い）で少し納まりに難があり、一部手直しを指示した
	−2		既設部分を考慮しておらず、手直しが多かった

Ⅳ 出来ばえ **8 関連工事との取合いに伴う協力体制はどうか。** 分離発注等による出合い丁場的な、他工事との納まりについて。監督員と元請業者との協議を踏まえた協力体制となっていたか。 関連工事:分離発注等により、同一区域内及び隣接区域において他業者が行う工事	監検		
			関連工事業者相互の打ち合わせを密に行い、工程等への影響も無く予定通りの工事が行うことができ、工事・取り合いも良好に仕上がった
		+1	関連工事業者相互の打ち合わせを行い、予定通りの工事が行うことができ、工事・取り合いも問題なく仕上がった
		0	関連工事業者相互の打ち合わせを行い、工程等への影響は無かったが、工事・取り合いに、一部軽微な問題があった
		−1	関連工事業者相互の打合わせを行い、工程等への影響は無かったが、工事取り合いに、一部問題があった
			関連工事業者相互の調整不足のため、工程等への影響があり、工事取り合いに問題が多かった
Ⅳ 総合 **9 設計図で要求するものが正しくできていたか。** 出来形及び出来ばえを全体的評価する。	監検		
		+3	設計図で要求された事項が、全て許容範囲でありよく管理されていた
		+1	設計図で要求された事項が、全て許容範囲であった
		0	設計図で要求された事項で、軽微な内容で、許容範囲を超えたものがあった
		−1	設計図で要求された事項で、許容範囲を超えたものがあった
		−3	設計図で要求された事項で、許容範囲を超えた重大事項があった

Ⅴ　書類及び写真整備状況

［建　築］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅴ　関係書類 **2　関係諸官庁等への届出が適切な時期に行われ、書類が整備されていたか。** 市役所、労働基準監督署、警察署、消防署、保健所等への届出が遅れることなく提出されているか。 届出に際しては工事主管課等や関係機関と協議がなされた上、提出されているか。	監検		
	+2		関係機関と事前協議を行った上で、期限内に全て提出し記録の上、整理、保管されていた
	+1		期限内に全て提出し記録の上、整理保管されていた
	0		提出期限を越えた書類や届出されていないものが一部あったが、保存整理はされていた
	−1		期限を越えた提出書類が多く、保存整理も悪かった 協議がされず届出されているものや、提出期限を越えた書類また届出されていない書類も一部あった
	−2		提出されていない書類があり、また、整理も悪かった
Ⅴ　関係書類 **3　施工計画書及び当該工事の必要管理項目の記載事項を遵守し、書類等が提出されていたか。** 材料搬入報告書、施工管理報告書、材料 試験結果等報告書など仕様書や施工計画書などに基づき確認した事項をまとめた報告書が整理提出されていたか。	監検		
	+2		材料搬入報告書、施工管理報告書、材料試験結果等報告書の内容が、全て正しく提出され、整理保管されていた
	+1		材料搬入報告書、施工管理報告書、材料試験結果等報告書の内容が、正しく提出され、整理保管されていた
	0		全て監督員に提出されていたが、一部期限を過ぎた書類があった
	−1		全て監督員に提出されていたが、提出期限を大きく過ぎた書類があった
	−2		提出、報告されず、改善指示を受けていた
Ⅴ　関係書類 **4　規格証明書、保証書等は提出されていたか。** 使用する材料が、設計図書に定める品質、及び性能を有することの証明となる資料が提出されているか。 設計図書で要求されている保証書が提出されているか。	監検		
	+2		規格証明書、保証書が、全てよくまとめ整理し提出されていた
	+1		規格証明書、保証書が、よくまとめ提出されていた
	0		提出されていたが、日付等に記載漏れがあった
	−1		提出されていたが、内容に不備があった
	−2		提出されず、指示を受けていた
Ⅴ　関係書類 **5　工事の記録が提出されていたか。** 下記の記録が作成整備され、提出されているか。 ・監督員の指示した事項、及び、監督員と協議した結果についての記録 ・工事の全般的な経過を記載した書類 ・工事の施工に際し、試験(任意)を行った場合の記録	監検		
	+2		工事の記録を全て作成し、内容確認を受け、良く整理分類され保存されていた
	+1		工事の記録を全て作成し、内容確認を受け、保存されていた
	0		全て提出されていたが、内容確認を受けていない記録が一部あった
	−1		監督員の確認されていない記録があり、文書別の整理が悪かった
	−2		記録を作成していない事項があり、指示を受けた

Ⅴ 関係書類

6 施工の記録、工事写真、見本等が提出されていたか。

下記のいずれかに該当する場合、記録が作成整備され、提出されているか。
- ・工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日の目視の検査が不可能な場合
- ・一工程の施工を完了した場合
- ・監督員の指示を受けた場合
- ・設計図書に定められた施工の確認を行なった場合

監検		
+2		仕様書、監督員の指示等による必要な工事の図面、写真等記録、性能確認された内容が見やすく整理された状態であった
+1		仕様書、監督員の指示等による必要な工事の、図面、写真等記録、性能確認された状態であった
0		報告書等が全て提出されていたが、一部不備があった
−1		報告書等が全て提出されたが内容に不備が多くあった
−2		報告書が提出されず、是正指示を受けていた

Ⅴ 関係書類

7 建設副産物の処理が正しく処理されていたか。

「契約書」、「許可証」、「廃棄物管理票(ﾏﾆﾌｪｽﾄ)」等が、正しく処理され整備されているか。
- ・産業廃棄物処理業、中間処理業、収集運搬業許可証等
- ・再生資源利用計画書
- ・廃棄物管理票(ﾏﾆﾌｪｽﾄ)
- ・建設残土処理状況
- ・運搬車輌の登録、積載量の管理状況
- ・運搬状況の記録写真等

監検		
+2		処理計画書から完了報告書まで記載内容に不備なく、法律等の内容を良く理解され、非常に見やすく、解りやすく整理された状態であった
+1		処理計画書から完了報告書まで記載内容に不備なく、整理された状態であった
0		正しく処理された事は確認できたが、記載内容に軽微な不備があった
−1		正しく処理された事は確認できたが、記載内容に不備があった
−2		廃棄物等の処理に確認出来ない事項があり、また、不適切な処理もあった

Ⅴ 写真

8 工事写真は工種毎に全て揃っていたか。

工種毎「工事経過の記録」の写真の有無について 評価する。「工事写真の 撮り方」を参考に、“工事経過記録”が的確 におさえられているかについて評価する。

監検		
+2		全ての工種が、写真記録され不要な写真もなく、添え書きされ、非常に見やすい工事写真であった
+1		全ての工種が、写真記録された工事写真であった
0		全ての工種は、揃っていた
−1		一部の工種に不足があった
−2		複数の工種に写真がなかった

Ⅴ 写真

9 工事写真が目的を満たした内容であったか。

「使用材料の確認」「品質管理の確認」等、「工事写真の 撮り方」を参考に、“撮影対象”が的確 におさえられているかについて評価する。

監検		
+2		全ての写真が、目的別に撮影され、添え書きなしでも理解出来る写真内容であった
+1		全ての写真が、目的別に撮影されていた
0		一部の写真で目的が不明瞭な写真があったが、理解できた
−1		工事写真の不足があった
−2		写真の撮影目的が不明瞭、記録不足が多かった

Ⅴ　写真 **10 工事写真の撮影内容が把握できるように撮られていたか。** 「施工状況」、「施工記録」が「工事写真の撮り方」を参考に ・立会者、確認者 ・時期、工程、加工の前後等 ・場所、部位等 ・工事種目、分類 ・規格、表示ﾏｰｸ、寸法等 ・施工状況等 これらが的確におさえられているかについて評価する。	監検		
	+2		全ての写真が、撮影のﾎﾟｲﾝﾄを押さえ、内容を良く理解できた
	+1		全ての写真の内容を理解できた
	0		写真のうち一部内容を理解しにくい写真があった
	−1		写真のうち、内容を理解しにくい写真があった
	−2		写真の内容が不明瞭、記録不足が多かった
Ⅴ　写真 **11 工事写真が見易く、分かり易く整理･編集されていたか。** 工事記録写真として、第三者にも内容が容易に把握できるような整理編集が出来ていたかについて評価する。	監検		
	+2		工事記録写真に解説図面、見出し、説明書等を適切に添付し、見る人の事を考えた整理・編集であった
	+1		工事記録写真に解説図面、見出し、説明書等を添付し、整理・編集されていた
	0		見出し、図面等は添付されていたが、全体の編集が少し悪かった
	−1		写真のみで、少し見にくく理解しにくい記録写真であり整理・編集も悪かった
	−2		記録写真の整理・編集をされておらず、監督員の指示を受けていた

様式第３号（第４条関係）　　平成24年4月改訂版V1

工　事　成　績　表　（　設　備　）　㊙

施　工　年　度	平成　　年度			
工　事　主　管　課				
工　事　名	工事			契　約　番　号
請　負　者				ラ　ン　ク
請　負　金　額		成　績　評　定　日 平成　年　月　日		③　評定点
契　約　工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日			
完　成　日	平成　年　月　日	完成検査日	平成　年　月　日	

評　価　項　目	評　価　区　分 A 85以上	B ～75	C ～65	D ～55	E 55未満	配分率	評　点
Ⅰ 施　工　体　制						×0.10	
Ⅱ 施　工　状　況						×0.30	
Ⅲ 安　全　管　理						×0.05	
Ⅳ 出来形及び出来ばえ						×0.40	
Ⅴ 書類及び写真の整備状況						×0.15	

③ 評定点　＝　① 評点　＋　② 加減点	② 加減点	① 評点計

監　督　員　所　見	検　査　員　所　見

所属	工事主管課長　氏名		
	主任監督員職･氏名		
	監　督　員職･氏名		
所属	検　査　員　氏名		

（備考）㊟　評点は小数点第３位を、又、評定点は小数点第１位を四捨五入して記入する。

Ⅰ 施 工 体 制

（設 備）

区 分	番号	細　　目	※	評定者	評価				
施工体制一般	1	施工体制台帳及び施工体系図が整備されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	2	施工体制台帳及び施工体系図が現場と一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	3	有資格者の作業分担と責任の範囲が明記され、現場と一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	4	建設業許可（建設業許可票、労災成立票等）を示す標識が設置されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	5	工事実績データ登録は監督員の確認を受けたうえで行われていたか。	1	監		+1	0	−1	
				検					
	6	工事規模、内容に応じた人員、機械配置がなされ施工していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
配置技術者等	7	現場代理人として、工事全体を把握し、良好な施工に努めたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	8	現場代理人として、監督員との連絡調整並びに工事に対する積極性、協調性はどうであったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	9	主任技術者又は監理技術者は、技術的判断に優れ良好な施工に努めたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			1	検		+1	0	−1	
	10	各作業主任者及び専門技術者を選任し、配置していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
その他	11	検査において立会人の態度、対応、積極性はどうであったか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	12	検査に係る人員配置及び検査器具の整備はどうであったか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	13	受注者としての、工事に取り組む姿勢と熱意はどうであったか。	4	監	+4	+2	0	−2	−4
				検					
			小 計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点 ＝ [①] × { 35 / (35 − [②]) }

＝ [③]

対象外となる細目の※計	②	
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	
標準点	④	**65**
評価点	③+④	

Ⅱ 施 工 状 況

（設 備）

区 分	番号	細　　目	※	評定者	評価				
施工管理	1	施工計画書等の内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映していたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	2	施工計画書に作業分担及び必要資格と責任が明記されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	3	施工計画書等及び契約関係書類の提出時期が適切であったか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	4	施工計画書等の記載事項が分かりやすく、正しく記載されていたか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	5	施工計画書等と現場施工方法が一致していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	6	品質管理が適時、的確に行われていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	7	現場事前調査（埋設物調査等）を行ったか。	1	監		+1	0	−1	
				検					
	8	工事用の機械、車両等は低騒音、排出ガス対策等の機械を使用していたか。	1	監		+1	0	−1	
				検					
	9	建設廃棄物処理及びリサイクル（再資源化等）の計画が適切に行われていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	10	監督員に段階確認してもらう立会依頼が、適切な時期に行われていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	11	工事に対する苦情はなかったか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	12	監督員等に現場で指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、是正報告を行ったか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
工程管理	13	工程計画の内容が検討され、充実していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	14	適切な作業時間、休日を確保していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	15	実施工程表が分かりやすく記載され、変更が生じた場合、その見直しを行っていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	16	資機材等は計画どおり停滞なく搬入していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	17	対外関係及び関連工事との調整を積極的に行い、工事全体の円滑な進捗に努めたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
			小　計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点 ＝ [①] × { 35 / (35 − [②]) }

＝ [③]

対象外となる細目の※計	②	
換算点（小数点以下3位四捨五入）	③	
標準点	④	65
評価点	③+④	

Ⅲ 安 全 管 理　　**（設 備）**

区 分	番号	細　　目	※	評定者	評価				
安全管理	1	保安施設は工事全般にわたり、保安施設配置計画と一致していたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	2	保安施設は現場の進捗状況に合わせて的確であったか。また管理されていたか。	4	監	+4	+2	0	−2	−4
				検					
	3	事業者として、工事安全や労働災害防止に関する会議を定期的に開催し、記録していたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	4	安全管理活動（危険予知等）を実施し、記録が整備されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	5	現場として、安全教育・訓練等を実施し、記録が整備されていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
				検					
	6	現場内及び現場周辺の歩行者及び通行車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切に行われ、記録が整備されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
	7	保護具着用等、現場従事者各自の安全管理に取り組む姿勢は積極的であったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	8	高所作業等などの危険作業で、労働災害に対する安全管理対策は十分行っていたか。	5	監	+5	+2	0	−2	−5
				検					
	9	現場内外での衛生･環境管理が日常的に行われていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	10	災害発生時の対処方法（マニュアル等）が確立されていたか。	1	監		+1	0	−1	
			1	検		+1	0	−1	
	11	安全衛生管理活動を推進していたか。		監					
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
			小　計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点　＝［　①　］　×　{ 35 / (35 − ［　②　］) }

＝［　③　］

対象外となる細目の※計	②	
換算点（小数点以下3位四捨五入）	③	
標準点	④	**65**
評価点	③+④	

Ⅳ 出来形及び出来ばえ

（設 備）

区 分	番号	細 目	※	評定者	評価				
出来形	1	設計書で要求する仕様が各工程の監督員確認の段階で正しく出来ていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	2	配管・配線等の出来形（チェックリスト参照）。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	3	機器設置等の出来形はどうか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	4	機器の機能及び運転性能等の出来形はどうか。	5	監	+5	+2	0	−2	−5
				検					
	5	関連工事等の納まり、保守点検の配慮等はなされていたか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
品質	6	機材の品質及び形状が設計図書等に適合する旨の証明書が整備されていたか。		監					
			1	検		+1	0	−1	
	7	機材の各種試験が的確に行われ、設計図書等に適合する成績書等が整備されていたか。		監					
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
	8	施工完了時の自主検査を的確に行い、記録していたか。		監					
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
	9	試運転記録が整備され、設計図書に基づく機能が確認できたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
出来ばえ	10	機材の外観、仕上がり面及び塗装の状態はどうであったか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	11	配管等の塗装、保温の出来ばえはどうであったか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	12	機材・配管・配線・弁類等に必要な表示がなされていたか。		監					
			1	検		+1	0	−1	
			小 計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点 ＝ [①] × { 35 / (35 − [②]) }

＝ [③]

対象外となる細目の※計	②	
換算点（小数点以下3位四捨五入）	③	
標準点	④	**65**
評価点	③+④	

Ⅴ 書類及び写真整備状況　　（設 備）

区分	番号	細目	※	評定者	評価				
関係書類	1	契約書及び仕様書に基づき、当該工事に必要とされる書類が整備されていたか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	2	各種承諾願・設計変更にかかる協議書などが整備されていたか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	3	関係諸官庁等への届出が適切な時期に行われ、書類が整備されていたか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	4	建設副産物の処理（マニフェストの提出等）はどうか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	5	施工内容と完成図の照合を行ったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
	6	機材の取扱説明書、操作説明書、保証書等が整備されていたか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	7	打ち合わせ議事録、質疑書など施工管理に必要な書類を整備していたか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	8	検査前に関係書類を整備し、チェックしていたか。また、書類作成中に監督員から 訂正指示を受けた事項について、速やかに是正を行ったか。	3	監	+3	+1	0	−1	−3
				検					
写真	9	写真管理基準の管理項目を満足しているか。	2	監	+2	+1	0	−1	−2
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	10	工事内容を写真から容易に把握できるような写真整備の創意工夫があったか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	11	隠蔽場所など後で確認できない場所での工事写真を適切に撮影し、整備していたか。	1	監		+1	0	−1	
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	12	黒板記載事項は整理されていたか。		監					
			2	検	+2	+1	0	−1	−2
	13	各工種の段階的な状況が適切に撮影されていたか。		監					
			3	検	+3	+1	0	−1	−3
			小 計						
			計		①				

換算計算は以下の通り

換算点 ＝ [①] × { 35 / (35 − [②]) }

＝ [③]

対象外となる細目の※計	②	
換算点（小数点以下3位四捨五入）	③	
標準点	④	**65**
評価点	③+④	

Ⅳ　出来形及び出来ばえチェックリスト（監督員用）

（監督員用）

評　定　項　目	評価点	評価基準点Ⓐ
2　配管、配線等の出来形	（＋２）	←Ⓐが８７％以上
	（＋１）	←７０％≦Ⓐ＜８７％
	（　０）	←４０％≦Ⓐ＜７０％
	（－１）	←２５％≦Ⓐ＜４０％
	（－２）	←Ⓐが２５％未満

点数	評価基準（評価点の考え方）
2	・指摘、是正指示などが全くなく、出来形に問題がない場合
1	・軽微な事項での指摘、是正指示などがあったが、出来形に大きな問題がない場合
0	・重大な欠陥などの指摘があったり、是正指示が多く、是正に手間がかかった場合

チェックポイント	ポイント	満点	2	1	0	該当なし	
○　配管・配線等の寸法及び位置 施設管理上、問題ない位置であるかどうかを評価	2		□	□	□	□	
○　配管・配線等の適切な保安位置 耐震処置や防振処置の位置を評価 配線接続の位置を評価	2		□	□	□	□	
○　配管・配線等の接続方法 異種管接続方法を評価 配線の接続方法を評価	2		□	□	□	□	
○　配管・配線等の保護処置 テープや塗装による保護処置を評価 埋設配管の砂保護を評価	2		□	□	□	□	
○　配管・配線等と他設備との離隔距離 内線規程や電技等の、法的に定められた離隔距離を評価	2		□	□	□	□	
○　取付金具類の支持方法及び支持間隔 支持金具類の材質を評価 一般支持や振れ止め支持を評価	2		□	□	□	□	
○　防火区画貫通部の防火処理	1		□	□	□	□	
○　配管の通り具合 地中埋設配管の通り具合を評価 延長距離が長い配管の通り具合を評価	2		□	□	□	□	

合計点数を対象項目満点数で除算する（結果の小数点第２位四捨五入

［　　］×［　　］÷［　　］＝Ⓐ［　　］％

Ⅳ　出来形及び出来ばえチェックリスト（検査員用）

（検査員用）

評　定　項　目	評価点	評価基準点Ⓐ
2　配管、配線等の出来形	（＋２）	←Ⓐが８７％以上
	（＋１）	←７０％≦Ⓐ＜８７％
	（　０）	←４０％≦Ⓐ＜７０％
	（－１）	←２５％≦Ⓐ＜４０％
	（－２）	←Ⓐが２５％未満

点数	評価基準（評価点の考え方）
2	・指摘、是正指示などが全くなく、出来形に問題がない場合
1	・軽微な事項での指摘、是正指示などがあったが、出来形に大きな問題がない場合
0	・重大な欠陥などの指摘があったり、是正指示が多く、是正に手間がかかった場合

チェックポイント	ポイント	満点	2	1	0	該当なし	
○　配管・配線等の寸法及び位置 施設管理上、問題ない位置であるかどうかを評価	2		□	□	□	□	
○　配管・配線等の適切な保安位置 耐震処置や防振処置の位置を評価 配線接続の位置を評価	2		□	□	□	□	
○　配管・配線等の接続方法 異種管接続方法を評価 配線の接続方法を評価	2		□	□	□	□	
○　配管・配線等の保護処置 テープや塗装による保護処置を評価 埋設配管の砂保護を評価	2		□	□	□	□	
○　配管・配線等と他設備との離隔距離 内線規程や電技等の、法的に定められた離隔距離を評価	2		□	□	□	□	
○　取付金具類の支持方法及び支持間隔 支持金具類の材質を評価 一般支持や振れ止め支持を評価	2		□	□	□	□	
○　防火区画貫通部の防火処理	1		□	□	□	□	
○　配管の通り具合 地中埋設配管の通り具合を評価 延長距離が長い配管の通り具合を評価	2		□	□	□	□	

合計点数を対象項目満点数で除算する（結果の小数点第２位四捨五入

［　　］×［　　］÷［　　］＝Ⓐ［　　］％

加算点（設　備）

項　　目	加算点	ポイント　計Ⓔ
加算点	0	←加算点なし
・極めて難易度が高い工事	（＋５）	←Ⓔが１０点以上の場合
・難易度が高く、特別の考慮が必要な工事	（＋４）	←Ⓔが　８点以上の場合
・難易度が高い工事	（＋３）	←Ⓔが　６点以上の場合
・難易度が中程度の工事	（＋２）	←Ⓔが　４点以上の場合
・難易度が認められる工事	（＋１）	←Ⓔが　２点以上の場合

チェックポイント	ポイント
□　災害復旧などで極めて短期間の工期が求められる工事	4
□　工事現場が危険な状況下にあるような工事	2
□　工事現場において複雑な制約条件の存在がある工事（民家･商店が密集するなどの地元条件等）	2
□　夜間工事を条件とする工事	1
□　休日工事を条件とする工事	1
□　年末年始などの特殊な時期に行われる工事	1
□　交通量が非常に多い場所で、常に交通整理が必要な工事（国道･県道･交差点など）	2
□　鉄道営業線に近接する工事	2
□　施工実績、施工例が極めて少ない特殊な工事	5
□　施工実績、施工例が少ない工事	3

ポイント 計Ⓔ

減　点（設　備）

［記入方法］　該当する項目の□を■にする。８．についてはα及びβの値も記入すること。　　（主　任　監　督　員）

	措　置　内　容	点　数	□　項目該当なし
□	１．指名停止３ヶ月以上	－２０点	
□	２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点	
□	３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点	
□	４．文書注意２回以上実施	－１１点	
□	５．文書注意	－８点	
□	６．口頭注意	－５点	
□	７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－３点	
□	８．総合評価落札方式において、落札者の責により履行義務事項の不履行が認められる場合	－　点	α： β：

注）　４．～８．の減点を行う場合は、その事実関係が確認できる文書及び経過書等を必ず添付すること。

① 本評価で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上記の措置があった」場合に適用する。
② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために従事するものに限定する。
④ 総合評価落札方式において、落札者の責により履行義務事項の不履行が認められる場合は、その履行状況に応じ上表８により工事成績評定点を減点する。減点数は別紙計算式により、算出する。

【上記で評価する場合の応答事例】

- 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- 承諾なしに権利義務者等第三者譲渡又は継承を行った。
- 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取等に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- 建設業法に違反する事実が判明した。（一括下請け、技術者の専任違反等）
- 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 監督または検査の実施にあたり、職務執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- 下請代金遅滞防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある
- 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等に物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- その他　［理由：　　］

②加減点	加算点　＋　減点　＝	

【別紙】 履行義務事項不履行時における措置に関する基準

○ 工事成績評定点の減点（簡易型及び標準型）

当該工事の竣工後に、当該工事の履行義務事項の不履行の状況に応じ、
下記の計算式により計算した値に応じて、最大8点を減じる。

α：	点	（当初の施工計画及び技術提案の評価項目での評価点）
β：	点	（履行した施工計画及び技術提案の評価項目での評価点）
計算値：	点	
減点値：	点	

減点値＝８×（α －β ）／α

なお、減点値は計算値の小数点以下第1位を四捨五入とする。

別表第３（第４条関係）　　評定運用基準表

Ⅰ施工体制について　　［設　備］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅰ　施工体制一般 **1　施工体制台帳及び施工体系図が整備されていたか。** 施工体制台帳及び施工体系図、下請け契約書などの整備状況について確認する ※公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第13条及び建設業法第24条の7第1項が適用されない工事については、下請け通知書を評価する	監検 +3　現場施工前に、末端の下請業者まで台帳及び契約書等の関係書類が揃っており、内容も正しく、適切に整備されていた また変更及び追加があるごとの変更も速やかに管理されていた。 +1　現場施工前に、台帳及び契約書等の関係書類が揃えられ整備されており、変更及び追加の管理もできていた 一部に誤記等はあったが、台帳及び契約書等の関係書類が揃っており、整備されていた 0　整備されていたが、二次・三次等末端の下請業者の体系図の記載や契約書・注文請書に一部漏れがあった 当初は作成されたが、変更及び追加の管理が不十分で遅れることがあった −1　一次下請業者の体系図の記載や契約書・注文請書等の関係書類に漏れがあった 工期の後半に後付けにより書類の整合を図るなど、台帳や施工体系図の作成が遅れた −3　記入漏れや関係書類の漏れが多かった。作成していない。施工体制台帳をいつも現場事務所に常備していない
Ⅰ　施工体制一般 **2　施工体制台帳及び施工体系図が現場と一致していたか。** 施工体制台帳や施工計画書等に記載されている施工体系図が、実際の現場における施工体系と一致していたかを確認する	監 +2　工期中に変更及び追加があった際の是正・報告も速やかで、末端の下請業者まで一致していた +1　末端の下請業者まで一致していたが、工期中に変更及び追加があった際の是正・報告が遅かった 0　新規入場者教育等の記録を見ても、一致しているか十分確認できない −1　記載されてない下請業者が施工していた（下請契約は有り） −2　記載されてない下請業者が施工していた（下請契約も無し）
Ⅰ　施工体制一般 **3　有資格者の作業分担と責任の範囲が明記され、現場と一致していたか。** 施工計画書等の記載事項と現場が一致していたかを確認する （有資格者：電気工事士、消防設備士、溶接関連等）	監 +2　明記され、かつ記載されている内容と一致していることが資格証の確認簿等で確認できた +1　明記され、かつ記載されている内容と一致していることが確認できた 0　明記されていたが一部確認漏れがあった　　または一部で記入された者と異なる有資格者が実作業をしていた （記載された者と異なる者が作業をしており、この者の資格証の確認を行っていたが施工計画書の訂正なし） −1　明記されていたが、一部有資格者が作業していることが確認できなかった （記載された者と異なる者が作業をしていたが、この者の資格証の確認を行っていなかった） −2　明記されていない　　一致しない部分が多かった　　必要な有資格者の確認をしていなかった
Ⅰ　施工体制一般 **4　建設業許可（建設業許可票、労災成立票等）を示す標識が設置されていたか。** 「監督員」は設置状況を現場で確認 →確認事項：設置内容、時期 「検査員」は設置状況を工事写真で確認 →確認事項：設置内容、写真の鮮明さ	監検 +3　自主的に見やすく適切に必要なものが全て設置され、容易に確認できた　　工期当初～完成まで設置された +1　自主的に適切に必要なものが全て設置され、確認できたが、時期が少し遅れた　　工期当初は設置されず、設置が遅れた 0　監督員の指示で適切に必要なものが全て設置され、確認できたが、時期が少し遅れた 工期当初は設置されず、監督員の指示で設置された −1　必要な内容が不足していた　　監督員の再三の指示で設置をした −3　設置されていなかった

Ⅰ　施工体制一般 **5　工事実績データ登録は監督員の確認を受けたうえで行われていたか。** 工事実績データ登録が受注時、変更時に監督員の確認を受けたうえで、契約後10日以内に行われていたか。また、完成時の登録は完成日から10日以内に行われていたか	監	
	+1	監督員に確認を受けたうえで、契約・変更・完成後10日以内（土日祝日を除く）に登録が行われていた
	0	監督員に確認を受けたうえで、登録を行ったが、若干期限を過ぎていた
	−1	監督員に確認を受けたうえで、登録が行われていたが期限を大幅に過ぎていた 監督員に報告せずに登録していた
Ⅰ　施工体制一般 **6　工事規模、内容に応じた人員、機械配置がなされ施工していたか。** 工事の進捗度・作業の能率に応じた作業員及び機械の配置を評価する	監	
	+2	工程遅れや不適正な機械配置を生じないよう、事前に十分内容を検討し配置がなされた
	+1	直前の場合もあったが、事前の計画を立てたうえで、適正な配置がなされ施工上も問題なかった
	0	一部計画と一致しない部分があったが、現場においてはほぼ適正であった
	−1	不適正な配置がなされたため、工程に遅れが生じた　　事前に計画されていなかった
	−2	大幅な工程遅れや、不適正な機械の選定等、施工上の問題を生じさせた
Ⅰ　配置技術者等 **7　現場代理人として、工事全体を把握し、良好な施工に努めたか。** 現場代理人は工事請負契約約款第10条第2項に基づき、契約を履行するために受注者(社長)の代理人として「工事現場に常駐し、その運営、取締まり等」の職務を全うしたか受注者の現場運営を評価する	監	
	+3	委任された業務を完璧に行い、各下請担当者への指示も的確かつ確実で、適正な現場運営を行った
	+1	委任された業務を問題なく行い、工事全体の把握及び現場運営はほぼ適正であった
	0	工事全体の把握及び現場運営がほぼ適切であったが、監督員の指示により調整するなど、一部下請業者への連絡調整で漏れがあった
	−1	工事全体の把握や現場の問題解決に問題があった　　他人任せの現場運営であった
	−3	工事把握及び各問題対応が不適切であった　　工事中にもかかわらず現場に常駐せず是正指示を受けた
Ⅰ　配置技術者等 **8　現場代理人として、監督員との連絡調整並びに工事に対する積極性、協調性はどうであったか。** 監督員、その他関係者との連絡調整がとられ、工事に対する積極性、協調性及び指導力があったか発注者との連絡調整を評価する	監	
	+3	監督員や関係者との連絡調整がよく図られ、工事に対する積極性・協調性がよく、円滑な現場運営に努めた
	+1	監督員や関係者との連絡調整が図られ、工事に対する積極性・協調性がみられた
	0	一部監督員の指示により、関係者との連絡調整を図った　　監督員への連絡に一部漏れがあった
	−1	監督員や関係者との連絡調整が不十分であったり、事後報告が多かった
	−3	監督員や関係者の指示に従わない等、不誠実な対応を繰り返した
Ⅰ　配置技術者等 **9　主任技術者又は監理技術者は、技術的判断に優れ良好な施工に努めたか。** 工程管理や品質管理並びに安全管理に努め、また当該工事の従事者に技術上の指導監督を 適切に行い、良好な工事施工に努めたか。評価対象は技術者個人であり、 「監督員」は施工中の状況 「検査員」は検査時の答弁で評価	監検	
	+3	技術的判断に優れ、適切な技術上の監督を行い良好な施工に努めた結果、工事全体で良好な施工が行われた
	+1	技術的判断に優れ、適切な技術上の監督を行い良好な施工に努めていた
	0	軽微な是正事項があったが、技術的判断はほぼ適切で良好な施工に努めた
	−1	是正事項が多い等、技術的判断が不十分であった
	−3	技術的判断が不適切で、工事の円滑な進捗に支障を与えた　　他人任せの管理であった

Ⅰ　配置技術者等 **10　各作業主任者及び専門技術者を選任し、配置していたか。** 施工計画書に記載されている組織表や有資格者一覧表から作業主任者等の選任を確認し、配置が正しいかを評価する ※作業主任者は労働安全衛生法第14条、同施行令第6条に定める作業を行う場合に配置が必要で、選任した場合、労働安全衛生規則第18条に基づき氏名等の周知が義務付け ※専門技術者は建設業法第26条の2第2項参照	監		
	+2		作業主任者等の一覧表が整備され、適切に配置していることが容易に確認できた (例)当該作業時に一覧に記載された者が確かに配置されていることが、資格証の確認簿等により確認できた
	+1		作業主任者等の一覧表が整備され、適切に配置していることが確認できた (例)作業日報等により配置が確認できたが、資格証の確認簿等の整備はされていなかった
	0		作業主任者等の一覧表が作成されていたが、記入された者と異なる有資格者が配置されていた (例)記載された者と異なる者が配置されており、この者の資格証の確認を行っていたが一覧表の訂正なし
	−1		一覧表の整備が不十分　　一覧表に基づいた配置がなされているか確認できなかった (例)記載された者と異なる者が配置されていたが、この者の資格証の確認を行っていなかった
	−2		一覧表が作成されなかった　　必要な有資格者の確認をしていなかった 一覧表はあったが、記載された者が配置されていない場合が多かった
Ⅰ　その他 **13　受注者としての、工事に取り組む姿勢と熱意はどうであったか。** 現場代理人を中心に、受注者として設計図書に基づき「よりよい物」を作ろうという姿勢が、工事全般を通じて感じられたか	監		
	+4		高度な技術能力・知識に基づいて良好な工事の施工に努める姿勢と熱意が十分感じられた
	+2		良好な工事施工に努める姿勢と熱意が感じられた
	0		工事施工に努める姿勢と熱意は普通であった
	−2		工事施工に対する熱意があまり感じられなかった
	−4		工事に取り組む姿勢が悪く、熱意が感じられなかった　　監督員の是正指示に従わない

Ⅱ　施工状況について

［設　備］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅱ　施工管理 **1　施工計画書等の内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映していたか。** 施工計画書・施工図等の内容が設計図書の内容を満足し、また現場条件を考慮し、反映させたものになっているか（施工図等：施工図・製作図・その他これらに類するもので設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等）	監		
	+3		設計内容及び現場条件を適切に反映していた。また、変更が生じた場合の内容変更も速やかであった
	+1		設計内容及び現場条件を適切に反映していたが、変更が生じた場合の内容変更がやや遅かった
	0		設計内容を満足する内容であったが、現場条件の検討が一部不十分であった
	−1		現場条件や設計内容の検討が不十分で、施工計画書等通りの施工ができない部分があった
	−3		現場条件や設計内容を検討せず一般的な施工計画書等をそのまま使用していたため、是正指示を多く受けた
Ⅱ　施工管理 **2　施工計画書に作業分担及び必要資格と責任が明記されていたか。** 施工計画書に記載の工種別責任者等の作業分担と責任範囲が明確であるかを確認し、評価する	監		
	+2		全て具体的に記載されており、施工計画書のみで作業分担と責任範囲が明確に分かった
	+1		一部具体的ではなかったが、施工計画書のみで作業分担と責任範囲が推測できる内容であった
	0		記載されていたが一部不明確な部分があり、補足説明で作業分担と責任範囲が確認できた
	−1		不明確な部分が多かった　　資格証の写しが確認できない
	−2		記載されていなかった　　後報となっておりその後のフォローが出来ていない
Ⅱ　施工管理 **3　施工計画書等及び契約関係書類の提出時期が適切であったか。** 施工計画書・施工図等や契約関係書類について、当初の提出だけでなく、監督員の指摘事項の修正を行い、承諾を受けた時期に問題がないかを合わせて評価する	監		
	+2		全ての書類で監督員が十分検討できる時期に提出され、指摘事項は修正を行い、承諾後に施工を行った
	+1		一部書類で施工直前の提出であったが、指摘事項は修正を行い、承諾後に施工を行った
	0		施工直前の提出が多かったが、指摘事項は修正を行い、承諾後に施工を行った
	−1		施工直前の提出が多く、指摘事項の修正が一部遅れた
	−2		施工開始後の提出や、必要な施工計画書等の作成をしない　　図書を後付けで作成した
Ⅱ　施工管理 **5　施工計画書等と現場施工方法が一致していたか。** 施工計画書・施工図等の各種承諾書類と、現場の施工内容が一致しているかを現場の状況で確認する	監		
	+2		一致しており、承諾後の変更も適切に監督員の承諾を受けた後に施工を行った
	+1		一致しており、承諾後の変更事項は、監督員に報告を行った後に施工を行った
	0		一部に一致しないものがあったが、事後報告を行い、品質に問題がないことを監督員が確認できた
	−1		一部に一致しないものがあり、監督員への報告もなかった
	−2		一致していない部分が多くあった　　必要な施工計画書等が無かった

Ⅱ 施工管理

6 品質管理が適時、的確に行われていたか。

工場における機器の検査、現場における資機材の保管状況、各試験等の品質管理が施工計画書等及び各仕様書どおりに履行されたか

監

+2		適時、的確に行われるなど、適正な品質管理がなされ、記録も整備されていた
+1		適時、的確に行われており、記録もほぼ整理されていたが、一部記録に不明確な部分があった
0		適時、的確に行われていたが、記録が整理されていなかったり、不備があった
−1		一部品質管理がなされていない場合があった　監督員への報告が不十分　記録が少なかった
−2		施工中に自主検査を行っていない、また、記録を作成していない等、品質管理が不十分であった

Ⅱ 施工管理

7 現場事前調査（埋設物調査等）を行ったか。

施工前に受注者自ら現場を調査し、設計内容を確認して施工計画等及び現場施工に反映したか

監

+1		適切に事前調査及び設計図書との照合を行い、設計または施工上の問題提起を行い、監督員と協議した結果を現場施工に反映していた
0		行ったが、一部施工計画等及び現場施工に反映されていなかった
−1		行っていなかった　行っていたが施工に反映されておらず、既設物を破損する等、問題が発生した

Ⅱ 施工管理

8 工事用の機械、車両等は低騒音、排出ガス対策等の機械を使用していたか。

監

+1		施工計画書等に使用機械を明示し、現場で配置された機械等の確認もなされており、記録でも確認できた
0		施工計画書等に使用機械を明示していたが、現場での配置の確認が不十分であった
−1		使用しなかった

Ⅱ 施工管理

9 建設廃棄物処理及びリサイクル（再資源化等）の計画が適切に行われていたか。

リサイクルに関する事項で積極的な提案を行い、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切に行われていたかを評価する。建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（リサイクル法）対象工事の場合は、この届出についても評価する

監検

+2		変更も含めて適切な計画が立てられ、書類にも不備がなく、リサイクルへの取り組みも積極的であった
+1		変更も含めて適切な計画が立てられたが、リサイクルへの取り組みは一般的であった
0		ほぼ適切であったが、許可証や契約書に一部整備しきれていない箇所があった　処理計画書の提出が遅かった
−1		取組んでいたようだが、処理計画書に記載がない　契約書が添付されていない
−2		行われなかった　処理計画書が提出されていない

Ⅱ 施工管理

10 監督員に段階確認してもらう立会依頼が、適切な時期に行われていたか。

各工種の段階確認（ｽﾘｰﾌﾞ検査、切替作業、受電・停電作業・各種試験・試運転・その他設計図書に定められている場合及び監督員の指示を受けた場合等）の依頼が適切な時期に必要な頻度で行われたか

監

+2		立会い・確認計画を立て、十分な時間的余裕をもって依頼があり、必要な立会い確認がすべて行われた
+1		立会い・確認計画を立て、ほぼ適切な時期に依頼があり、必要な立会い確認がすべて行われた
0		依頼時期に少し問題があったが、必要な立会い確認がすべて行われた
−1		監督員の催促により行われることが多かった
−2		確認対象段階にもかかわらず、立会いなしに無断施工を行った

Ⅱ　施工管理 **11　工事に対する苦情はなかったか。** 周辺住民や通行人など第三者、及び施設管理者等からの苦情はなかったか	監		
	+2		地元等との調整や周囲への配慮が十分行われていたので、苦情は全くなかった
	+1		地元等との調整や周囲への配慮が行われていたので、苦情はほとんどなかった
	0		多少苦情があったが、適切に対応したため大きな問題にならなかった
	−1		地元等との調整や周囲への配慮が十分でなく、苦情が多かったが、対応は適切であった
	−2		地元等との調整や周囲への配慮が不十分で、対応が悪く大きな問題になった
Ⅱ　施工管理 **12　監督員等に現場で指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、是正報告を行ったか。** 口頭指示・文書指示を問わず、指摘を受けた事項についての改善状況、報告状況を評価する	監		
	+2		全ての指摘事項について速やかに改善を図り、速やかに是正報告を行った (例)速やかに改善を図り、監督員に書面をもって是正報告を行い、確認を受けてから次工程に進んだ
	+1		全ての指摘事項について速やかに改善を図ったが、報告が遅れる場合があった (例)速やかに改善を図ったが、一部指摘事項で、監督員に是正報告を行い確認を受ける前に次工程に進んだ
	0		一部の指摘事項について、改善または是正報告が遅れた (例)一部指摘事項で、監督員に是正報告を求められた後に、是正及びその報告を行う場合があった
	−1		指摘事項の改善が遅く、是正報告も遅かった (例)監督員に是正報告を求められた後に、是正及びその報告を行う場合が多かった
	−2		指摘事項の改善が不明確であった。また是正報告を行わなかった (例)施工後に確認できない部分の是正指示で、監督員の立会い確認・写真撮影とも行っていない
Ⅱ　工程管理 **13　工程計画の内容が検討され、充実していたか。** 工事の着手に先立ち、関連工事、施設管理者との調整・協議等を考慮し、工程表に反映させていたか	監		
	+2		工程表の内容が具体的で、十分に検討され、計画通りに実施された
	+1		工程表の内容に一部具体的でない部分があったが、検討され、計画通りに実施された
	0		工程表の内容に具体的でない部分があり、実施も一部計画どおりではなかったが、工程には影響がなかった
	−1		工期当初から修正が生じる等、検討が不十分であったが、修正を行いながら施工を進めた
	−2		検討が不十分で、監督員の指示による是正も十分行わず、工程表と異なる施工を行った
Ⅱ　工程管理 **14 適切な作業時間、休日を確保していたか。** 当初工程が無理なく施工が行える内容で検討されていたか。また、当初工程から遅れを生じた際の見直しを適時行って、無理な作業日程を組む必要がないように、工程管理が行われていたか	監		
	+2		適切な作業日程を組み、時間外や休日作業を全く行わずに、自主検査等の品質管理に十分な期間を確保できた
	+1		適切な作業日程を組み、時間外や休日作業は行わず、自主検査等の品質管理の時間を確保できた
	0		一部工種で、時間外や休日作業を行ったが、監督員の承諾を得ていた
	−1		監督員の承諾を得ずに一部工種で、時間外や休日作業を行った
	−2		無理な作業日程を組み、時間外や休日作業を多く行わせた

Ⅱ　工程管理

15　実施工程表が分かりやすく記載され、変更が生じた場合、その見直しを行っていたか。

実施工程表＝全体工程表が各工種別や各施工場所別に具体的に記載され、変更の対応も都度行われ、工程管理が行われていたか
(注記)ここでいう実施工程表とは全体工程表のことであり、詳細な月間・週間工程表をもって替えることはできない。工期全般を通しての工程管理を評価の対象とする

監		
+2		具体的に記載され、変更が生じた場合その見直しを速やかに行い、出来高曲線等により予定と実施の差も記録していた
+1		具体的に記載されていて、出来高管理も行われていたが、変更が生じた場合の見直しが遅かった
0		記載事項はあまり具体的ではなかったが、出来高管理はほぼ行われていた
−1		出来高曲線を記入していなかったり、週間・月間工程表のみしか作成しなかったりで、出来高管理ができていなかった
−2		作成していない　当初工程表のままで変更時に見直し作業を行っていなかった

Ⅱ　工程管理

16 資機材等は計画どおり停滞なく搬入していたか。

全体工程を検討した上での搬入計画を作成していたか。また、材料搬入時の検収は確実に行われていたか

監		
+2		十分検討の上、計画立案がなされ、計画通り停滞なく搬入し、材料検収もすべて行われ記録されていた
+1		十分検討の上、計画立案がなされ、計画通り停滞なく搬入していたが、材料検収の記録が一部不足していた
0		計画立案が不十分であったが、停滞なく搬入はされていた
−1		一部材料のみの材料検収しか行っていなかった　全体工程に支障はなかったが、搬入停滞があった
−2		全体工程に支障を与える重大な搬入停滞があった　材料検収を行っていない

Ⅱ　工程管理

17 対外関係及び関連工事との調整を積極的に行い、工事全体の円滑な進捗に努めたか。

消防・警察・その他関係官庁及び地元等の調整、また、別契約の関連工事との調整を密に行い、円滑に工事を進捗させたか

監		
+2		監督員の指示がなくても、自ら積極的に時期的に余裕がある時期に調整を図り、円滑な工事の進捗に努めた
+1		一部施工直前の場合があったが、監督員の指示がなくても、事前に調整を図り、円滑な工事の進捗に努めた
0		一部調整不足及び監督員の指示を受けての調整が見られたが、工事の進捗には支障がなかった
−1		調整が不十分で工事進捗に支障を与えた　監督員の指示を受けないと調整を行わなかった
−2		調整不足により重大な支障があった　監督員の指示を受けた後でも調整を速やかに行わなかった

Ⅲ　安全管理について

［設　備］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅲ　安全管理 **1　保安施設は工事全般にわたり、保安施設配置計画と一致していたか。** 建設工事公衆災害防止対策要綱（第三者災害の防止）、建築工事安全施工技術指針（工事における事故・災害の防止）等の基準に従い配置計画され、現場と一致していたかを確認し、評価する	監		
	+3		各要綱等の基準を遵守した計画がたてられ、この計画と現場が一致していた　また、工事の進捗及び施工条件の変化に合わせた内容の見直しも速やかで、常に現場災害を防止する姿勢が感じられた
	+1		各要綱等の基準を遵守した計画がたてられ、この計画と現場が一致していた　また、工事の進捗及び施工条件の変化に合わせた内容の見直しが一部不十分な点はあったが、現場災害を防止する姿勢が感じられた
	0		事前の計画が一部不十分であったが、計画と現場はほぼ一致していた
	−1		事前の計画が一部不十分であった　また、計画と現場が一致していない部分が多く、監督員からの指摘で是正をすることが多かったが、指示に対する是正は速やかであった
	−3		事前の計画が不十分であった　また、監督員からの指摘で是正をすることが多かったが、指示に対する是正が遅く、現場災害を防止する意識が乏しかった
Ⅲ　安全管理 **2　保安施設は現場の進捗状況に合わせて的確であったか。また管理されていたか。** 施工計画及び工事写真により確認し、評価する	監		
	+4		進捗に合わせた計画をしたうえで適切に管理され、監督員からの指摘事項が工期内で全くなかった
	+2		進捗にあわせた計画は十分ではなかったが、現場の進捗に合わせてほぼ適切に管理されていた。
	0		軽微な内容の指摘はあったが、ほぼ適切であり、管理もほぼ問題なかった
	−2		管理が一部不十分で、監督員から指示を受けた
	−4		適切さに欠け、管理も不十分で監督員から多く指示を受けたが、事故は発生しなかった
Ⅲ　安全管理 **3　事業者として、工事安全や労働災害防止に関する会議を定期的に開催し、記録していたか。** 労働安全衛生法第10～18条に基づく安全・衛生委員会(注)及び労働安全衛生規則第35条に基づく新規入場者教育の実施状況を確認する (注)常時50人未満でも努力義務有り(労働安全衛生規則第23条の2で、意見を聴く機会)	監		
	+2		全労働者を対象に定期的に開催され、状況を確認できる記録を速やかに整備していた 教育内容が施工状況をよく反映していた
	+1		全労働者を対象に定期的に開催されたが、状況を確認できる記録の整備が少し遅れた 教育内容が一般的なものであった
	0		定期的に開催されていたが、記録の一部が整備されていなかった 教育内容が一般的な内容であったが、入場者記録と現場とは一致していた
	−1		定期的ではないが開催されていた　一部の労働者のみへの実施であった　記録が少ない
	−2		開催されていなかった　記録が全くない　教育を実施していない

Ⅲ 安全管理

4 安全管理活動(危険予知等)を実施し、記録が整備されていたか。

日々の作業開始前等に受注者が行う
KY活動やTBMの実施状況を確認する

監

+2		全労働者を対象に定期的に開催され、状況を確認できる記録を速やかに整備していた KY活動やTBM実施の内容が、現場の施工状況を適切に反映した内容であった
+1		状況を確認できる記録の整備が少し遅れたが、全労働者を対象に定期的に開催されていた KY活動やTBM実施の内容が、概ね現場の施工状況を反映していた
0		定期的に開催されていたが、記録の一部が整備されていなかった KY活動やTBM実施の内容が、概ね現場の施工状況を反映していた
−1		定期的ではないが開催されていた　一部の労働者のみへの実施であった 記録が少ない　現場の施工状況を反映していないことが多かった
−2		開催されていなかった　記録が全くない

Ⅲ 安全管理

5 現場として、安全教育・訓練等を実施し、記録が整備されていたか。

提出書類により確認し、評価する
(公共工事の発注における工事安全対策要綱に
基づく、作業員全員参加による月当り半日
以上の教育・訓練の実施状況を確認する)

監

+2		定期的に実施され、状況を確認できる記録を速やかに整備しており、教育内容も施工状況をよく反映していた
+1		定期的に実施されたが、状況を確認できる記録の整備が少し遅れた　教育内容が一般的なものだった
0		定期的に実施されていたが、記録の一部が整備されていなかった
−1		定期的ではないが実施されていた　記録が少ない
−2		実施されていなかった　記録が全くない

Ⅲ 安全管理

6 現場内及び現場周辺の歩行者及び通行車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切に行われ、記録が整備されていたか。

現場環境、施工状況に合わせた安全措置
の取り組みが適切に行われたか
交通整理員の配置等は適切であったか

「監督員」は施工中の状況
「検査員」は検査時の答弁及び写真で評価

監検

+3		適切な取り組みがなされ、請負者としての自主管理を十分行い、記録を整備していた
+1		適切な取り組みがなされたが、自主管理記録が一部不十分であった
0		取り組みがなされていたが、記録を作成していない、またはほとんどない
−1		取り組みが適切さを欠いていた
−3		取り組みがなされていない　第三者に被害を与えた

Ⅲ 安全管理

7 保護具着用等、現場従事者各自の安全管理に取り組む姿勢は積極的であったか。

現場の状況及び写真で確認する

監

+3		安全管理に取組む強い意欲があることにより、工事期間中に不安全な作業者を目にすることがなかった
+1		安全管理に取組む強い意欲があり、工事期間中に不安全な作業者を目にすることがあったが、現場責任者により直ちに是正を行っていた
0		安全管理に取組む意欲は感じられたが、徹底が一部できていなかった
−1		安全管理に対する意識が薄く、監督員から指摘を受けた
−3		安全管理に対する意識がなく、監督員から何度も指摘を受けた

Ⅲ　安全管理 **8　高所作業等などの危険作業で、労働災害に対する安全管理対策は十分行っていたか。** 労働安全衛生法第14条に基づく作業主任者の選任、同法第61条に基づく就業制限、同法第59条第3項に基づく特別教育、を適正に行い、安全管理対策を十分行っていたか	監	
	+5	適切な特別教育を行って記録も整備していた 安全管理に取組む強い意欲があることにより、現場においても適切な安全管理対策が適宜行われていた
	+2	特別教育は行われていたが記録の整備がやや遅れた 安全管理に取組む意欲があることにより、現場においても適切な安全管理対策が適宜行われていた
	0	安全管理に取組む意欲があり、現場においても適切な安全管理対策が行われていた
	−2	特別教育の記録が少ない　　安全管理に対する意識が薄く、監督員から指摘を受けた
	−5	特別教育の記録がない　　安全管理に対する意識がなく、監督員から何度も指摘を受けた
Ⅲ　安全管理 **9　現場内外での衛生･環境管理が日常的に行われていたか。** 作業場の内外を整理整頓･清掃･後片付けを行い、作業環境を良くし、労働災害の発生を未然に防ぐよう努められていたか現場で確認する	監	
	+3	施工区域周辺も含め常に整理･整頓が行われており、一度も指摘がなかった
	+1	施工区域周辺も含め日常的に行われていたが、一部、整理整頓が行われていない日があった
	0	行われている時期と行われていない時期があった　　施工区域周辺に対する配慮が欠けている部分があった
	−1	行われないことが多かった
	−3	ほとんど行われず、安全･衛生管理上、問題があった
Ⅲ　安全管理 **10　災害発生時の対処方法（マニュアル等）が確立されていたか。** 施工計画書等の災害発生時の対処フロー等は明確になっていたか	監検	
	+1	対処方法が整備され、適切に確立していることが容易に確認できた
	0	対処方法は整備されていたが、一部不備があった
	−1	対処方法は作成されていたが、多くの不備があった　　確立されていない

Ⅳ　出来高及び出来ばえについて

［設　備］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅳ　出来形 **1　設計書で要求する仕様が各工程の監督員確認の段階で正しく出来ていたか。**	監 +3　工事に対する工夫や改善提案をする等、品質管理に信頼がおけ、正しく出来ていた +1　設計書で不明確な部分は事前に協議した上で施工を行う等、品質管理がほぼ適正で、正しく出来ていた 0　ほぼ正しく出来ていたが、数箇所程度の軽微な手直しがあった −1　正しく出来ていない部分が多かったが、監督員からの指示に対する是正は速やかであった −3　正しく出来ていない部分が多く、監督員からの指示を多く受けた上、指示に対する是正も遅かった
Ⅳ　出来形 **2　配管・配線等の出来形（チェックリスト参照）。** 配管、配線等とは、配管・配線・ダクト・弁類等を指す	監検 +2 +1 0　**この項目は別紙チェックリストにより評価を行うこと** −1 −2
Ⅳ　出来形 **3　機器設置等の出来形はどうか。** 機器・器具（衛生器具等）本体の据付け状態は適正であったか。	監検 +2　全ての機器や器具の据付状況が、設計図書の耐震対策も含め適切であった +1　全ての機器や器具の据付状況が、設計図書の耐震対策も含め適切だが、一部器具の据付け精度が悪い 0　一部の器具の据付状況について、がたつき等の軽微な指摘があった　一部機器の据付け精度が悪い −1　多くの器具の据付状況について、がたつき等の軽微な指摘があった　一部の機器にがたつき等の指摘があった −2　機器や器具の据付において固定が不十分で転倒の恐れ、設計図書の耐震据付を満足しない等、重大な指摘があった
Ⅳ　出来形 **4　機器の機能及び運転性能等の出来形はどうか。** 試運転要領書に基づき、機器の機能及び運転性能が適正かつ円滑にすすめられたか。	監 +5　全ての機器の機能・性能が設計図書で定める性能を組合せ運転や実負荷運転で満足し、関連機器の支障もなかった 試運転要領書の計画にそって円滑に運転性能の確認ができた +2　全ての機器の機能・性能が設計図書で定める性能を組合せ運転や実負荷運転で満足し、関連機器の支障もなかった 一部自主的な改善点はあったが、機能・運転性能の確認ができた 0　機器の機能・性能を満足するために、軽微な指摘があった −2　機器の機能・性能を満足するために、多くの指摘があった 機器の機能が確認できるまでに多少時間を要した −5　機器の機能・性能を満足するために、重大な指摘があった 機器の機能が確認できるまでに当初予定期間を大幅に超える時間を要した

Ⅳ　出来形 **5　関連工事等の納まり、保守点検の配慮等はなされていたか。** 別契約の関連工事及び既設設備・配管等の状況を事前に十分調査・検討し、納まりや保守点検の配慮が行われていたか	監検 +2 事前に詳細図等を作成する等、十分検討がなされ、納まりや保守点検に支障がない施工が行われた +1 一部事前検討がなされていない部分があったが、納まりや保守点検に支障がない施工が行われた 0 事前検討はなされていなかったが、納まりや保守点検に支障がない施工であった −1 事前検討されなかったために、一部について支障があり、周囲の吊りボルトの位置変更やバルブの方向変更等、軽微な指摘があった −2 事前検討されなかったために、多くの部分について支障があり、周囲の吊りボルトの位置変更やバルブの方向変更等、指摘があった
Ⅳ　品質 **9　試運転記録が整備され、設計図書に基づく機能が確認できたか。** 配管類や機器等について、施工後の現場での試運転状況を、試運転調整実施要領書及び施工計画書等で事前に監督員の承諾を得た内容に基づいて行われたかを判断する	監検 +1 適切に分かりやすい内容で整備され、設計図書に基づく性能・機能を満足することを容易に確認できた 記録では一部内容が不明確で、検査時の補足説明で設計図書に基づく性能・機能を満足することを確認できた 0 規格値が未記入等、記録に一部不明確な部分があった −1 記録において不備が多く、十分に機能が確認できない　確認するために追加資料が必要であった 必要な試運転を行っていない　試運転記録を作成していない　明らかに信頼性がない後付けの記録しかない

Ⅴ　書類及び写真整備状況

［設　備］

評　定　細　目（監督員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅴ　関係書類 **1　契約書及び仕様書に基づき、当該工事に必要とされる書類が整備されていたか。** 着工届～完成届までの契約書に基づく提出書類や仕様書に基づく提出書類を対象とする	監		
	+3		書類の記載内容も問題なく、整理がよく行われていて、全ての書類が揃っていた
	+1		書類の記載内容も問題なく、全ての書類が揃っていたが、整理が不十分だった
	0		必要な書類は揃っていたが、一部の書類に市受領印が抜けているなど、整備状況に軽微な不備があった
	−1		多くの書類の整備状況に問題があった　　揃っていないが、監督員には提出済み
	−3		必要な書類が揃っておらず、監督員にも提出していない　　ほとんど書類がない
Ⅴ　関係書類 **4　建設副産物の処理（マニフェストの提出等）はどうか。** 計画書～完了報告書までの各提出書類及びこれらの各書類に添付する契約書等の関係書類、並びにマニフェストについて評価する	監検		
	+2		適切に処理され、かつ書類も添付書類を含めて不備がなかった
	+1		適切に処理され、かつ書類も添付書類を含めて揃っていたが、一部誤記や記載漏れがあった
	0		処理はほぼ適切であったが、添付書類漏れやマニフェストの照合欄等、一部書類不備があった
	−1		処理はほぼ適切であったが、書類不備が多かった
	−2		委託契約していない会社で処理をしたり、マニフェストを交付しない等、不適切な処理を行った
Ⅴ　関係書類 **5　施工内容と完成図の照合を行ったか。** 実際に行った施工内容に基づいた完成図等（完成図面・竣工図・機器完成図）が作成されていたか	監		
	+3		実際に行った施工内容に基づく完成図が作成され、内容も詳細図を作成する等、工夫されていた
	+1		実際に行った施工内容に基づく完成図が作成されていた
	0		軽微な項目で相違があったが、管理上問題は無い内容であった
	−1		設計図をそのまま完成図とする等、相違する部分が多かった　　重大な項目の相違があった
	−3		完成図が未完成であった
Ⅴ　関係書類 **8　検査前に関係書類を整備し、チェックしていたか。また、書類作成中に監督員から 訂正指示を受けた事項について、速やかに是正を行ったか。**	監		
	+3		検査前に関係書類が適切に整備され、チェックされていた 工期中に監督員から指示を受けた事項の是正が速やかに行われた
	+1		検査前に関係書類が適切に整備され、チェックされていた 工期中に監督員から指示を受けた事項の是正について、一部遅れたが、対処できていた
	0		検査前の関係書類のチェックが不十分で一部不備があった 工期中に監督員から指示を受けた事項の是正について、遅い場合があったが工程には影響がなかった
	−1		検査前の関係書類のチェックは適切さに欠け、書類不備が多かった 工期中に監督員から指示を受けた事項の是正について、遅い場合が多かった
	−3		検査前に関係書類が整備できていなかった 工期中に監督員から指示を受けた事項の是正について、非常に遅いまたは是正しなかった

Ⅴ 写真

9 写真管理基準の管理項目を満足しているか。

・ 着手前及び完成写真　・ 機器製作写真
・ 品質管理写真　　・ 施工状況写真
・ 材料検査写真　　・ 安全管理写真
・ 災害関係写真
等、各工事で必要とされる写真は漏れなく鮮明に撮影されているか

監検		
+2		全ての管理項目で撮影され、機材や施工状況が写真から確認できた
+1		全ての管理項目で撮影され、一部に不鮮明な写真はあったが機材や施工状況が写真からほぼ確認できた
0		全ての管理項目で撮影されているが、項目ごとの枚数が不足しており、機材や施工状況が十分に確認できない
−1		必要な項目の撮影がなされていない等、管理が不十分であった
−2		写真が大幅に不足しており、機材や施工内容の確認が十分できなかった

※写真関係の各項目共通での評価方法について
写真が全般的に不鮮明（ピンボケ・印刷状態が悪い等）で、本来の目的である「工事の記録」が確認できない場合は、「全項目」を最高でも「±0」とし、「＋1」以上にしない。ただし、一部の写真が不鮮明な場合は、これらを工事写真と見なさず評価対象外として、他の写真について各評価基準で評価を行う。

Ⅴ 写真

11 隠蔽場所など後で確認できない場所での工事写真を適切に撮影し、整備していたか。

地中埋設部・躯体打込部・二重天井内等、施工後に直接確認できない部分の施工状況が設計図書や施工図等と一致していることが、写真のみで把握できるよう、寸法が読み取れる鮮明さでの検尺写真等で十分な頻度で撮影されていたか

監検		
+1		隠蔽箇所等の施工状況が写真から判別できるよう、適切に撮影されていた。 また、検尺状況等の撮影も工夫されていた
0		隠蔽箇所等の施工状況が、写真から判断可能な程度には撮影されていたが、一部検尺していない写真があった
−1		隠蔽箇所等の施工状況が、写真から推測可能な程度に撮影されていたが、撮影箇所数は不足していた ほとんどの写真が検尺されていない　隠蔽箇所等の施工状況が、写真から確認できない　撮影されていなかった

別表第３（第４条関係）　　評定運用基準表

Ⅰ施工体制について

［設　備］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅰ　施工体制一般 **1　施工体制台帳及び施工体系図が整備されていたか。** 施工体制台帳及び施工体系図、下請け契約書などの整備状況について確認する ※公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第13条及び建設業法第24条の7第1項が適用されない工事については、下請け通知書を評価する	監検 +1　台帳及び契約書等の関係書類が揃っており整備されていた 0　整備されていたが、二次・三次等末端の下請業者の体系図の記載や契約書・注文請書に一部漏れがあった −1　一次下請業者の体系図の記載や契約書・注文請書等の関係書類に漏れがあった　　作成していない
Ⅰ　施工体制一般 **4　建設業許可（建設業許可票、労災成立票等）を示す標識が設置されていたか。** 「監督員」は設置状況を現場で確認 →確認事項：設置内容、時期 「検査員」は設置状況を工事写真で確認 →確認事項：設置内容、写真の鮮明さ	監検 +1　明瞭な写真が撮影されていた 0　写真から記載内容が判読しづらい −1　写真を撮影していない
Ⅰ　配置技術者等 **9　主任技術者又は監理技術者は、技術的判断に優れ良好な施工に努めたか。** 工程管理や品質管理並びに安全管理に努め、また当該工事の従事者に技術上の指導監督を 適切に行い、良好な工事施工に努めたか。 評価対象は技術者個人であり、 「監督員」は施工中の状況 「検査員」は検査時の答弁で評価	監検 +1　技術的判断に優れ、適切な技術上の監督を行い良好な施工に努めていた 0　軽微な是正事項があったが、技術的判断はほぼ適切で良好な施工に努めた −1　是正事項が多い等、技術的判断が不十分であった　　他人任せの管理であった

Ⅰ　その他 **11　検査において立会人の態度、対応、積極性はどうであったか。** 質問についての回答状況及び積極性等の工事に対する理解度を評価する ※施工内容・完成図書内容を十分に理解していれば、検査員の質問に対し速やかに適切に資料等を提示し、答弁が可能となる。また、立会人＝答弁者は原則として元請業者でなければならず、一部専門的な内容を下請業者に答弁させることは可能であるが、主たる答弁者が元請業者でない場合は減点となる	検	
	+2	対応は適切であり、かつ積極性が見られ、工事内容を十分把握していた (例)全ての質問に対し、完成図書の資料等を速やかに提示し、具体的な説明を交えて明確に答弁した
	+1	対応は適切であったが、やや積極性に欠けていた (例)全ての質問に対し、明確に答弁した
	0	対応はほぼ適切であった (例)質問に対し、一部回答が不十分になる部分はあったが、全てに答弁した
	−1	対応に一部不十分な面が見られた (例)質問に対し、一部回答できない項目があった
	−2	工事全般に渡り工事への認識が低く、検査対応は消極的であった　　ほとんどを下請業者が対応していた (例)質問に対し、多くの項目で回答ができなかった、またはほとんどを下請業者が答弁していた

Ⅰ　その他 **12　検査に係る人員配置及び検査器具の整備はどうであったか。** 検査に係る人員及び器具の配置が事前に十分になされているか。また、答弁者・記録者・器具設置者等、役割分担が明確にされており、円滑に検査が行えるよう配慮されていたか ※各例は一例であり、他の項目も含めて検査全般を通じて評価する	検	
	+2	事前に適切に整備され、検査が円滑に執行できた
	+1	適切に整備されていたが、検査中に準備する等、一部事前準備が不十分なものがあった
	0	一部、整備されていなかったが軽微な事項で、検査には支障がなかった
	−1	整備状況が一部不十分で、検査執行に支障があった
	−2	整備状況が不十分で、検査執行に重大な支障を与えた

Ⅱ　施工状況について

［設　備］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅱ　施工管理 **4　施工計画書等の記載事項が分かりやすく、正しく記載されていたか。** 工事仕様書に明記されていればその内容を、明記されていなければ監理指針等を参考に、内容を確認する（総合施工計画書及び工種別施工計画書・施工要領書を対象）	検 +2　全体を通して具体的で分かりやすい内容で、正しく記載されていた +1　一部に具体性に欠ける内容があったが、ほとんどの部分で分かりやすく正しく記載されていた 0　一部に一般的な内容や誤記または記入漏れがあったが、施工上は問題なかった −1　当該工事に該当しない項目を記載する等、一般的な内容で記載されていた　誤記や記入漏れが多かった −2　必要な内容が記載されていない
Ⅱ　施工管理 **9　建設廃棄物処理及びリサイクル（再資源化等）の計画が適切に行われていたか。** リサイクルに関する事項で積極的な提案を行い、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切に行われていたかを評価する。建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（リサイクル法）対象工事の場合は、この届出についても評価する	監検 +2　変更も含めて適切な計画が立てられ、書類にも不備がなく、リサイクルへの取り組みも積極的であった +1　変更も含めて適切な計画が立てられたが、リサイクルへの取り組みは一般的であった 0　ほぼ適切であったが、許可証や契約書に一部整備しきれていない箇所があった　処理計画書の提出が遅かった −1　取組んでいたようだが、処理計画書に記載がない　契約書が添付されていない −2　行われなかった　処理計画書が提出されていない

Ⅲ　安全管理について

［設　備］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅲ　安全管理 **6　現場内及び現場周辺の歩行者及び通行車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切に行われ、記録が整備されていたか。** 現場環境、施工状況に合わせた安全措置の取り組みが適切に行われたか 交通整理員の配置等は適切であったか 「監督員」は施工中の状況 「検査員」は検査時の答弁及び写真で評価	監検 +3　適切な取り組みがなされ、請負者としての自主管理を十分行い、記録を整備していた +1　適切な取り組みがなされたが、自主管理記録が一部不十分であった 0　取り組みがなされていたが、記録を作成していない、またはほとんどない −1　取り組みが適切さを欠いていた −3　取り組みがなされていない　　第三者に被害を与えた
Ⅲ　安全管理 **10　災害発生時の対処方法（マニュアル等）が確立されていたか。** 施工計画書等の災害発生時の対処フロー等は明確になっていたか	監検 +1　対処方法が整備され、適切に確立していることが容易に確認できた 0　対処方法は整備されていたが、一部不備があった −1　対処方法は作成されていたが、多くの不備があった　　確立されていない
Ⅲ　安全管理 **11　安全衛生管理活動を推進していたか。** ① 工事安全・労働災害防止に関する会議 労働安全衛生法第10～18条に基づく安全・衛生委員会(注)及び労働安全衛生規則第35条に基づく新規入場者教育の実施状況を書類及び写真にて確認する (注)常時50人未満でも努力義務有り(労働安全衛生規則第23条の2で、意見を聴く機会) ② 安全管理活動（危険予知等）の実施状況 日々の作業開始前等に受注者が行うKY活動やTBMの実施状況を書類及び写真にて確認する ③ 安全教育・訓練等の実施状況 提出書類及び写真により確認し、評価する（公共工事の発注における工事安全対策要綱に基づく、作業員全員参加による月当り半日以上の教育・訓練の実施状況を確認する）	検 +3　安全衛生管理活動（安全衛生委員会、KY、新規入場者教育等）が実施され、全ての記録も漏れなく整理されており、会社としての活動、現場指導もなされていた +1　安全衛生管理活動（安全衛生委員会、KY、新規入場者教育等）が実施され、全ての記録も漏れなく整理されていた 0　安全衛生管理活動（安全衛生委員会、KY、新規入場者教育等）が実施され、一部の書類の内容に不整合な部分があったが、概ね記録が整理されていた −1　安全衛生管理活動（安全衛生委員会、KY、新規入場者教育等）が、実施されたが、記録に不備があった −3　安全衛生管理活動（安全衛生委員会、KY、新規入場者教育等）の実施記録がなかった　　実施していなかった

Ⅳ　出来高及び出来ばえについて

［設　備］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方
Ⅳ　出来形 **2　配管・配線等の出来形（チェックリスト参照）。** 配管、配線等とは、配管・配線・ダクト・弁類等を指す	監検 +2 □ +1 □ 0 □ この項目は別紙チェックリストにより評価を行うこと −1 □ −2 □
Ⅳ　出来形 **3　機器設置等の出来形はどうか。** 機器・器具（衛生器具等）本体の据付け状態は適正であったか。	監検 +2 □ 全ての機器や器具の据付状況が、設計図書の耐震対策も含め適切であった +1 □ 全ての機器や器具の据付状況が、設計図書の耐震対策も含め適切だが、一部器具の据付け精度が悪い 0 □ 一部の器具の据付状況について、がたつき等の軽微な指摘があった　一部機器の据付け精度が悪い −1 □ 多くの器具の据付状況について、がたつき等の軽微な指摘があった　一部の機器にがたつき等の指摘があった −2 □ 機器や器具の据付において固定が不十分で転倒の恐れ、設計図書の耐震据付を満足しない等、重大な指摘があった
Ⅳ　出来形 **5　関連工事等の納まり、保守点検の配慮等はなされていたか。** 別契約の関連工事及び既設設備・配管等の状況を事前に十分調査・検討し、納まりや保守点検の配慮が行われていたか	監検 +2 □ 事前に詳細図等を作成する等、十分検討がなされ、納まりや保守点検に支障がない施工が行われた +1 □ 一部事前検討がなされていない部分があったが、納まりや保守点検に支障がない施工が行われた 0 □ 事前検討はなされていなかったが、納まりや保守点検に支障がない施工であった −1 □ 事前検討されなかったために、一部について支障があり、周囲の吊りボルトの位置変更やバルブの方向変更等、軽微な指摘があった −2 □ 事前検討されなかったために、多くの部分について支障があり、周囲の吊りボルトの位置変更やバルブの方向変更等、指摘があった
Ⅳ　品質 **6　機材の品質及び形状が設計図書等に適合する旨の証明書が整備されていたか。** JIS等各規格証明書やミルシート、工場での検査成績書を整備し、各機器や材料が設計図書等に適合することが容易に確認できるか（対象は規格・大きさ・厚み・塗装膜厚等）	検 ＼ +1 □ 整備されており、すべての機材が設計図書に適合することが確認できた 0 □ 整備されていたが、一部成績書等の不足等により設計図書に適合することが確認できない機材があった −1 □ 整備されておらず、成績書等も一部の機材についてのみで、設計図書に適合することが十分に確認できなかった ＼

Ⅳ　品質

7　機材の各種試験が的確に行われ、設計図書等に適合する成績書等が整備されていたか。

工場での試験及び現地施工後の各種試験の成績書等で確認する
（対象は機器単体での動作確認・性能機能試験・照明点灯試験・衛生器具通水試験・配管耐圧試験・絶縁抵抗試験・接地抵抗試験等）

検

+3		必要な試験がすべて行われ、成績書等も適切に分かりやすい内容で整備されており、この成績書のみで設計図書等に適合していることが、試験に必要とする器具の精度も含め容易に確認できた
+1		必要な試験は行われ、成績書等も揃っていたが、この成績書のみでは設計図書等に適合していることが確認できず、検査時の補足説明により適合していることが確認できた
0		一部の成績書の内容に規格値の未記載等、不明確な部分があったが、必要な試験は行われていた 試験に必要とする器具の精度が一部不明確であった
−1		試験を行っていたが、一部の試験について成績書等が作成されていなかった
−3		必要な試験を行っていなかった　　明らかに信頼性がない後付けの記録しかない

Ⅳ　品質

8　施工完了時の自主検査を的確に行い、記録していたか。

各施工段階の完了時に、自主検査を行い、記録しているか
（対象は据付け・塗装・保温状況等、施工に関するもの）

検

+3		各段階で的確に行い、かつ記録しており、その内容が明確になっていた
+1		整理が不十分だったが、記録は各段階で行われ、的確に行われていた
0		記録が一部不足しており、検査内容が十分に確認できない部分があったが、各段階で行われていた
−1		各段階で行わず、回数が不足していたり、検査内容の不足があった
−3		完成時のみ自主検査を行う等、各段階で自主検査を行っていなかった 記録を作成していない　　明らかに信頼性がない後付けの記録しかない

Ⅳ　品質

9　試運転記録が整備され、設計図書に基づく機能が確認できたか。

配管類や機器等について、施工後の現場での試運転状況を、試運転調整実施要領書及び施工計画書等で事前に監督員の承諾を得た内容に基づいて行われたかを判断する

監検

+2		適切に分かりやすい内容で整備され、設計図書に基づく性能・機能を満足することを容易に確認できた
+1		記録では一部内容が不明確で、検査時の補足説明で設計図書に基づく性能・機能を満足することを確認できた
0		規格値が未記入等、記録に一部不明確な部分があった
−1		記録において不備が多く、十分に機能が確認できない　　確認するために追加資料が必要であった
−2		必要な試運転を行っていない　　試運転記録を作成していない　　明らかに信頼性がない後付けの記録しかない

Ⅳ　出来ばえ

10　機材の外観、仕上がり面及び塗装の状態はどうであったか。

完成時の仕上がり状態について、細部に至るまで十分に管理され、良好な状況に保たれていたか
（完成検査時の傷、汚れ等の状態を対象とする）

検

+2		清掃や細部の仕上げも十分なされており、仕上がり状態は良好であった
+1		仕上がり状態は良好であったが、一部清掃や細部の仕上げが不十分であった
0		一部に粗雑な施工部分が見られたが、全般的にはほぼ良好であった
−1		粗雑な施工が多かった
−2		仕上がり状態の不良部分が多かった

Ⅳ　出来ばえ **11　配管等の塗装、保温の出来ばえはどうであったか。** 完成時の仕上がり状態について、細部に至るまで十分に管理され、良好な状況に保たれていたか (完成検査時の傷、汚れ、塗装・保温の丁寧さ等を対象とする)	検		
	+2		全ての部分で、粗雑な施工やはがれ等が全くない状態で良好な施工であった
	+1		一部にはがれ・汚れ等が見られたが、全般的には良好な施工であった
	0		一部に粗雑な施工部分や未塗装部分等が見られたが、全般的にはほぼ良好であった
	−1		粗雑な施工や未塗装部分が多かった
	−2		仕上がり状態の不良部分が多かった
Ⅳ　出来ばえ **12　機材・配管・配線・弁類等に必要な表示がなされていたか。** 機材等に、種別、用途、設置年月日、安全等に関する表示がなされていたか	検		
	+1		必要な表示が漏れなく、正確に表示がなされていた
	0		一部に表示漏れ、または表示の誤りがあったが、概ね必要な表示がなされていた
	−1		必要な表示がなされていない部分が多かった

Ⅴ　書類及び写真整備状況

［設　備］

評　定　細　目（検査員用）	評　価　の　考　え　方		
Ⅴ　関係書類 **2　各種承諾願・設計変更にかかる協議書などが整備されていたか。** 各書類について、発行年月日が記載され署名又は捺印された「書面」として作成・整備されているか （対象：機器製作図・材料承諾・施工図・設計変更にかかる協議書等）	検		
	+2		必要な書類が全て揃っており、監督員承諾も全て行われ、内容についても全く問題なかった 詳細図や比較検討資料を添付する等、創意工夫がなされ、協議の過程が分かりやすくまとめられていた
	+1		必要な書類が全て揃っており、監督員承諾も全て行われ、内容についても全く問題なかった 創意工夫はないが、資料だけを見て内容が分かる程度には整備されていた
	0		必要な書類が揃っており、監督員承諾も行われていたが、内容に軽微な不備があった 協議書だけを見ても、別紙等の添付資料がなく、内容が分かりずらい。
	−1		必要な書類が不足していたり、記載事項の不備が多く内容が分からない　監督員承諾が完了していない
	−2		書類が作成されていないものが多かった
Ⅴ　関係書類 **3　関係諸官庁等への届出が適切な時期に行われ、書類が整備されていたか。** 届出書類の提出時期が適正であったか。 また、副本や控え・検査済証等が図書へ綴じ込まているか （対象：諸官庁・消防・労働基準監督署等への届出書類）	検		
	+2		事前に届出書類リストが整備され、適切な時期に届出が行われ、かつ控え等の書類が全て整備されていた
	+1		適切な時期に届出が行われ、かつ控え等の書類が全て整備されていた
	0		届出は行われていたが、控え等の書類の整備に一部漏れがあった
	−1		届出が行われていないものがあった
	−2		届出が全く行われていなかった
Ⅴ　関係書類 **4　建設副産物の処理（マニフェストの提出等）はどうか。** 計画書～完了報告書までの各提出書類及びこれらの各書類に添付する契約書等の関係書類、並びにマニフェストについて評価する	監検		
	+2		適切に処理され、かつ書類も添付書類を含めて不備がなかった
	+1		適切に処理され、かつ書類も添付書類を含めて揃っていたが、一部誤記や記載漏れがあった
	0		処理はほぼ適切であったが、添付書類漏れやマニフェストの照合欄等、一部書類不備があった
	−1		処理はほぼ適切であったが、書類不備が多かった
	−2		委託契約していない会社で処理をしたり、マニフェストを交付しない等、不適切な処理を行った
Ⅴ　関係書類 **6　機材の取扱説明書、操作説明書、保証書等が整備されていたか。**	検		
	+2		必要な書類は全て揃っており、同種をまとめたり該当品番に印をつける等、適切に分かりやすく整備されていた
	+1		必要な書類は全て揃っており、整備されていた
	0		必要な書類は全て揃っていたが、ただ綴じている状態で、整備はされていなかった
	−1		必要な書類はほぼ揃っていたが、一部不足があった
	−2		必要な書類の不足が多かった　受注者として必要なものが揃っているか把握できていない

Ⅴ 関係書類

7 打ち合わせ議事録、質疑書など施工管理に必要な書類を整備していたか。

各書類について、発行年月日が記載され署名又は捺印された「書面」として作成・整備されているか
(対象:質疑書、監督員・関連業者・諸官庁等との打ち合わせ議事録等)

検

+2		必要な書類が全て揃っており、監督員承諾も全て行われ、内容についても全く問題なかった 詳細図や比較検討資料を添付する等、創意工夫がなされ、協議の過程が分かりやすくまとめられていた
+1		必要な書類が全て揃っており、監督員承諾も全て行われ、内容についても全く問題なかった 創意工夫はないが、資料だけを見て内容が分かる程度には整備されていた
0		必要な書類が揃っており、監督員承諾も行われていたが、内容に軽微な不備があった 協議書だけを見ても、別紙等の添付資料がなく、内容が分かりずらい
−1		必要な書類が不足していたり、記載事項の不備が多く内容が分からない　監督員承諾が完了していない
−2		書類が作成されていないものが多かった

Ⅴ 写真

9 写真管理基準の管理項目を満足しているか。

・着手前及び完成写真　・機器製作写真
・品質管理写真　・施工状況写真
・材料検査写真　・安全管理写真
・災害関係写真
等、各工事で必要とされる写真は漏れなく鮮明に撮影されているか

監検

+2		全ての管理項目で撮影され、機材や施工状況が写真から確認できた
+1		全ての管理項目で撮影され、一部に不鮮明な写真はあったが機材や施工状況が写真からほぼ確認できた
0		全ての管理項目で撮影されているが、項目ごとの枚数が不足しており、機材や施工状況が十分に確認できない
−1		必要な項目の撮影がなされていない等、管理が不十分であった
−2		写真が大幅に不足しており、機材や施工内容の確認が十分できなかった

※写真関係の各項目共通での評価方法について
写真が全般的に不鮮明(ピンボケ・印刷状態が悪い等)で、本来の目的である「工事の記録」が確認できない場合は、「全項目」を最高でも「±0」とし、「+1」以上にしない。ただし、一部の写真が不鮮明な場合は、これらを工事写真と見なさず評価対象外として、他の写真について各評価基準で評価を行う。

Ⅴ 写真

10 工事内容を写真から容易に把握できるような写真整備の創意工夫があったか。

撮影時及び図書への整備時に創意工夫がなされていたか
(創意工夫の例:箱尺の使用、黒板への図示、全景と拡大写真の併用、色分けした撮影、図面の挿入、写真の並べ方等)

検

+2		全工程・全工種を通じて創意工夫がなされていた結果、工事内容を写真から容易に把握できた
+1		全般的には創意工夫がなされていたが、一部工程や工種で、工事内容の把握がしづらい写真があった
0		創意工夫がなされている写真と、なされていない写真が混在していた
−1		ほとんどの写真で、写真から工事内容を把握することは困難であった
−2		工事内容を写真から把握することができなかった

Ⅴ 写真

11 隠蔽場所など後で確認できない場所での工事写真を適切に撮影し、整備していたか。

地中埋設部・躯体打込部・二重天井内等、施工後に直接確認できない部分の施工状況が設計図書や施工図等と一致していることが、写真のみで把握できるよう、寸法が読み取れる鮮明さでの検尺写真等で十分な頻度で撮影されていたか

監検

+2		隠蔽箇所等の施工状況・内容が十分写真から判別できるよう、適切に撮影されていた また、検尺状況等の撮影も工夫されており、鮮明な写真が撮影されていた
+1		隠蔽箇所等の施工状況が写真から判別できるよう、適切に撮影されていた また、検尺状況等の撮影も工夫されていたが、一部不鮮明な写真があった
0		隠蔽箇所等の施工状況が、写真から判断可能な程度には撮影されていたが、一部検尺していない写真があった
−1		隠蔽箇所等の施工状況が、写真から推測可能な程度に撮影されていたが、撮影箇所数は不足していた ほとんどの写真が検尺されていなかった
−2		隠蔽箇所等の施工状況が、写真から確認できない　撮影されていなかった

Ⅴ　写真 **12　黒板記載事項は整理されていたか。** 記載が必要な内容のもれがないか、また 記載内容で工事内容を具体的に表す工夫 がなされているかを評価する (工夫の例:施工図等の内容を黒板に 記載し検尺と一致させる、各試験の 規格値・合格値を記載等)	検		
	+2		図を使用または具体的内容を記入した写真が多く、記載内容に工夫が見られ、良く工事内容を反映していた
	+1		一部を除いて図を使用または具体的内容を記入しており、記載内容に工夫が見られた
	0		必要な内容は記載されていた　　工夫はされていたが、一部記入間違いや記入漏れがあった
	−1		記載内容の漏れが多い、または具体的でない記載が多い(例:単に「給水配管状況」としか書かれていない 等)
	−2		多くの写真で黒板を使用していない
Ⅴ　写真 **13　各工種の段階的な状況が適切に撮影されていたか。**	検		
	+3		全工程・全工種を通じて着手前から完成まで漏れなく鮮明に撮影し、状況・内容が良く分かるよう整理されていた
	+1		全工程・全工種を通じて着手前から完成まで撮影し、整理はされていたが、一部不鮮明な写真があった
	0		ほとんどの工程・工種で適切に撮影されていたが、一部において施工中の写真がない等、一部不備があった
	−1		写真が不足している工程・工種が多い
	−3		段階的な状況の撮影がされていなかった　　写真が大幅に不足していた